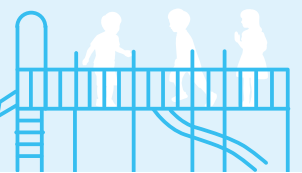


# FUJIIDERA

## 第五次藤井寺市総合計画



藤井寺市

## 「つどいつながり 育つまち ふじいでら」をめざして

藤井寺市は、国史跡である古市古墳群をはじめ、国宝・重要文化財を有する神社仏閣など、貴重な歴史・文化的資産が数多く点在しています。また、大阪都心部の近くに位置し、交通の利便性も高く、コンパクトで良好な住宅都市として発展してきました。

本年は、市制施行50周年の節目の年であり、これまで、先人が培い、育てこられたこの歴史豊かで住み良い藤井寺市を次世代に引き継いでいくことが、私たちにとっての使命であると考えています。

一方、人口減少社会の到来、少子化・高齢化が進む中であって、国においては、「1億総活躍社会の実現」や「地方創生の推進」などが打ち出され、地方自治体にあっては、将来にわたり、持続可能な行財政運営と魅力あふれ活力ある地域社会を築いていくことが求められています。本市にありましても、市民との協働によるまちづくりや地域の活性化を進め、定住化の促進と交流人口の拡大などを図っていくことが重要となっています。

こうした中、本市がめざすまちの姿とそれを実現するための基本的な方向性を示す指針として、将来像を「つどいつながり 育つまち ふじいでら」と定め、向こう8年間で計画期間とした第五次藤井寺市総合計画を策定いたしました。この将来像は、本市に数多くの人々が集い、交流し、それらのネットワークを広げて助け合い・支え合うとともに、子どもも大人も誰もがともに学び、育ち合うことによって、豊かな未来を創っていくまちの姿を表しているものです。

今後は、この計画に基づき、市内外の方々に、「住みたいまち」、「訪れたいまち」、「住み続けたいまち」と思っただけのようなまちづくりや情報発信を行ってまいります。また、子育て支援や教育環境の充実、福祉施策の推進、地域資源を活かしたまちなぎわいづくり、防災・防犯体制の強化、快適な住環境の構築などへ取り組み、より一層、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと存じます。このような施策を市民の皆様とともに進めていくことで、我がまち藤井寺への愛着や誇りを育んでいただけるように、私自身、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

本計画を策定するにあたりまして、熱心にご議論をいただきました市民会議参加者の皆様、総合計画審議会委員並びに市議会議員の皆様、貴重なご意見やご提言を頂戴いたしました市民の皆様、心より感謝とお礼を申し上げます。今後とも、本市のまちづくりに関し、皆様の一層のご指導とご協力をお願いいたします。



平成28年6月

藤井寺市長 國下 和男

# 目次

<b>第1部 はじめに</b>	5
<b>第1章 総合計画の策定にあたって</b>	6
1 計画策定の趣旨	6
2 計画の位置づけ及び役割等	7
<b>第2章 計画の構成と期間</b>	8
1 計画の構成	8
2 計画の期間	9
<b>第3章 まちをとりまく背景</b>	10
1 藤井寺市の概要	10
2 現況	11
<b>第4章 藤井寺市の課題</b>	14
1 藤井寺市の現状分析	14
2 まちづくりの重点課題	15
<b>第2部 基本構想</b>	17
<b>第1章 将来像</b>	18
1 将来像	18
2 基本目標	19
<b>第2章 分野別まちづくりの基本方針</b>	20
1 住みたいまち	20
2 訪れたいまち	20
3 住み続けたいまち	21
<b>第3章 将来人口フレーム</b>	22
<b>第4章 都市づくりの基本的方向</b>	23
<b>第5章 まちづくり重点戦略と分野横断共通施策</b>	25
1 まちづくり重点戦略	26
2 分野横断共通施策	28
<b>第6章 推進体制</b>	30
1 総合計画の推進に向けて	30
<b>第7章 施策の体系</b>	32

## 第3部 重点プラン 33

<b>第1章 まちづくり重点戦略</b>	34
重点戦略1 子ども・子育て安心プロジェクト	34
重点戦略2 まちなかにぎわいアッププロジェクト	37
重点戦略3 いきいき長寿プロジェクト	41
<b>第2章 分野横断共通施策</b>	43
共通施策1 市民・行政のパートナーシップの確立	43
共通施策2 まちを運営するトータルマネジメントの推進	44
共通施策3 まちの魅力づくり・情報発信	46

## 第4部 前期基本計画 49

<b>第1章 施策の体系</b>	50
<b>第2章 分野別計画</b>	52
1 安心して子どもを生み育て、未来を拓くまちづくり	52
1-1 子育て支援の推進	52
1-2 学校教育の充実	54
1-3 青少年健全育成の推進	56
2 心豊かに学び、暮らせるまちづくり	58
2-1 生涯学習の推進	58
2-2 文化・芸術活動の推進	60
2-3 スポーツ活動の推進	62
3 思いやりとふれあいのあるまちづくり	64
3-1 人権・国際理解の推進	64
3-2 男女共同参画の推進	66
3-3 地域コミュニティ活動の推進	68
4 にぎわいと新たな活力を生むまちづくり	70
4-1 商工業の振興	70
4-2 都市型農業の振興	72
4-3 観光の振興	74
4-4 世界文化遺産関連施策の推進	76
4-5 にぎわい・交流拠点づくりの推進	78
5 歴史文化と調和し、多様な交流を広げるまちづくり	80
5-1 歴史文化の保全・継承	80
5-2 都市景観の保全・形成	82
5-3 道路整備の推進	84
5-4 公共交通の充実	86

6	快適で良好な生活空間のあるまちづくり	88
6 - 1	上水道事業の推進	88
6 - 2	下水道事業の推進	90
6 - 3	住環境整備の推進	92
6 - 4	緑とうるおいある環境の創出	94
7	すべての市民が輝き、健やかで、皆で支え合うまちづくり	96
7 - 1	地域福祉の推進	96
7 - 2	障害者福祉の推進	98
7 - 3	高齢者福祉の推進	100
7 - 4	社会保障の充実	102
7 - 5	地域医療の充実	104
7 - 6	健康づくりの推進	106
8	災害に強く、安心して暮らせるまちづくり	108
8 - 1	自然災害対策の推進	108
8 - 2	消防・防災体制の充実	110
8 - 3	危機管理の推進	112
8 - 4	防犯対策の推進	114
8 - 5	交通安全対策の推進	116
8 - 6	消費者保護の推進	118
9	人に、未来にやさしい、環境に配慮したまちづくり	120
9 - 1	自然環境の保全	120
9 - 2	環境美化の推進	122
9 - 3	循環型社会の形成	124
<b>第3章 まちづくりの推進に向けて</b>		126
1	まちづくりの推進に向けて	126
1	協働の仕組みづくり	126
2	行政運営の推進	128
3	財政運営の推進	130
4	広域行政の推進	132
5	広報・広聴活動の推進	133
6	シティプロモーションの推進	135
<b>巻末資料</b>		<b>137</b>
1	総合計画策定体制図	138
2	総合計画策定の主な経過	139
3	総合計画審議会	141
4	市民会議の概要	146
5	市民アンケート調査結果の概要	147
6	団体アンケート調査結果の概要	157
7	転入・転出者アンケート調査結果の概要	162



# 第1部

## はじめに





# 総合計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、市政運営の基本的な指針として平成17年度に策定した「第四次藤井寺市総合計画」に基づき、計画的・総合的なまちづくり政策・施策を展開してきました。

それから10年が経過し、人口減少社会のさらなる進展、経済成長の鈍化、市民参加型社会への移行など、本市を取り巻く社会経済情勢が変化中、多様化・複雑化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりが求められています。また、社会経済情勢の先行きに不透明感が増す中、市では行財政運営の基盤強化を図り、市民ニーズを的確に捉えた戦略的なまちづくりを展開し、持続可能な市政運営を確立していくことが必要です。

国においては、平成23年に地方自治法が改正され、市町村に課されていた基本構想の策定義務と議会での議決が撤廃されました。そのため、総合計画の策定自体を含め、役割や位置づけについても自治体が独自に判断することとなっています。

本市としては、今後も引き続き基本構想を、市政運営の長期的ビジョンとして基本計画とともに一体的に示し、戦略的な視点をもって推進していくことは、将来像の実現にとって不可欠であると考えます。

そのため、市民ニーズへの的確な対応と市民とともに作りあげるまちづくりを基調とし、本市のめざすべき明確な将来の姿とその実現に資する政策・施策をまとめ、新たなまちづくりや市政運営の指針とする、「第五次藤井寺市総合計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ及び役割等

### (1) 根拠、位置づけ

本計画は、平成27年に定めた「藤井寺市総合計画策定条例」に基づき策定した本市のまちづくりの最上位計画です。

### (2) 総合計画の役割

本市における総合計画の基本的な役割について、次のとおり整理します。

#### ① 行政運営の基本となる最上位計画

本市の将来ビジョンに向けた行政運営の指針となるとともに、分野別にまちづくりを進める上での最上位の指針としての役割を果たします。

#### ② 市民と将来像・目標を共有し、協働で進めるまちづくり計画

市民・事業者・行政等、さまざまな主体が協働のまちづくりを進めていく上で、共有すべき指針としての役割を果たします。

#### ③ 将来像・目標を実現するための行政の経営計画

総合的で計画的な行財政運営を行うための指針としての役割を果たします。

#### ④ 他の行政機関との相互調整の指針

国や府等が策定する計画や実施する事務事業に反映されるなど、相互調整の指針としての役割を果たします。

# 計画の構成と期間

## 1 計画の構成

長期的視点に立った計画的な市政運営を進める観点から、めざすまちの姿とその実現のための基本的な方向性を示す必要があるとともに、社会経済情勢や財政状況の変化に対応していくことも求められます。そのため、総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画（年次計画）の3層構造で構成するものとします。

### (1) 基本構想

本市がめざすべき将来像を方向づけるとともに、まちづくりの基本的な理念などを示し、長期的な視野に立ったまちづくりのビジョンを定めます。

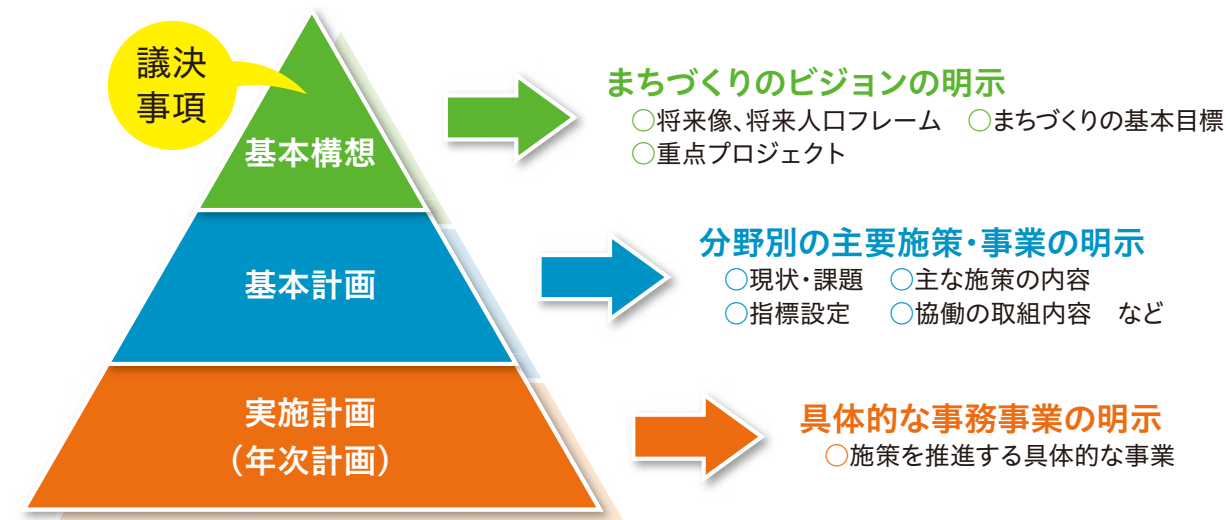
### (2) 基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するための施策を具体化し、各分野にわたって特に取り組むべき諸施策の方針と具体的内容を、市民、行政等の担うべき役割を踏まえて総合的、体系的に明らかにするものであり、実現性を確保するため、あわせて成果指標を設定します。

### (3) 実施計画（年次計画）

基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な事務事業を明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針として本書とは別に作成します。

■総合計画の構成概念図



## (4) 部門別計画等との関係について

総合計画と市の部門別計画との関係を整理し、市全体の計画体系を明確にします。  
また、部門別計画についても、総合計画の検討と合わせ、必要に応じて見直しを行い、同時期及び今後策定する予定の部門別計画については、総合計画を踏まえた内容として、計画期間など可能な限り整合を図るものとします。

## (5) 総合計画の進捗管理及び評価手法の検討

各政策・施策、事務事業の進捗管理や評価を行うことによるPDCAのマネジメントサイクル<sup>※</sup>を、より実行的なものとするための手法について検討を進めることとします。

## 2 計画の期間

「第四次藤井寺市総合計画」では、平成18年度から平成27年度までの10年計画（5年ごとの見直し）としていました。

「第五次藤井寺市総合計画」においては、市長マニフェストと整合を図った計画とすべく、「基本構想を平成28年度から平成35年度までの8年間、基本計画を4年間（前期、後期各4年間）」とします。

なお、実施計画については、3年間のローリング方式<sup>※</sup>で毎年更新することにより実効性の高い計画とします。

■基本構想を8年間、基本計画を4年間（前期、後期各4年間）

	H27	8年間(第五次)								次期(第六次)		
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
基本構想	見直し	→								見直し	→	
基本計画	見直し	→				見直し	→				見直し	→
実施計画		→										
マニフェスト	●				●					●	3年間のローリング、毎年見直し。	

※マネジメントサイクル：戦略の立案から評価に至るまでのプロセスとして、例えば、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のサイクルに表したものの。事業を実施した結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとする考え方をさす。  
※ローリング方式：行政サービスとしての施策・事業の実施状況に応じて、毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実との乖離を調整していく方法。



# まちをとりまく背景

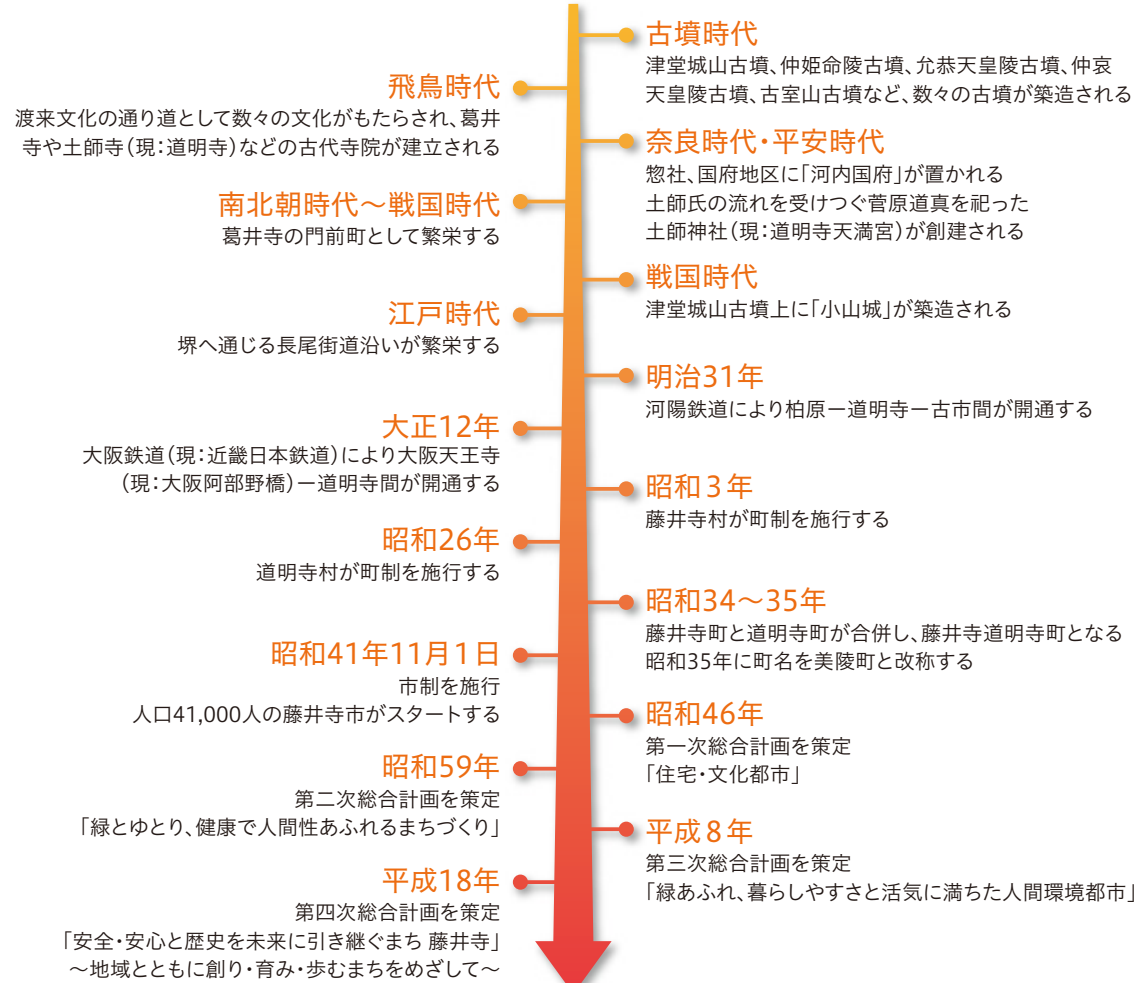
## 1 藤井寺市の概要

### (1) 位置・地勢

- 藤井寺市は大阪平野の南東部、和泉山脈から延び緩やかな起伏をなす羽曳野丘陵の北端に位置し、北部は八尾市、東部は柏原市、西部は松原市、南部は羽曳野市に接しています。
- 市域の広がり、東西約4.2km、南北約4.0km、面積8.89km<sup>2</sup>で、大阪府内では最も小さく、コンパクトな市となっています。

### (2) 歴史

#### 藤井寺市の歴史



#### 第五次総合計画の推進へ

## 2 現況

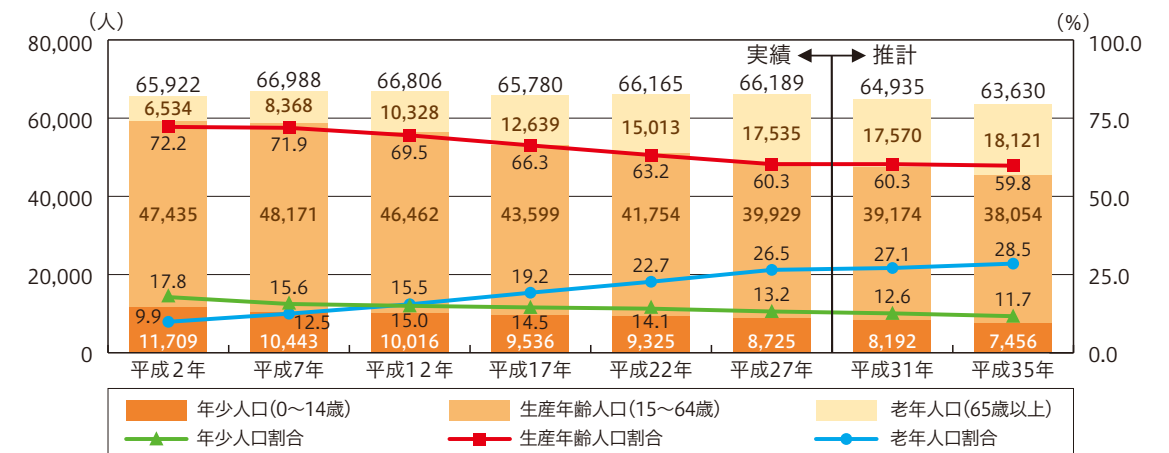
### (1) 人口・世帯

#### ① 人口の状況と推計

○本市の人口は、平成7年の66,988人をピークにほぼ横ばいかやや減少の傾向を示しており平成27年の住民基本台帳では66,189人となっています。年齢3区分別にみると、年少(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)はともに減少が続いており、老年人口(65歳以上)は増加しています。高齢化率(人口に占める65歳以上人口の割合)は、平成27年で26.5%とほぼ4人に1人の割合で、平成7年と比較しても14.0ポイント増加しており、全国的な傾向と同様、少子化・高齢化が進行しています。

○本計画期間中における推計では、総人口の減少が予測され、平成35年では63,630人となっています。

■人口の動向と推計

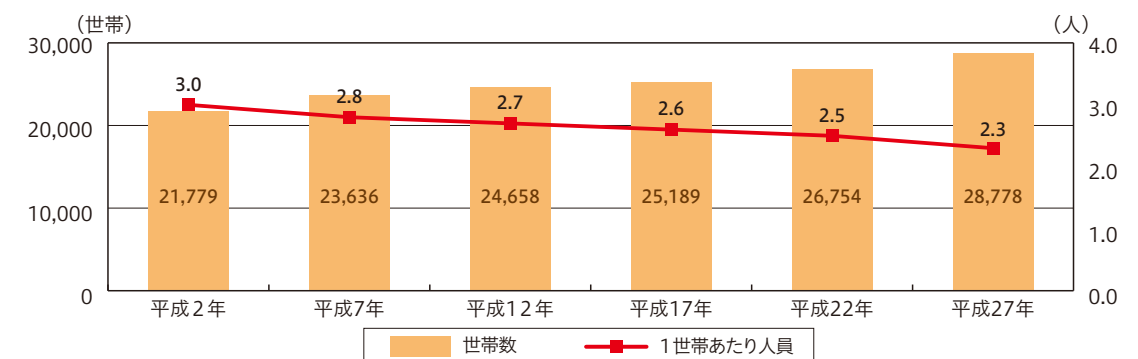


資料：平成2年～平成22年は国勢調査(各年10月1日) 平成27年は住民基本台帳(9月末日)  
平成31年、平成35年における推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計から算出。  
※年齢不詳を除いているため、年齢別人口を合計したものと総人口が合致しないことがあります。

#### ② 世帯数の推移

○総人口の横ばい傾向に対して、世帯数は増加が続いていることから、1世帯当たりの人員が減少する核家族化が進んでいます。

■世帯数、1世帯当たりの人員の推移



資料：平成2年～平成22年は国勢調査(各年10月1日) 平成27年は住民基本台帳(9月末日)



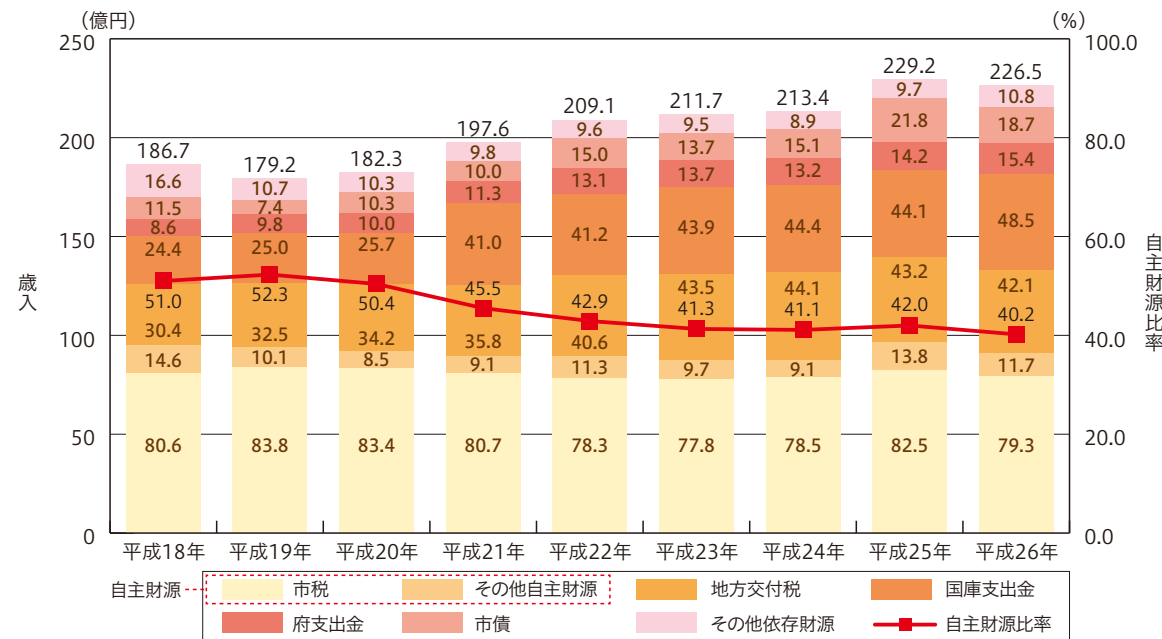
(2) 歳入・歳出

1 歳入・歳出の推移

○歳入の状況を見ると、平成19年度以降増加傾向にあります。地方交付税や国庫支出金等に依存している部分が多く、平成26年度の自主財源比率は歳入全体の約4割となっています。また、自主財源比率は平成19年度をピークに減少傾向にあります。

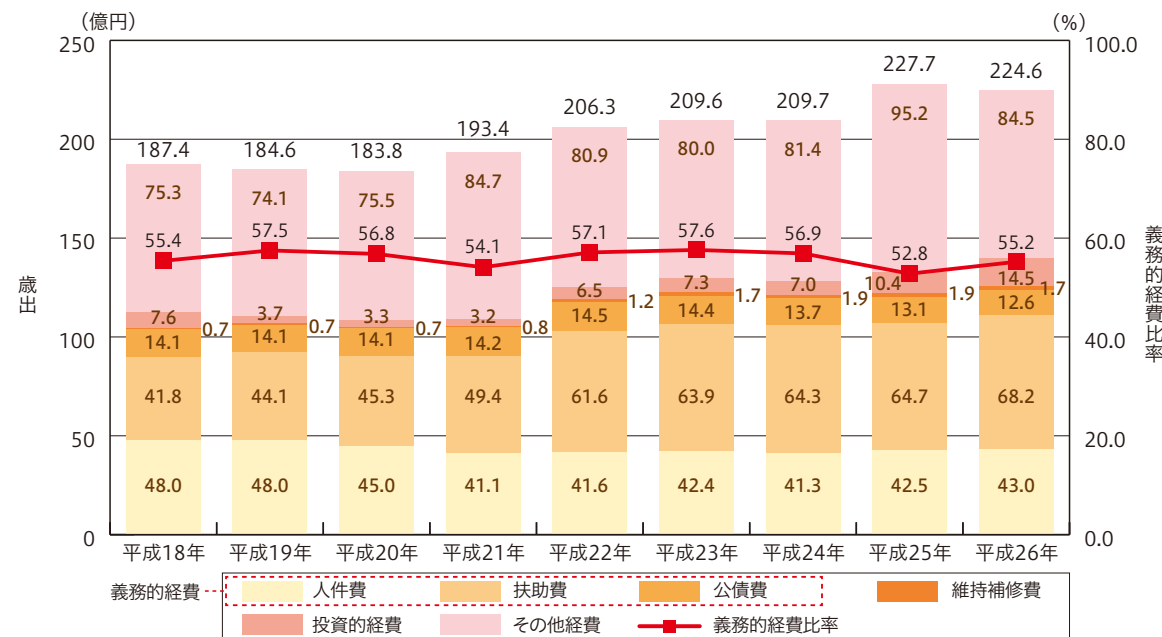
○歳出の状況を見ると、人件費は減少していますが、高齢化の進展等により扶助費は増加傾向にあり、平成18年度から26年度にかけて1.6倍となっています。

■歳入の推移



資料：地方財政状況調査（各年度）

■歳出の推移



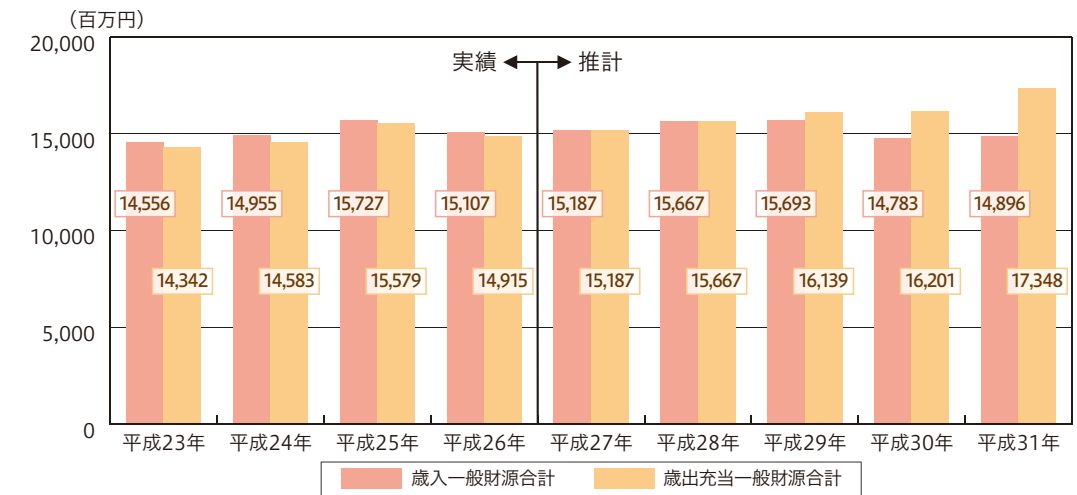
資料：地方財政状況調査（各年度）

2 収支の実績と見通し

○普通会計収支の実績と推計をみると、黒字・赤字の判断基準となる実質収支は、近年かろうじて黒字化を堅持しているものの、現状のままでは、近い将来収支不足に転じることが予測されます。

○長期的には人口減少等による税収の伸び悩み、高齢化の進展等による社会保障費の増加が見込まれ、厳しい財政状況が継続すると見込まれます。

■普通会計収支見通し

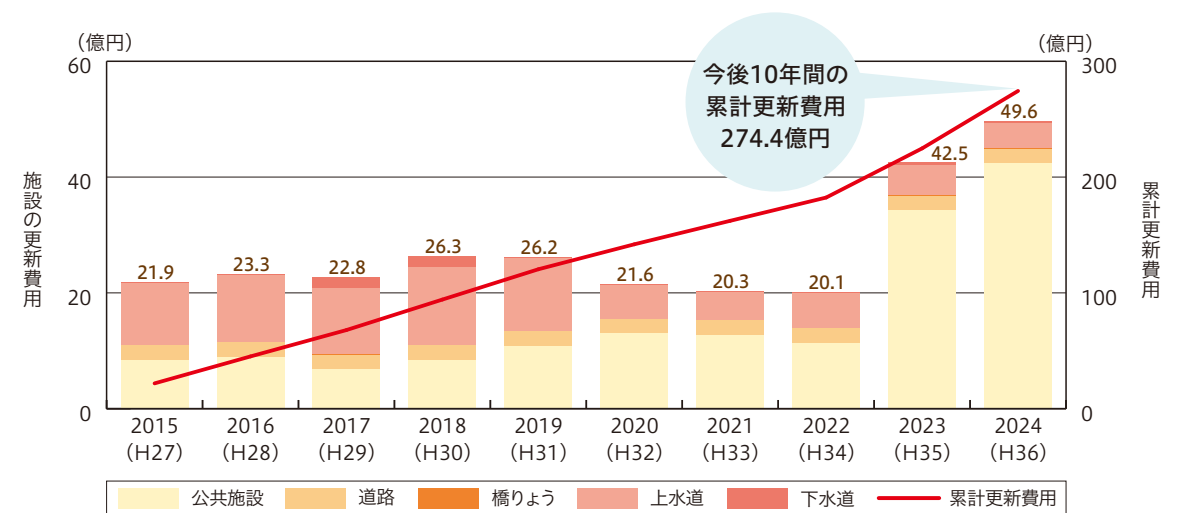


資料：地方財政状況調査・普通会計収支見通し ※平成27年9月末現在推計  
四捨五入により差し引きが表記の数値と合致しないことがあります。

(3) 公共施設等の更新費用見込み

○本市では、増加する人口に対応し、昭和40年代から多くの公共施設等を整備してきましたが、老朽化が進んできたことなどにより、今後一斉に更新が必要な時期を迎えます。その更新費用は、今後、40年間では約1,092.6億円、10年間では274.4億円が必要になると推計されており、本市の財政に大きな影響を与えることが予測されています。

■公共施設等の更新費用見込み



資料：藤井寺市公共施設マネジメント担当による試算

# 藤井寺市の課題

## 1 藤井寺市の現状分析

本市の現況を下図のとおりSWOT分析の手法を用いて整理し、これからのまちづくりにおける課題を明確にしました。まず、本市の「強み」「弱み」を立地、歴史的な背景や統計資料、市民アンケート、市民会議の意見等から抽出し、その上で市を取り巻く時代の流れ、社会的な状況を「機会」「脅威」として整理しました。この整理を基に、今後取り組むべき4つの課題を設定しました。

**SWOT分析**：組織のビジョンや戦略を企画立案する際に利用する現状を分析する手法の一つ。SWOTは、Strength（強み）、Weakness（弱み）、Opportunity（機会）、Threat（脅威）の頭文字を取ったものである。

<p><b>S 強み:</b> 藤井寺市の強みは何か？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 良好な住宅環境</li> <li>● 鉄道、道路網の充実による大阪都心部への交通アクセスの良さ</li> <li>● 利便性の高いコンパクトな市域</li> <li>● 人口動態における社会増の傾向</li> <li>● 数多くの貴重な歴史文化遺産が存在</li> <li>● 災害が少ない</li> <li>● 市民のまちへの愛着度が高い</li> <li>● まちを活性化する活発な市民活動 等</li> </ul>	<p><b>W 弱み:</b> 藤井寺市の弱みは何か？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● まちなかのにぎわいが衰退、商工業が停滞傾向にある</li> <li>● まちの個性の発信・浸透が不十分</li> <li>● 観光客の受入体制は途上</li> <li>● まちづくりに関わる各主体のつながりが不十分</li> <li>● 厳しい財政状況</li> <li>● 公共施設の老朽化 等</li> </ul>
<p><b>O 機会:</b> チャンス、好状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた機運の高まり</li> <li>● 大阪への観光入込客数の増加</li> <li>● 地方創生の動きの活発化</li> <li>● 市民参画・協働意識の高まり</li> <li>● ICTの普及 等</li> </ul>	<p><b>T 脅威:</b> 脅威となる外部要因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口減少</li> <li>● 少子化・高齢化によるマイナス側面の影響</li> <li>● 税収の伸び悩み</li> <li>● 社会保障費の増加</li> <li>● 自治体間の競争激化 等</li> </ul>

### SWOT分析からみえるまちづくりの課題

- 1 人口減少、少子化・高齢化への対応**  
人口減少社会の到来、少子化・高齢化に対応し、子ども・子育て支援施策の充実と、生涯を通じ生きがいを持って安心して暮らし続けられる環境の整備
- 2 地域資源の活用によるにぎわい・活力の再生**  
藤井寺市ならではの貴重な地域資源を積極的に活用し、個性・魅力の発信と、まちのにぎわいや新たな活力の創出
- 3 協働の体制構築による市民ニーズへの対応**  
市民、行政のパートナーシップに基づく、協働のまちづくりに向けた体制の構築
- 4 持続可能な行財政運営、自治体間競争への対応**  
持続可能な「経営」をめざした、効率的で効果的な行政運営システムの構築

## 2 まちづくりの重点課題

### 重点課題1 人口減少、少子化・高齢化の影響と厳しい財政状況への対応が必要です

- 少子化・高齢化が進む中、特に、昭和30年代から開発が始まった住宅団地では、近年、住民の高齢化が顕著になっています。高齢化が進む地域コミュニティ<sup>※</sup>においては、見守り・支え合い活動などの重要性がさらに高まっていくと考えられます。
- 今後は、全国的な動向と同じように、本市においても人口が減少していくことが予測されるため、人口減少を最小限に抑えるためのまちづくり、コミュニティづくりを進めるとともに、交流人口の増大によるにぎわいと活力の維持や、生産年齢人口の確保、とりわけ子育て世代の定住促進などにより、まちの活力を低下させないための取組が求められます。
- また、このような人口動向においては、税収の伸びが見込みにくいうえに、医療や介護などの社会保障関係費が増加する厳しい財政状況が常態化することが想定されるため、将来の藤井寺市にとって必要な施策を見極め、取組の重点化と財政の健全性の維持に努めていく必要があります。

### 重点課題2 市のにぎわい・活力の再生が必要です

- 本市には、古市古墳群をはじめとする貴重な歴史・文化資源がコンパクトな市域の中に分布し、良好な住宅都市として、市民や来訪者が親しみやすい環境が形成されています。また、こうした資源を活用した様々な交流事業が展開されています。近年、まちなかのにぎわいが停滞気味であるものの、市内各地域には、まだ十分に活かされていない資源や魅力が多数あるため、これらの資源をさらに磨き上げ、活用していくことが求められています。
- 交流条件となる道路・交通網については、西名阪自動車道・藤井寺インターチェンジを有するとともに、近鉄南大阪線により、大阪都心部との時間距離が約13分の立地であり、この環境を活かして交流人口のさらなる増加を図る必要があります。さらに、ICT<sup>※</sup>の普及が進む中、これを積極的に活用し、本市の魅力を地域の内外へと広めていくことが必要です。

<sup>※</sup>地域コミュニティ：地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まり。  
<sup>※</sup>ICT：Information and Communication Technologyの略。IT＝情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

**重点課題 3 多様化・高度化する市民ニーズへの対応が必要です**

- めまぐるしく変化する社会情勢の中で、多様化・高度化する市民ニーズに対応するとともに、地方分権の流れの中、本市の特性を活かした自立的なまちづくりを展開するためには、行政だけではなく、地域の担い手である市民や事業者などが、適切な役割分担と協調・協働関係のもとで、パートナーとしての関係を築き、それぞれの役割を担っていくことが必要となります。
- 本市は、従来から地域活動が活発であり、支え合いの精神が盛んな地域ですが、近年、単身者や核家族世帯の増加、価値観の変化などにより、お互いに支え合うという意識が希薄になりつつある側面も見受けられます。地域の中で、誰もが安心・安全に暮らせるようにしていくためには、協働によるまちづくりを推進することが不可欠となっています。

**重点課題 4 持続可能な行財政運営に向けた対応が必要です**

- 限られた財源の中で、効率的で実行性のある行財政運営を推進するため、本市では行財政改革に継続して取り組んでいます。今後も厳しい財政状況が見込まれるため、「選択と集中」により、将来にわたり安定した行財政運営を推進することが重要となっています。
- また本市では、これまでの人口増加や市民ニーズに対応するため、昭和 40 年代から多くの公共施設を整備してきました。今後、これらの施設の老朽化が進み、一斉に大規模改修や建て替えなどの時期を迎える中、市民ニーズに対応しながら、安定した行政サービスを提供していくことが求められており、適正な維持管理のための手法を確立することが必要となっています。

# 第2部

## 基本構想







1 将来像

つどい

つながり

育つまち

ふじいでら

総合計画の将来像は、市民みんなが進めるまちづくりの共通の目標イメージとなるものです。第五次総合計画では、「つどい つながり 育つまち ふじいでら」を将来像のイメージとして、本市の特性である立地の良さをはじめ、コンパクトな市域に様々な機能が集積する利便性と、豊かな歴史文化資源やうるおいのある住環境を活かして、人々が集い、交流し、それらのネットワークを広げていくことによって、より一層魅力を高め、理想的な住まいとして人とまちが成長していくまちづくりを進めます。

「つどい」

市民をはじめ、藤井寺市の利便性、快適性、地域資源等を求めて、子育て世代や観光来訪者、働きに来られる人など、数多くの人々が集い、多彩な交流が生まれる、魅力とにぎわいのあるまちの姿を表しています。

「つながり」

まちづくりの主役である市民の参加と協働のもと、助け合い、支え合いのある顔の見える関係づくりを進めるとともに、様々な結びつきの中で、子どもから高齢者まで多様な人々が活躍できるまちの姿を表しています。

「育つ」

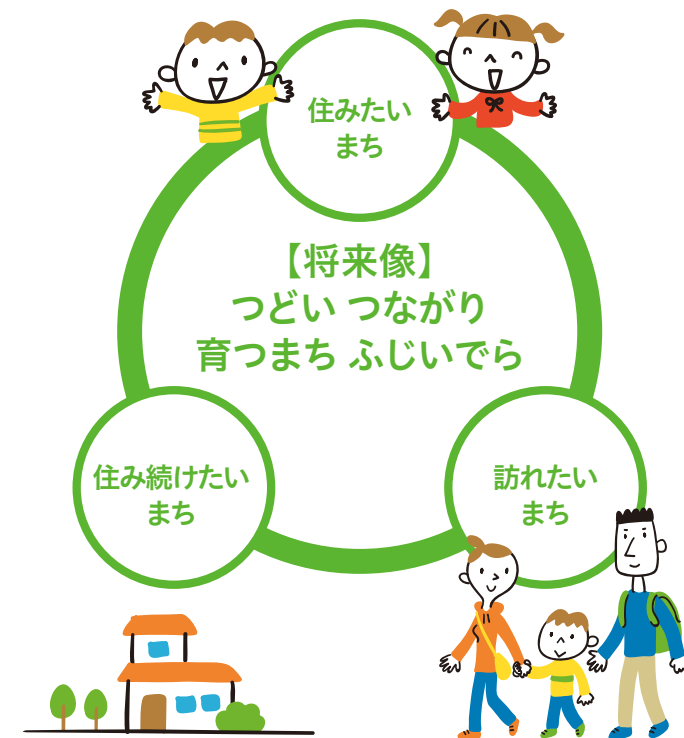
まちづくりは人づくりとの考えのもと、子どもも大人も誰もがともに学び合い、育ち合うことによって、豊かな未来を創っていくまちの姿を表しています。

※将来像に込めた「つどい」「つながり」「育つ」に対する思いは上記のとおりであり、これらのキーワードは、互いに関連し、影響し合っています。

2 基本目標

将来像「つどい つながり 育つまち ふじいでら」の全体的なイメージを持ちつつ、次の3つの基本目標のもと、まちづくりを進めます。

本市の歴史・文化をはじめとした魅力資源や、利便性が高く、快適な立地環境を積極的に活かすとともに、効果的な情報発信の推進に努め、「住みたい」「訪れたい」「住み続けたい」と、幅広く市内外の人々から選ばれるまちをめざします。



住みたいまち

全国的に人口減少、少子化・高齢化が進む中、本市の資源を活かし、子育て世代にとって安心して子どもを生み、のびのびと育てられる環境を充実します。また、市民が意欲を持って学び続け、様々な分野で活躍できる場や機会の増加により、魅力的で活動的な人があふれる、住んでみたいと思われるまちづくりを進めます。

訪れたいまち

豊かな歴史や普段づかいの地域文化を活かしたまちなか観光の推進を図るとともに、地域資源の活用や交流産業との連携により、商工業、農業の振興を図り、本市の魅力・特性を活かした産業の活性化に取り組みます。また、人・もの・情報が集積するまちなかの機能充実と、市内・広域をつなぐ交通網の利便性向上など、市民生活の舞台となる都市基盤の整備充実を図り、市内外の交流を促進し、より一層のにぎわいを創出します。

住み続けたいまち

快適でうるおいのある住環境を創出するとともに、市民が、その住み慣れた地域で安心して健康に、生きがいを持って暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉の連携を図ります。また、市民の安全・安心な暮らしの確立に向けて、防災、消防・救急体制の整備や防犯・交通安全対策を推進するとともに、環境保護等に配慮した取組を推進し、安らぎのある環境づくりを進めます。



## 分野別まちづくりの基本方針

本市の将来像の実現をめざした3つの基本目標をふまえ、分野別まちづくりの基本方針を定めます。

### 1 住みたいまち

#### (1) 安心して子どもを産み育て、未来を拓くまちづくり

子どもを安心して産み育てることができる環境を充実させるとともに、未来を担う子どもたちが、たくましく健やかで、豊かな人間性や生きる力を育める教育を推進します。また、家庭・地域・学校園がそれぞれの役割を果たしながら連携することにより、子どもたちの健全な育成に努めます。

#### (2) 心豊かに学び、暮らせるまちづくり

生涯を通じて学ぶことができる環境の充実を図り、市民の自主的な文化・芸術活動を支援します。また、健康の保持・増進を図るための生涯スポーツの普及から、スポーツ競技力の向上に至るまで、市民が日常的にスポーツに取り組み、心身ともに健康に暮らせるまちづくりに努めます。

#### (3) 思いやりとふれあいのあるまちづくり

すべての市民がいいきいと活躍できるよう、市民の人権意識を高め、人権を尊重する社会づくりを推進します。また、男女が対等な立場で、ともに責任を担う社会の実現を図ります。さらに、国籍や民族などの異なる人々が、地域社会の構成者としてともに生きていくまちづくりを進めます。

### 2 訪れたいまち

#### (1) にぎわいと新たな活力を生むまちづくり

まちの魅力の掘り起こしや世界文化遺産登録への取組を契機としたまちのアピールを通して、まちのにぎわい創出や観光客などの来訪者（交流人口）を増やします。また、起業支援などを通じ商工業の活性化にもつなげるなど、新たなまちの活力の創出に向けた取組を推進します。

#### (2) 歴史文化と調和し、多様な交流を広げるまちづくり

歴史・文化遺産と調和し、景観に配慮した個性的なまちなみ形成を図るとともに、市内外の交流を活発にする道路・公共交通ネットワーク<sup>※</sup>の充実を図り、魅力を活かした活力あるまちづくりを進めます。

### 3 住み続けたいまち

#### (1) 快適で良好な生活空間のあるまちづくり

子どもから高齢者まで、あらゆる世代が生活しやすく、快適な住空間を構築するために、上下水道網の整備充実や質の高い住宅の確保支援をはじめ、豊かな緑に恵まれた環境づくりを推進します。

#### (2) すべての市民が輝き、健やかで、皆で支え合うまちづくり

市民誰もが生涯を通して、健やかで安心して、かつ自分らしく暮らせる環境を整えるとともに、高齢者や障害のある方など、支援が必要な方に対して、行政のみならず、家族、地域、そしてボランティアなどとともに支え合う社会を構築します。

#### (3) 災害に強く、安心して暮らせるまちづくり

ゲリラ豪雨、台風、そして地震などの自然災害や火災等に備えるため、市民、関係機関、地域と連携しながら防災体制の強化を図るとともに、様々なりスクへの対応を想定した危機管理体制を強化します。また、犯罪や事故のない安心して暮らせるまちづくりの体制を充実します。

#### (4) 人に、未来にやさしい、環境に配慮したまちづくり

環境への保全意識の高まりから、環境保護や保全活動の推進を図り、ゆとりとうるおいのある快適な環境を形成します。また、環境美化活動の推進により、市民にとって良好な生活環境を保つとともに、環境負荷の少ないまちづくりやごみ処理・資源循環システムなどを整え、地球環境にやさしいまちづくりを進めます。

※道路・公共交通ネットワーク：自動車交通を主とした幹線道路網や鉄道、バスなどの公共交通網などのこと。



# 第3章

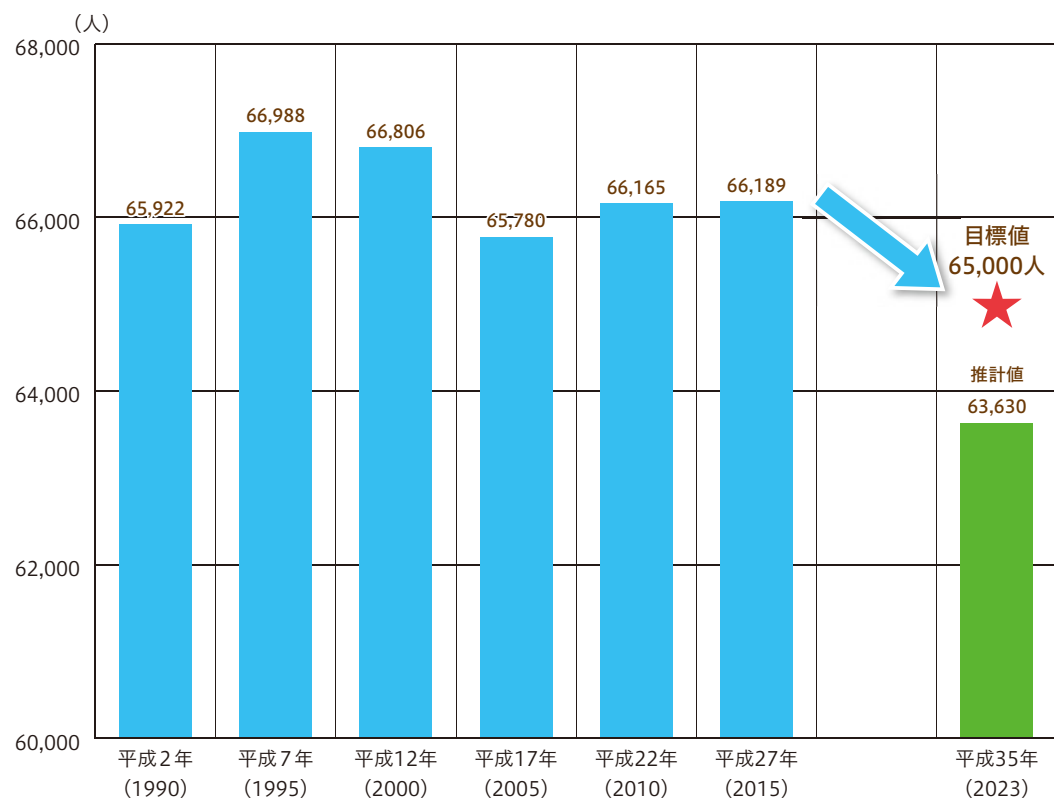
## 将来人口フレーム

- 日本全体が人口減少社会となる中、近年、本市の人口はほぼ横ばいとなっていますが、現在の人口構成のまま推移すると、将来的には減少していくことが予測されています。人口の減少は地域経済や市民の暮らしなどに様々な影響をもたらします。
- そこで、本市では将来を見据えた人口減少対策に現時点から取り組むことによって、減少を可能な限り抑制し、持続可能なまちづくりをめざすものとします。
- このため、第五次総合計画の目標年次である平成35年の目標人口を65,000人と設定します。

平成35（2023）年目標人口

65,000人

■人口の推移・推計と目標値



資料：国勢調査、平成27年（2015）のみ住民基本台帳9月末時点  
平成35年（2023）推計は、国立社会保障人口問題研究所による推計から算出



# 第4章

## 都市づくりの基本的方向

市域全体を「良質な住宅都市」とイメージづける中で、都市機能がコンパクトに集積し、魅力ある利便性の高い空間の創出を図るとともに、古墳や社寺に代表される歴史文化と共生し、良好な郊外住宅地の資産を活かした、個性とうるおいある住宅地の形成をめざします。

### (1) にぎわい・交流のあるまちなかの魅力創出

○豊かな暮らしとにぎわい・交流のあるまちづくりをめざし、駅周辺の拠点地域における魅力アップを図ることで、市民自らが誇りを持って暮らせる「まちなか」の創出をめざします。

### (2) 高齢者、子育て世代が住みやすいと感じる住環境整備

○高齢者が安心して住み続けられるとともに、子育て世代の暮らしやすさをはじめ、若い世代が魅力を感じ、住みたくする住環境整備に向けた取組を進めます。

### (3) 歴史文化と調和したまちづくり

○古市古墳群や社寺等の歴史や文化、飛鳥時代より交通の要衝として栄えた伝統や文化等を継承し、藤井寺市ならではの歩いて楽しいまちなか観光を創り上げていくため、歴史的なまちなみを保全するなど、風情が漂う歴史文化の薫る景観形成を進めます。

### (4) 市街化調整区域※、市有財産の有効活用

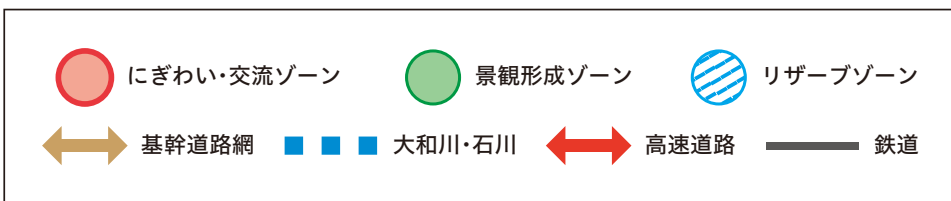
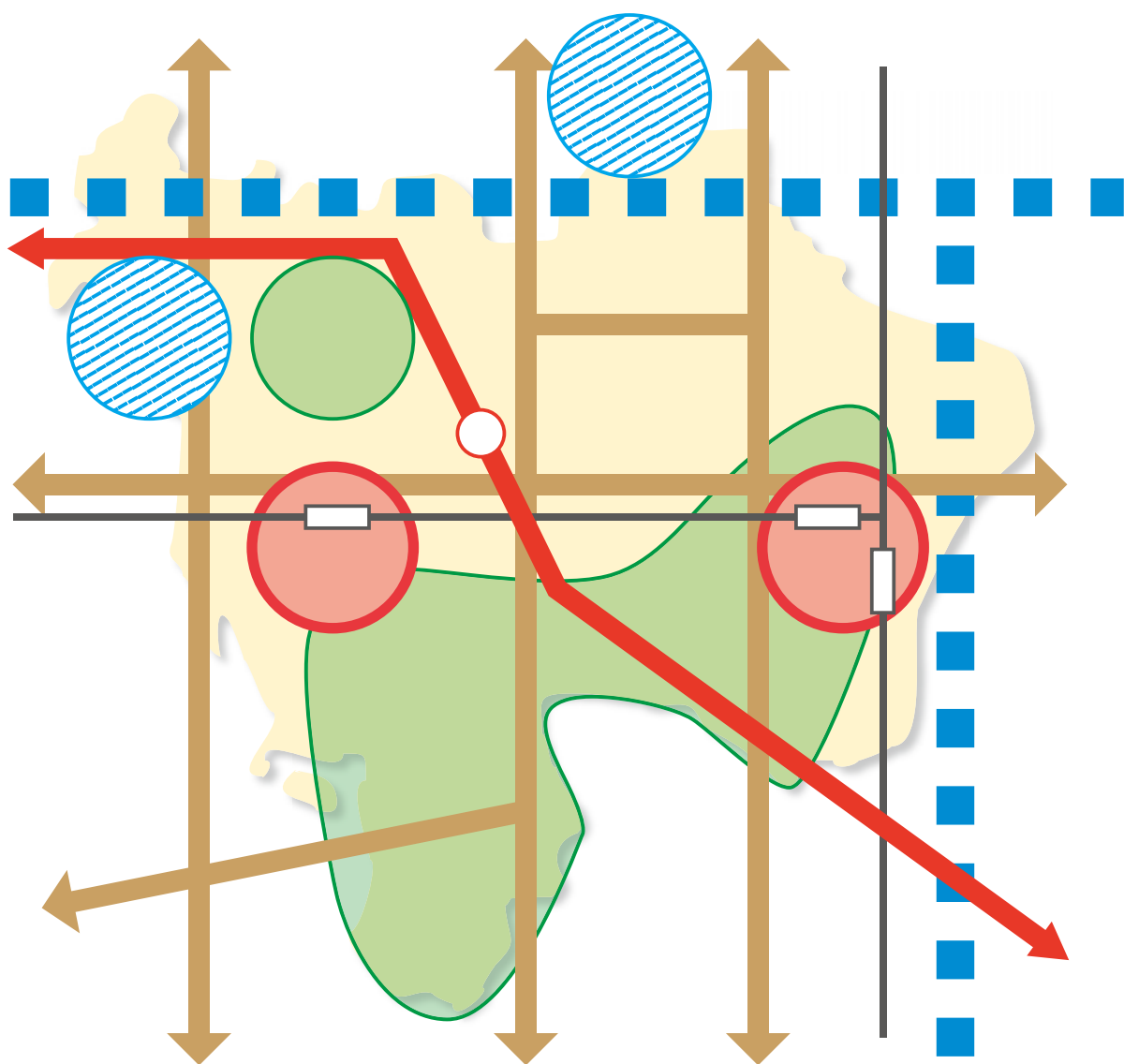
○都市計画道路の整備にともない、秩序ある土地利用の推進や、まとまった農地の保全を図るなど将来の有効な土地利用の方策を検討します。また、市民ニーズや社会経済状況の動向を踏まえ、公共施設の再配置を行うなど、市有財産の有効活用を進めます。

※市街化調整区域：都市の健全な発展と計画的なまちづくりを図るため、市街化を抑制する区域として定められるもの。開発行為は一定のものを除いて許可されない。





■都市づくりの基本方向を踏まえたゾーニング



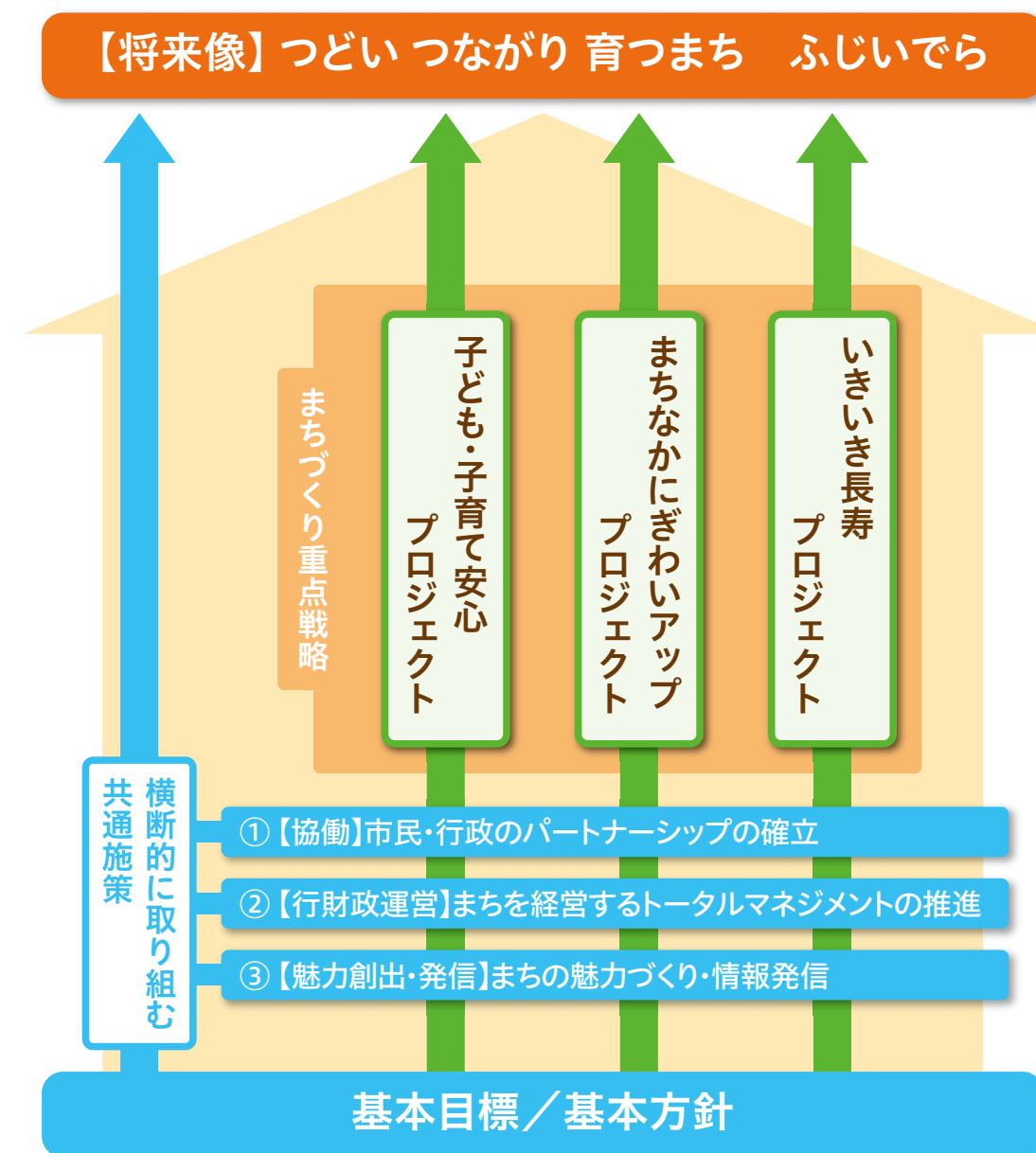
※リザーブゾーンとは、市街化調整区域のことを指し、今後の市の発展に寄与する土地利用を検討していきます。



# まちづくり重点戦略と分野横断共通施策

将来像「つどいつながり 育つまち ふじいでら」の実現に向け、本市の強みや可能性をさらに伸ばし、持続的な成長につなげていくため、選択と集中によって、分野別まちづくりの基本方針での取組の中で、特に重点的な対応が必要となる施策群を「まちづくり重点戦略」と位置づけます。

また、まちづくり重点戦略を着実に推進するために、「分野横断共通施策」を設定し、計画の推進エンジンとして目標に向けた取組を効果的に進め、その実現を加速させていきます。







# 1 まちづくり重点戦略

## 重点戦略1 【子育て】

### 子ども・子育て安心プロジェクト

子どもを安心して生み、健やかに育てられる環境づくりを進めることにより、地域に活力を与え、子育て世代が藤井寺市に住んで良かった、藤井寺市に住みたいと思えるまちを実現していきます。また、教育環境の整備、地域全体で支える子育てなど、子ども自身の幸せを念頭に置きながら、市民ニーズや社会情勢に対応した積極的な施策を展開します。

## (1) 安心して子どもを生み育てられる支援の充実

誰もが安心して子育てをすることができるよう、行政、地域、事業者が連携して育児相談や子育て情報の発信強化を図るとともに、待機児童<sup>\*</sup>の解消を図りながら、市民の多様なニーズに対応した質の高い就学前教育・保育サービスの充実を図ります。

## (2) 地域に密着した教育の推進

次代を担う子どもの教育環境を充実させるため、施設整備の推進を図るとともに、地域の様々な資源を活用した学校教育を推進し、確かな学力を育みながら、地域に根ざした教育活動を推進します。

## 重点戦略2 【にぎわい】

### まちなかにぎわいアッププロジェクト

本市の持続的な発展をめざして、本市の魅力のさらなる向上に取り組むことにより、まちなかにぎわいを創出します。そのため、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組にあわせ、本市のプロモーション活動<sup>\*</sup>を積極的に推進するとともに、本市ならではの歴史文化、生活文化を魅力資源として活用し、まちなか観光を推進します。また、商工業や農業、観光など、様々な分野の取組を有機的に結びつけ、地域特性を活かして、市内外の人・もの・情報の交流を促進し、まちなかにぎわいを創出します。

## (1) 世界文化遺産登録に向けた取組を契機としたプロモーションの推進

百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録をめざした取組にあわせ、広域的な連携も図りながら、様々な媒体を通じたプロモーションを積極的に推進し、より多くの人の関心や理解を深めるとともに、世界文化遺産登録の機運をさらに高めます。

## (2) まちなか観光の推進

本市の魅力資源を多様な視点から発掘し、それらを様々なターゲットに情報発信を行いながら、誘客を図ります。また、市内事業者と連携しながら、地域資源を活かした特産品の開発など、新たな商品・サービス展開を推進します。

## (3) 地域産業の活性化

まちなかにぎわいを支える商店街の活性化を支援するとともに、新規出店や起業に対する支援を充実します。

## 重点戦略3 【生涯安心】

### いきいき長寿プロジェクト

高齢者がいきいきと活躍できるまちづくりを進めるとともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたって続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の体制強化を図ります。

## (1) 生涯現役のまちづくり

介護予防や健康づくり活動への参加を促進するとともに、地域活動組織の育成や支援等を強化します。また、高齢者の知恵や経験をまちづくりに活かす仕組みづくりを通じて、助け合い、支え合い活動など共助の主役となっていただくよう、高齢者の活躍を促進します。

## (2) 地域包括ケア体制の強化

地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域の多様な人材と事業者、専門機関との連携により、高齢者のセーフティネット<sup>\*</sup>の構築を図ります。また、医療・介護の連携による在宅ケアの推進も図ります。

<sup>\*</sup>待機児童：子育て中の保護者が保育所または児童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童をいう。  
<sup>\*</sup>プロモーション活動：コミュニケーションの一部であり、自治体に対する意識や関心、地域のイメージを高め、観光客増加・定住人口獲得・企業誘致などを促進する活動のこと。  
<sup>\*</sup>地域包括ケアシステム：介護が必要になった高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを体系的に受けられる支援体制のこと。  
<sup>\*</sup>セーフティネット：個別の支援を必要とする人が、安心して生活ができるようその状況に応じた福祉サービスや支援を受けられること。



## 2 分野横断共通施策

### 共通施策1 【協働】

#### 市民・行政のパートナーシップ<sup>※</sup>の確立

まちづくりの推進にあたっては、市民と行政のパートナーシップのもと、地域の課題を共有しながら、力を合わせてその解決に向けた取組を進めていくことが必要です。そのためには、「自らのまちは自らがつくる」という市民の意識を高めていくことが大切であり、地域自治活動をはじめとする公益活動の推進が欠かせません。また、協働の取組が有機的に機能し、まちづくり活動が活発化するための仕組みづくりと多様な情報を共有する広報・広聴活動の充実に努めます。

### (1) 協働の仕組みづくりの推進

市民が自主的・自発的に行う公益活動を促進します。また、市民同士のネットワークを構築するとともに、市民と行政のパートナーシップを図り、地域内にある魅力や課題を互いに共有しながら、まちづくりを進めます。市政の運営に関しても、参画の機会を拡充し、市民、地区自治会をはじめとする公益活動団体、企業等の知識やアイデアを活用します。

### (2) 的確な情報受発信の推進

多様化する市民ニーズに対応するため、ICTを積極的に活用して、市民ニーズを的確に把握できる広聴活動を行うとともに、適時に適切な情報を発信し、市内外の関心を惹きつける広報活動を行います。

### 共通施策2 【行財政運営】

#### まちを経営するトータルマネジメントの推進

厳しい財政見通しの中、総合計画を着実に推進するとともに、少子化・高齢化や市民ニーズの多様化など新たな行政課題に的確に対応するため、必要に応じて組織体制の充実・見直しや民間ノウハウの活用などを通して、簡素で効率的な行政体制を構築します。また、限られた財源と人員の効果的、効率的な活用や育成、情報通信技術の積極的な活用など、経営的視点に立った実行性のある行財政運営に努めます。

### (1) 計画的・効率的な行政運営の推進

限られた財源や人員の中で、計画的・効率的な行政運営を進めることにより、社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズ等に的確に対応します。さらに、公共施設等が担うべき役割・機能についての変化、施設の老朽化等に対応しつつ、市民サービスや市民生活の向上を図るため、公共施設マネジメント<sup>※</sup>に取り組みます。

### (2) 持続可能な財政運営の確立

活力ある元気なまちを創造するため、地域の活性化対策など積極的な取組が行えるよう、徹底した事務・事業の見直しや事業の選択と集中による効率的な財政運営を推進するとともに、将来負担に配慮した財政規律を設定することで、持続可能な財政運営を確立します。

### (3) 人材確保・育成や効果的な組織体制の整備

市民にとって最も身近な基礎自治体として、人材の確保や育成に努めるとともに、様々なまちの課題解決に1つ1つ取り組み、重点政策等を効果的に推進する組織体制の整備等を進めます。また、働きやすく成果が発揮できる職場環境づくりにも努めます。

### (4) 広域連携の推進

近隣市町村や国・府との連携を強化し、広域的な行政サービスを研究・推進するとともに、国・府が行う事業の促進を積極的に要請します。

### 共通施策3 【魅力創出・発信】

#### まちの魅力づくり・情報発信

藤井寺市の魅力を発掘・創出し、都市ブランド<sup>※</sup>として市内外へ効果的に発信するため、シティプロモーション<sup>※</sup>を戦略的に展開するとともに、観光振興をはじめ、産業活性化、さらにはまちづくりの課題解決に結びつけていながら、定住促進、交流人口拡大を図るとともに、市民のまちに対する誇りや愛着を育てていきます。

### (1) イメージ戦略・ブランド戦略の推進

「藤井寺市シティプロモーション戦略」を策定し、戦略的なプロモーション活動を展開するとともに、都市ブランドとしての確立を図ります。

### (2) 市民の愛着・誇りの醸成に向けた取組

多彩なプロモーション活動を通じて、市民がまちの価値を再発見する機会へとつなげ、まちに対する市民一人ひとりの愛着や誇りを育み、さらなるまちづくりに活かしていきます。

### (3) 広域連携による魅力アップに向けた取組の推進

南河内地域をはじめとする大阪府内の自治体との連携や、人、歴史文化など共通のテーマでつながる全国の自治体、提携する友好都市など、広域的な連携による魅力アップに向けた取組を推進します。

※パートナーシップ：まちづくりを担う市民等の複数の主体が、対等な立場で協力・連携し、役割や責任を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係のこと。  
※公共施設マネジメント：公共施設を自治体経営の視点から総合的に管理運営及び有効活用する仕組みのこと。  
※都市ブランド：都市そのものの魅力や個別資源の価値を高め、多くの人に「行ってみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」と思わせる良質な都市イメージのこと。  
※シティプロモーション：市や市民が持つ「藤井寺市しかない・藤井寺ならではの」魅力を市と市民が協働し、市内外に対して発信する取組（シティセールス）を展開するにあたり、「何を」「誰に」売り込むのかを明確にし、藤井寺市を知ってもらい、選ばれるまちにつなげるための具体的な促進活動。

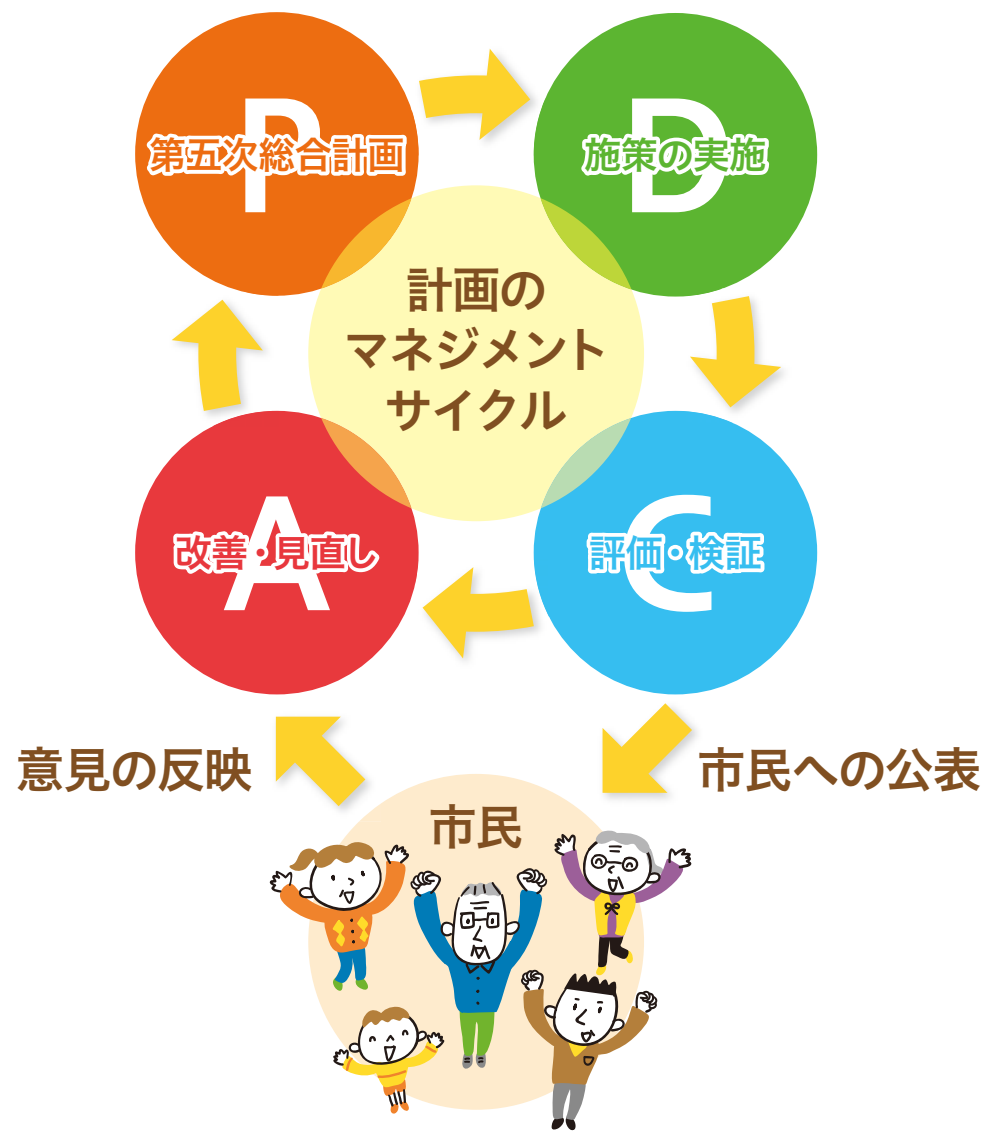


# 推進体制

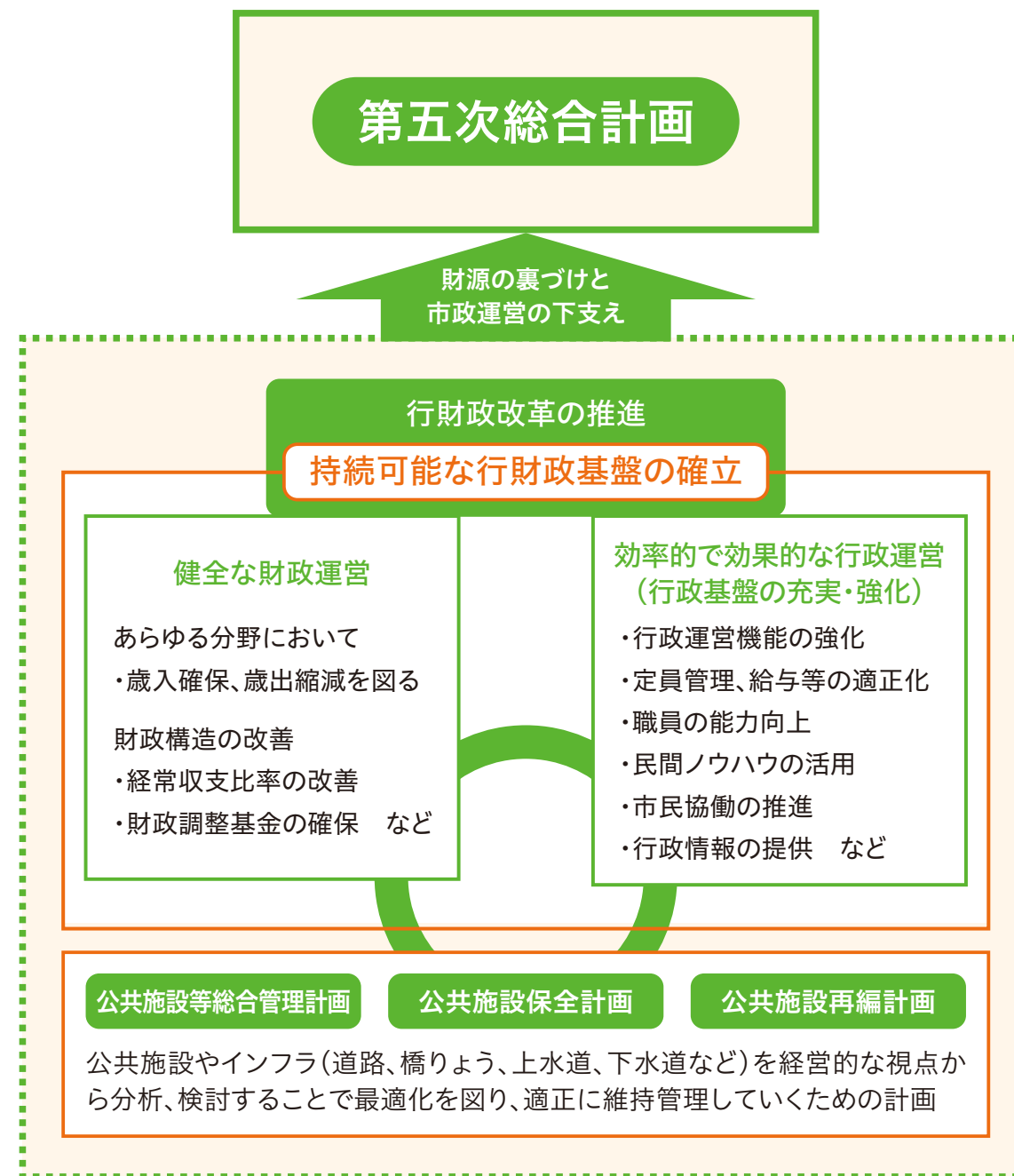
## 1 総合計画の推進に向けて

第五次総合計画の推進にあたっては、重点的に定めた数値目標を中心に、「計画（Plan）→施策の実施（Do）→評価・検証（Check）→改善・見直し（Action）→計画（Plan）」のマネジメントサイクルに基づき、継続的な施策・事業の改善・見直しに努めます。

また、評価・検証については、計画の中間年度において、市民・有識者など外部からの客観的な視点を取り入れるとともに、結果を市民に幅広く公表する機会を設定し、市民目線に立った施策・事業へと改善を図ります。



さらに、あらゆる分野において行財政改革を推進し、総合計画に基づく市政運営の下支えとして、これらの計画を一体的に推進していきます。

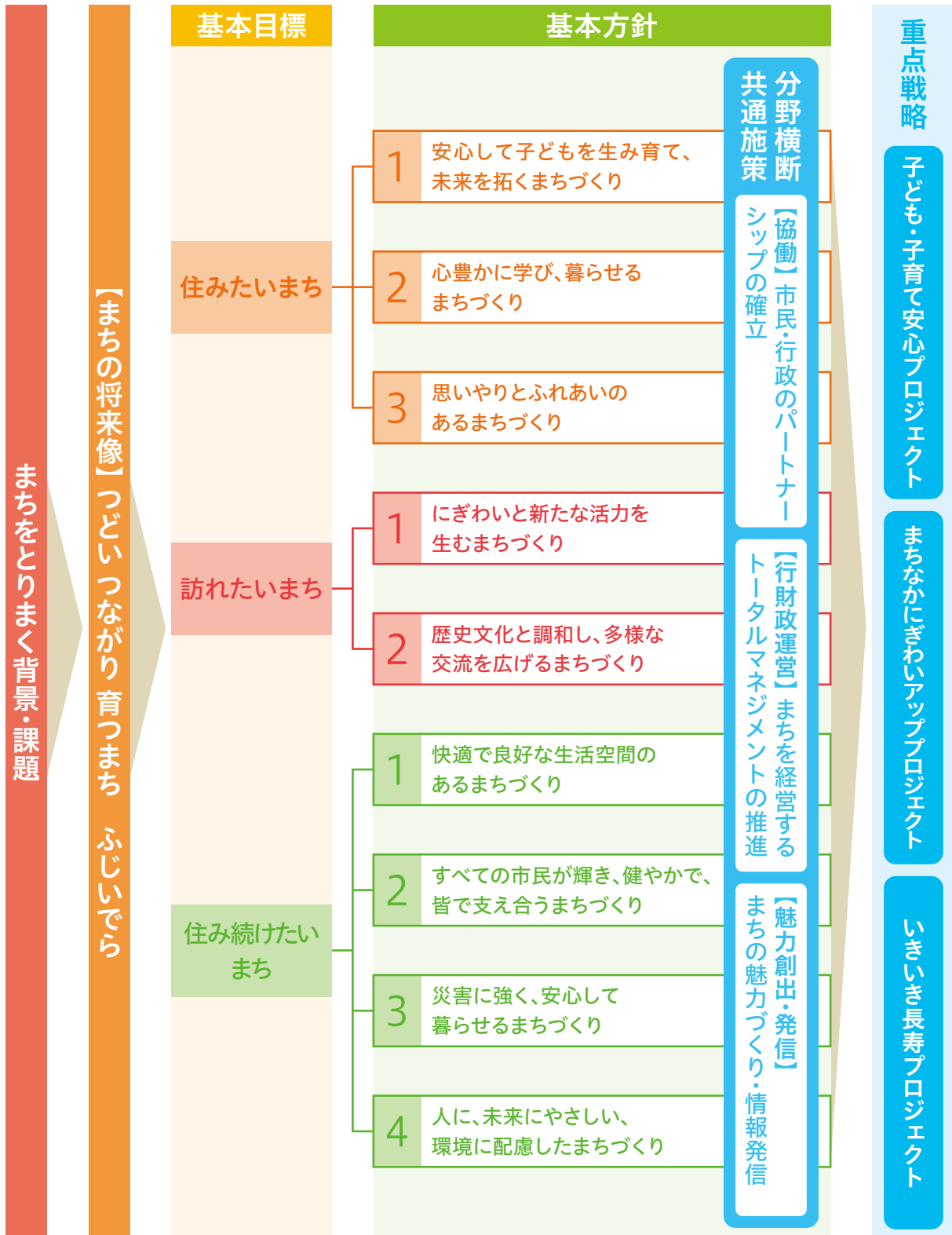






# 施策の体系

## 基本構想





# 第3部

## 重点プラン



# まちづくり重点戦略

基本構想の中で、将来像「つどいつながり 育つまち ふじいでら」の実現のために位置づけられた「まちづくり重点戦略」において特に重点的・戦略的に取り組む施策を集約しました。これらの施策の効果をあげるとともに、他の施策にも影響を与え、本計画全体の着実な推進につなげます。

## 重点戦略1 子ども・子育て安心プロジェクト

### 子育て支援の推進

#### ●就学前教育・保育サービス等の充実

多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。また、就学前から義務教育へのスムーズな移行に向けて、保幼小連携の強化に努めます。

#### ●相談支援の充実

利用者支援事業等を通じて相談支援や情報の提供など、きめ細かな支援に努めます。

#### ●ふじみ緑地を活用した子育て施設の整備

ふじみ緑地を活用し、民間活力の導入等を含め、子育て施設の整備について検討を進めます。

#### ●子どもの貧困対策の調査・研究

子どもの貧困対策に資する必要な環境整備について、関係部署が連携しながら、調査・研究を進めます。

#### ●情報提供の推進

子育て関連情報を効果的に子育て世代へ届けるため、子育てアプリを利用したプッシュ型の情報提供等に努めます。

#### ●出産しやすい環境の整備

安心して妊娠・子育て期を過ごせるように、育児相談の充実、妊娠・出産期の保健指導、妊婦健康診査費用や子ども医療費の助成による支援など、環境整備に努めます。



#### ●病児・病後児保育事業の検討

病気等により集団保育が困難な児童を一時的に預かる病児・病後児保育事業の検討を進めます。

### 学校教育の充実

#### ●学校施設・設備の整備・充実

学校施設の耐震化、大規模改造、空調設備、トイレの乾式化、洋式化等を計画的に実施します。

#### ●確かな学力の育成

一人ひとりの教育ニーズに配慮しながら、児童生徒が社会を生き抜く力を育む教育活動を推進します。そのため、国際理解教育や英語教育の充実、ICT機器の活用や情報活用能力の育成に努めます。

#### ●地域の歴史文化資産を活かした教育の推進

市内にある歴史文化資産を活用した世界遺産学習等に取り組むなど、特色ある教育を推進します。

#### ●教育的支援の充実

児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を図るとともに、不登校児童・生徒への相談体制やいじめ問題などへの対応の強化に取り組みます。

### 青少年健全育成の推進

#### ●地域における子どもの居場所づくり

児童が放課後等を安全で安心して過ごせるように、放課後児童会や放課後子ども教室の取組を推進します。





### 男女共同参画の推進

#### ●女性の活躍推進

市では女性活躍推進法に基づく事業主行動計画等の策定を行っていることから、実施状況を公表し、市内事業所にも策定を促すことで、市が率先して女性活躍の条件整備と子育て環境づくりを進めます。

#### ●ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>の普及啓発

男女がともに働きやすく、仕事と子育て・家庭生活等が両立できる職場環境の整備や女性の再就職支援など、広くワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。

#### ●企業の取組支援

それぞれの企業形態や抱えている課題に合わせ、参考となる先進事例を紹介するなど、企業にとって有効なワーク・ライフ・バランスの取組を広めます。



### 健康づくりの推進

#### ●母子保健サービス等の充実

妊産婦及び母子の健康の保持増進のため、出産や育児に関する情報提供、乳幼児健康診査や家庭訪問などによる相談指導の充実を図ります。また、保護者などを対象に食育<sup>\*\*</sup>などの知識の普及、相談・指導の充実を図ります。



### 重点戦略2 まちなかにぎわいアッププロジェクト

#### 商工業の振興

##### ●商店街活性化への支援

関係団体との連携のもと、日常生活の中で必要とされる魅力ある商店街形成を図るため、支援策の強化に努めます。

##### ●新規出店への支援

様々な経営の支援に関する情報提供や補助金制度等を通じて、新規出店の支援に努めます。

##### ●事業承継支援の推進

経営者の高齢化・後継者の不在による事業所等の廃業や貴重な技術・技能等の喪失を防ぐため、事業承継の支援を推進します。

##### ●企業、商工会、金融機関、大学等との連携の場づくり

企業が抱える経営課題やニーズなどへの対応を図るため、企業、商工会、金融機関、大学等との連携の場づくりを進めます。

#### 都市型農業の振興

##### ●都市型農業の推進

農地の保全・活用とともに、朝市や貸農園事業などを通じて、農業者と市民との交流を図り、農業への理解と関心を深めることができる取組を推進します。



<sup>\*</sup>ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざす概念や取組のこと。  
<sup>\*\*</sup>食育：生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識や学習等の取組をいう。





観光の振興

●様々なターゲットに応じた情報発信による誘客の促進

多様な情報媒体を活用し、ターゲットに応じた分かりやすい情報を継続的・積極的に発信することで、市のイメージアップや国内外からの観光の振興・発展を図ります。

●魅力ある観光コンテンツ<sup>※</sup>づくりの推進

本市ならではの地域文化を活かした「観光コンテンツ」の開発を進めるとともに、観光資源と各種イベントとの連携により、観光客の誘客を推進します。

●「食」の魅力向上、特産品等商品開発・販売促進

「食」に関する魅力向上と発信に努めるとともに、市内事業者との連携により、本市の地域資源を活用した特産品等の開発や販売促進を進めます。

●観光振興を担う人材育成、体制整備の推進

市民団体や民間事業者との連携により、本市の観光推進体制の充実・強化を図るとともに、市民活動の推進を通じ、人材の育成を進めます。

●来訪者の利便性の向上

来訪者が市内の観光スポットをスムーズに訪れ、楽しめるような情報収集と発信、移動手段の向上、案内機能の充実などに取り組み、利便性の向上を図ります。

●近隣自治体、民間事業者等との連携

南河内地域をはじめとする近隣自治体や鉄道会社等との連携を図り、広く地域イメージの発信・PRを行います。

●大学との連携強化

大学などの教育機関との連携を強化し、観光まちづくりの推進や地域の魅力発信などを行い、地域の活性化につなげます。



世界文化遺産関連施策の推進

●世界文化遺産登録に向けた機運の醸成

様々な情報発信、イベント・シンポジウム等の実施を通じて、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録の機運醸成を図ります。

●世界文化遺産登録への取組を契機としたプロモーション活動の推進

世界文化遺産登録に向けて市が一体となって機運醸成を図り、観光など他の分野の事業と連携しながらまちづくりへの取組を進めます。

●イベント・シンポジウムの開催、新聞・雑誌・テレビ・ホームページ・SNS<sup>※</sup>等各種媒体を活用したPRの推進

各種イベント・シンポジウムの開催や多様な情報媒体を通じて、百舌鳥・古市古墳群に関する情報発信に努めます。

●古市古墳群を学び、周遊し、交流できる環境の整備

市、交通事業者、観光業関係者等の連携により、百舌鳥・古市古墳群へのアクセスについて検討を進めます。また、トイレやガイダンス施設の整備など、来訪者対策を進めます。

にぎわい・交流拠点づくりの推進

●駅周辺の拠点機能強化

駅周辺への都市機能の誘導や交通結節機能の強化等により、利便性の高いコンパクトなまちづくりを推進します。

●駅周辺活性化事業によるにぎわいと魅力の創出

商店街や歴史を感じるまちなみなどを活かしながら、まちづくり協議会等の市民団体により実施される様々なイベント等と連携し、にぎわい・魅力の創出を図ります。

●空き家、空き店舗を活用したにぎわいづくりの推進

市内の空き家や空き店舗を活用することで、来訪者を呼び込み、にぎわいづくりにつなげます。



※観光コンテンツ：観光の分野において、集客する力のある魅力的な場所や催事、情報などのこと。  
※SNS：Social Networking Serviceの略。インターネット上でコミュニケーションの場を提供する会員制のサービス、またはそうしたサービスを提供するウェブサイトのこと。





歴史文化の保全・継承

●古市古墳群の保全・活用

本市の貴重な歴史資産を後世に継承していくため、古市古墳群などの史跡については、公有化を推進し、積極的な保全や活用を進めます。

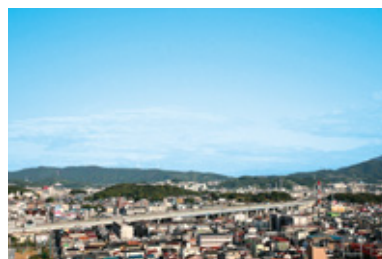
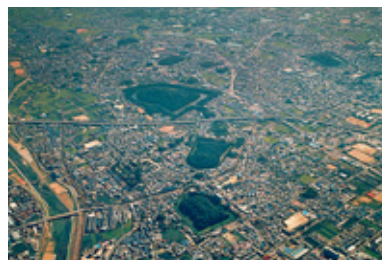
都市景観の保全・形成

●景観整備による魅力的な空間づくり

地域特性を踏まえた景観誘導の方向づけを行うことで、良好な都市景観の形成と魅力ある空間づくりを推進します。

●古墳群と調和した景観形成の推進

古市古墳群等の豊富な歴史資産と調和を図りながら、本市の特色である歴史文化との一体的な藤井寺らしい都市景観の形成に努めます。



津堂城山古墳（菜の花）



水鳥形埴輪（重要文化財）

重点戦略3 いきいき長寿プロジェクト

高齢者福祉の推進

●介護予防、健康づくり活動の推進

介護予防教室の開催の工夫や介護予防手帳の交付を行うとともに、各種団体と連携・協力し、介護予防の普及・啓発に努めます。また、健康の維持・増進に向けた健康教育の内容の充実を図ります。

●地域包括支援センターを中心としたセーフティネットの強化

高齢者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるように、地域包括支援センターの機能強化を行います。また、各関係機関や各種団体等との連携強化を図り、生活支援体制の拡充に努めます。

●在宅医療・介護連携の推進

医療従事者・介護従事者等の連携推進に取り組み、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者への在宅ケアの推進に努めます。

●認知症施策の推進

認知症への理解促進を図るため、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の方を地域で見守り、やさしく包み込むまちづくりをめざします。

●高齢者の社会参加の促進

高齢者の社会参加を促進するとともに、老人クラブ等の各種団体の地域における自主的な取組を支援し、生きがいづくりを推進します。

●高齢者にやさしいまちづくりの推進

公共施設のバリアフリー※化などに努め、高齢者や障害のある人等にやさしいまちづくりを進めます。



※バリアフリー：日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除いていくことをいう。





●介護保険サービス、多様な支援の充実

介護保険制度や介護サービス事業者等に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、高齢者の福祉・介護ニーズに対応するため、サービスに携わる人材の確保に向けた検討や資質向上についての啓発に取り組みます。

●支え合い、助け合うまちづくりの推進

誰もが住み慣れた地域や家庭で安心して生活が送れるように、地域におけるネットワークづくりや、セーフティネットの確立に努めます。



ノルディックウォーキング



ふれあい交流グラウンド・ゴルフ大会



第2章

分野横断共通施策

基本構想の中で、将来像「つどいつながり 育つまち ふじいでら」の実現のために位置づけられた「まちづくり重点戦略」を着実に推進するために設定された「分野横断共通施策」において特に重点的・戦略的に取り組む施策を集約しました。庁内の横断的な連携はもとより、市民との協働により総力をあげて施策を推進します。

共通施策1 市民・行政のパートナーシップの確立

協働の仕組みづくり

●協働意識の醸成

市民と行政において適切な役割分担と連携を図り、まちづくりを推進することができるよう、職員の協働への意識改革や能力の向上に取り組みます。

●市民公益活動団体のネットワークの構築

市民公益活動団体同士のネットワークづくりや情報共有、交流などができる場づくりを進めます。

●市民参画の推進

市民の声を市政に反映させるため、各種審議会等における公募委員の登用やパブリックコメント制度<sup>※</sup>の活用など、市民が行政活動に参画できる機会の充実に努めます。

●協働のコーディネート機能の強化

各種団体や個人の活動を支援し、協働をコーディネートする機能の確立を図ります。

●自治基本条例<sup>※</sup>についての調査・研究

自治体運営の基本的なルールやまちづくりの方向性等を明らかにする自治基本条例について、調査・研究を進めます。



※パブリックコメント制度：市の政策立案過程で市民から意見を公募し、その意思決定に反映させることを目的とする制度。  
※自治基本条例：住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定める条例。市民や行政の役割や責務、市民参画を実現するための具体的な仕組みや、住民自治による公共社会の創造の仕組みなどが示されたもの。



共通施策2 まちを運営するトータルマネジメントの推進

行政運営の推進

●総合計画を常に意識した行政運営の推進

行政運営における最上位の計画として、総合計画を着実に推進する仕組みを構築し、常に総合計画に即した事業立案や事業内容の見直し等を進めます。

●政策・施策の進捗管理の推進

総合計画に掲げた政策、施策の実施状況とその効果を検証するため、PDCAサイクル<sup>※</sup>による進捗管理を推進します。

●ICTの積極的活用による業務改善

ICTの有効活用により、市民の利便性の向上と業務の見直し及び効率化を推進し、電子自治体の実現に努めます。

●マイナンバー制度<sup>※</sup>を活用した市民サービスの向上

情報セキュリティ対策の強化を図りながら、マイナンバー制度を活用し、各種手続の簡略化・効率化など、市民の利便性向上に向けた取組を推進します。

●職員の能力開発の推進

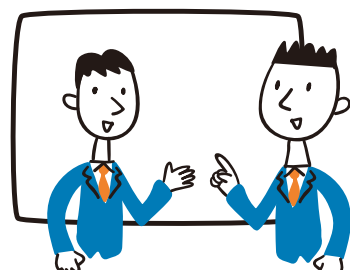
職員それぞれの行政運営に必要な基礎知識・専門知識を習得するための研修等を通じて、職員の能力開発と意識改革を促し、社会・経済情勢の変化に柔軟に対応できる人材の育成に努めます。

●横断的組織（プロジェクトチーム等）の活用

多様化、高度化する市民ニーズや、特定の行政課題に対しては、プロジェクトチームを活用するなど、弾力的で効率的な事務執行体制の構築に努めます。

●行政課題に対応した条例制定や組織体制の整備

新たな行政課題や市民ニーズに適切に対応していくため、必要な条例等の制定や組織体制の整備に努めます。



●働きやすい職場環境づくり

（ワーク・ライフ・バランスの実現）

職場におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

●女性職員の管理職への積極的登用

女性職員の管理職への登用など、女性職員の活躍を促進します。



財政運営の推進

●経営資源の重点配分

経営資源（予算や人員など）の効率化・重点化を図り、より効果的な市民サービスの提供をめざします。

●既存経費の見直し

健全な財政を維持していくため、市税等の歳入確保に努めるとともに、既存経費についても常に見直しを行い、新たな行政課題や市民ニーズへの対応を図ります。

●行財政改革の推進

市の財政状況等について市民に分かりやすく説明しながら、行財政改革を推進し、今後の行政需要に対応できる財政基盤の構築を図ります。

●公共施設等の適正化の検討・推進

施設の将来需要や老朽度の判定、改修時の費用等を総合的に勘案した上で施設の更新、統廃合、長寿命化を図り、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の実現をめざします。



※PDCAサイクル：マネジメントサイクルの一つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、事業を実施した結果を成果の視点で評価する手法のこと。  
※マイナンバー制度：住民票を有するすべての人に一人一つの番号を付し、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報管理を行なう社会保障・税番号制度。





共通施策3 まちの魅力づくり・情報発信

広報・広聴活動の推進

●ICTを活用した多様な市政情報の発信と共有

ホームページやフェイスブック等の様々な媒体を活用して、分かりやすく積極的に市政情報を発信します。また、市内外の関心を惹きつける広報活動に取り組みます。

シティプロモーションの推進

●「藤井寺市シティプロモーション戦略」の策定及びプロモーション活動の展開

シティプロモーション戦略を策定し、藤井寺市のイメージを明確化させるとともに、歴史・文化、都市環境、各種祭り・イベントなどの地域資源や魅力を発掘・創出し、それらを磨き上げながら市内外に発信します。

●プッシュ型情報発信等、ICTを活用した情報発信の推進

住環境、交通の利便性、子育て・教育環境など、本市ならではの魅力についてICT等を活用して積極的に情報発信し、都市イメージの向上を図ります。

●民間、大学とのコラボレーションや

フィルムコミッションへの参画などマスメディアの活用

行政、市民、事業者、大学、マスコミ等の連携により、本市の魅力の創造、多彩なプロモーション活動に取り組み、イメージ・認知度の向上を図ります。

●ターゲットを想定したイメージ戦略の推進

本市の魅力資源を多様な視点から発掘し、それらを様々なターゲットに対し効果的に情報発信することにより、本市の認知度の向上に努めます。

●地域等主体による活性化事業への支援

地域の各種団体や事業者等が主体となり、本市の魅力向上や活性化に向けて実施されている事業に対し、積極的な支援を行います。

歴史ロマン薫るみどりのまち



藤井寺市観光サイト



●南河内地域における魅力アップに向けた連携

南河内地域の近隣自治体との連携を図り、地域の魅力アップに向けたイメージ発信やPR活動を行います。

●世界文化遺産、古墳、歴史文化などをテーマにした全国自治体との連携

人・歴史文化など共通のテーマでつながる全国の関連する自治体との連携を推進します。

●友好提携都市等との連携

友好提携都市や関係自治体と連携し、交流事業やイベントの実施、相互が持つ魅力や地域資源の情報発信など、様々な機会を通じたまちの魅力アップに向けた取組を推進します。







藤井寺市役所

# 第4部

## 前期基本計画





# 施策の体系

基本方針	施策	主要施策
1 安心して子どもを 生み育て、未来を 拓くまちづくり	1-1 子育て支援の推進	1. 子育てに関する支援の充実 2. 地域における子育て支援の充実 3. 援助を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実
	1-2 学校教育の充実	1. 「確かな学力の育成」をめざした特色ある教育活動の推進 2. 国際理解教育、外国語活動、英語教育の充実 3. 情報教育の充実 4. 健やかな体の育成 5. いじめ・暴力行為等の防止や不登校児童生徒への対応 6. 支援教育の推進 7. 学校教育環境の整備
	1-3 青少年健全育成の推進	1. 放課後児童の安全・安心な居場所の確保 2. 地域ぐるみで青少年を健全に育成するための仕組みづくり 3. 体験や交流機会の充実
2 心豊かに学び、暮 らせるまちづくり	2-1 生涯学習の推進	1. 生涯学習推進体制の構築 2. 読書環境の整備及び図書館サービスの向上
	2-2 文化・芸術活動の推進	1. 文化・芸術活動の推進 2. 文化・芸術に触れる機会の充実
	2-3 スポーツ活動の推進	1. スポーツ推進基本計画の策定 2. 市民の多様なニーズに対応した環境の整備 3. スポーツ振興事業の充実
3 思いやりとふれ あいのあるまち づくり	3-1 人権・国際理解の推進	1. 人権教育の推進 2. 人権啓発の推進 3. 国際理解の推進 4. 相談支援体制の充実
	3-2 男女共同参画の推進	1. 男女共同参画の意識づくりの推進 2. 男女共同参画の環境づくりの推進
	3-3 地域コミュニティ活動の推進	1. 地域自治活動への支援 2. 地域コミュニティ活動への参加促進
4 にぎわいと新たな 活力を生むまちづ くり	4-1 商工業の振興	1. 商店街活動の充実 2. 商業・サービス業の振興 3. 事業承継支援の推進 4. 工業の経営基盤の充実 5. 技術と技能の継承
	4-2 都市型農業の振興	1. 農業生産基盤の整備 2. 都市型農業の推進
	4-3 観光の振興	1. 魅力ある観光コンテンツの開発 2. 「食」の魅力向上、特産品の開発・販売促進
	4-4 世界文化遺産関連施策の推進	1. 来訪者に対する適切な案内・誘導のための環境整備 2. 百舌鳥・古市古墳群の情報発信 3. 世界文化遺産登録活動の推進
	4-5 にぎわい交流拠点づくりの推進	1. 駅周辺の拠点機能強化 2. にぎわい・交流創出事業の推進 3. 市街化調整区域のあり方検討
5 歴史文化と調和 し、多様な交流を 広げるまちづくり	5-1 歴史文化の保全・継承	1. 文化財情報の発信 2. 文化財及び埋蔵文化財の適切な保全・継承 3. 史跡等の環境整備の推進 4. 来訪者受け入れ態勢の充実
	5-2 都市景観の保全・形成	1. 藤井寺らしい景観の形成 2. 都市景観の形成のための規制、誘導
	5-3 道路整備の推進	1. 広域幹線道路の整備 2. 都市計画道路の整備 3. 生活道路の整備 4. 計画的な維持管理・保全、修繕 5. 世界文化遺産登録の取組と連携した道路整備
	5-4 公共交通の充実	1. 公共交通の利便性の向上 2. 民間事業者と連携した公共交通の利用促進
6 快適で良好な生活 空間のあるまちづ くり	6-1 上水道事業の推進	1. 上水道施設の充実 2. 効率的な水道事業経営
	6-2 下水道事業の推進	1. 公共下水道の整備及び水洗化の普及促進 2. 雨水・浸水対策の充実 3. 適正で効率的な公共下水道事業の運営
	6-3 住環境整備の推進	1. 空き家対策の推進 2. 建築物等の安全対策の推進 3. 住民ニーズに対応した住宅政策の推進
	6-4 緑とうるおいある環境の創出	1. 地域の特性を活かした公園づくり 2. 「緑」の保全・育成 3. 「うるおい」の創出

基本方針	施策	主要施策
7 すべての市民が 輝き、健やかで、皆 で支え合うまちづ くり	7-1 地域福祉の推進	1. 地域福祉意識の醸成 2. 地域福祉活動への支援 3. 地域福祉のセーフティネットの推進
	7-2 障害者福祉の推進	1. 広報・啓発活動の推進 2. 地域における生活支援の充実 3. 社会参加と就労への支援 4. 福祉のまちづくりの推進
	7-3 高齢者福祉の推進	1. 地域包括ケアシステムの強化 2. 高齢者の心身機能の維持向上の推進 3. 生活支援体制の充実 4. 介護保険サービス、多様な支援の充実 5. 生きがいづくりと社会参加の推進
	7-4 社会保障の充実	1. 国民健康保険事業の安定的な運営 2. 後期高齢者医療制度の適正な運営 3. 保健事業の推進 4. 国民年金事務の充実 5. 福祉医療費助成制度の充実
	7-5 地域医療の充実	1. 地域医療体制の充実 2. 救急医療体制の充実
	7-6 健康づくりの推進	1. がん検診事業の推進 2. 主体的な健康づくり活動への支援 3. 母子保健の充実
8 災害に強く、安心 して暮らせるまち づくり	8-1 自然災害対策の推進	1. 多様な主体が実施する防災活動の支援・推進 2. 総合的な防災体制の充実・強化 3. 関係機関との連携・体制強化の推進
	8-2 消防・防災体制の充実	1. 消防体制の充実 2. 救急救助体制の充実
	8-3 危機管理の推進	1. 危機管理体制の充実・強化 2. 情報伝達の充実・強化
	8-4 防犯対策の推進	1. 防犯意識の啓発 2. 地域防犯活動の充実 3. 防犯環境の整備
	8-5 交通安全対策の推進	1. 交通安全に関する啓発活動の推進 2. バリアフリー対策等の充実 3. 安全に通行できる交通環境の整備
	8-6 消費者保護の推進	1. 消費者保護の推進 2. 消費者意識の高揚 3. 消費者教育の推進
9 人に、未来にやさ しい、環境に配慮 したまちづくり	9-1 自然環境の保全	1. 環境保護・保全活動の推進 2. 環境負荷の低減 3. 環境教育・環境学習の推進 4. 工場・事業所における環境対策の充実
	9-2 環境美化の推進	1. 環境美化の推進 2. 環境衛生の充実 3. 公害防止対策の充実
	9-3 循環型社会の形成	1. ごみの減量化・資源化の推進 2. ごみの適正処理の推進
まちづくりの推進に 向けて	1 協働の仕組みづくり	1. 協働意識の醸成 2. 市民公益活動の促進 3. 市民参画の推進
	2 行政運営の推進	1. 職員の能力開発と人材育成 2. 組織機構の見直し 3. 電子自治体の推進
	3 財政運営の推進	1. 行財政改革の推進 2. 財源の確保 3. 公有財産の適正管理及び有効活用
	4 広域行政の推進	1. 広域連携の推進 2. 都市間連携の推進
	5 広報・広聴活動の推進	1. 広報・広聴活動の充実 2. 職員の広報・広聴力の向上
	6 シティプロモーションの推進	1. 「藤井寺ブランド」の確立 2. 都市イメージ・認知度の向上 3. 愛着・誇りの醸成



# 1 安心して子どもを産み育て、未来を拓くまちづくり

## 1-1 子育て支援の推進

### 現況と課題

- 国においては、子ども・子育て支援新制度により、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進が図られています。
- 本市においては、安心してゆとりのある中で喜びや楽しさを実感しながら責任を持って子育てができ、子どもがのびのびと育っていけるよう地域全体であたたかく子育てを見守り、応援していくため「藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」を作成し、子育て支援に関わる様々な事業を展開しています。
- 今後も社会環境の変化や保育ニーズ等を的確に把握し、幼児期における教育・保育の充実を図るとともに、子ども・子育て支援事業の拡充について検討していくことが求められています。
- また、核家族化や都市化などにより地域のつながりが希薄化し、親類、地域とのコミュニケーションが減少し、保護者が子育てについての悩みなどを相談する機会や、子どもの成長に大切な人との交流や社会体験の機会も減少しているなどの課題が顕在化していることから、地域ぐるみでの子育て支援体制の充実が求められます。
- さらに、子どもの貧困問題を含め、援助を必要とする子どもや家庭に対して、個々の状況に応じた配慮や支援が必要となっています。

### 施策の基本方針

子どもの幸せを第一に考え、子どもを安心して生き健やかに育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない子育て支援を推進します。

### 主要施策

#### 1 子育てに関する支援の充実

- 多様な保育ニーズに対応した保育所・認定こども園等や、一時預かり事業、病児・病後児保育事業などの保育サービスの充実に努めます。
- 就学前から義務教育へのスムーズな移行に向けて、保幼小連携の強化に努めます。
- 子育てに関する不安や悩みを解消するため、子育てアプリを利用したプッシュ型の情報提供、利用者支援事業等を通じて相談支援や情報の提供など、きめ細かな支援に努めます。
- ふじみ緑地を活用し、民間活力の導入等を含め、子育て施設の整備について検討を進めます。

#### 2 地域における子育て支援の充実

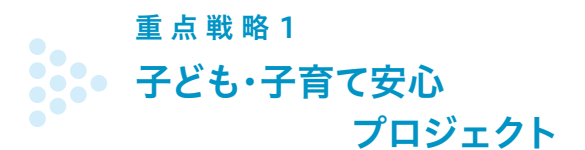
- 子どもの人権尊重、地域で子どもを育てる意識づくりを進めます。
- 子育ての不安の軽減に向けた支援や、親子が気軽に集まれる場・機会の充実に図ります。
- 子育てに関する情報の共有や悩みを解決するため、関係機関が連携して切れ目のない支援に努めます。

#### 3 援助を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実

- 子ども医療費助成の拡充など、子育て家庭への経済的な支援を拡充します。
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の新規実施等、ひとり親家庭への支援の拡充を図ります。
- 障害に応じて適切に対応し、個々の発達を支援できるよう、関係機関と連携しながら障害のある子どもと家庭への支援の充実に図ります。
- 児童虐待の予防及び早期発見、児童虐待を受けた児童の保護、自立支援、児童虐待を行った保護者に対する相談・支援の充実など、児童虐待防止への取組を強化します。
- 妊婦健康診査の助成の拡充など、妊産婦への支援の充実に図ります。

### 重点戦略に関連する施策

- 就学前教育・保育サービス等の充実
- 相談支援の充実
- ふじみ緑地を活用した子育て施設の整備
- 子どもの貧困対策の調査・研究
- 情報提供の推進
- 出産しやすい環境の整備
- 病児・病後児保育事業の検討



### 協働の取組

- 民生委員児童委員協議会と協働して親子で参加できるイベント「にこにこ広場」や市立保育所で子育て支援「わんぱく広場」を実施します。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）		目標値（平成31年度）	
就学前教育・保育の確保量	人	1号認定	1,301	1号認定	1,275
		2号認定	704	2号認定	849
		3号認定	423	3号認定	531
地域子育て支援拠点事業の確保量	人	11,897		21,348	
病児・病後児保育事業の確保量	人	404		825	
赤ちゃんの駅整備環境に対する満足度	—	—		上昇	
子育て支援アプリのインストール数	件	—		500	

#### 関連する個別計画

- ・藤井寺市子ども・子育て支援事業計画
- ・藤井寺市教育振興基本計画





## 1-2 学校教育の充実

### 現況と課題

- 児童生徒を取り巻く社会情勢がめまぐるしく変化している中で、一人ひとりが心豊かに力強く生き抜いていくため、確かな学力の育成や豊かな心の育成、健やかな体づくりを行うための教育支援が求められています。
- 本市では、教育大綱を策定し、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を推進しています。学校教育においては、藤井寺市学力向上推進支援事業の展開をはじめ、藤井寺さわやかあいさつ運動やドリム・プレゼンター学校派遣事業、世界遺産学習等に取り組み、「生きる力」を育む教育を推進しています。
- 不登校児童・生徒への対応として、学校復帰のための支援や教育相談の充実に取り組んでいます。特に、不登校が長期化している児童、生徒への支援とともに、不登校を未然に防止するためにも、学校と家庭が連携した取組を進めています。また、「藤井寺市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止と早期解決を図るための総合的な取組を進めています。
- 障害のある園児・児童・生徒、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援のさらなる充実を図る必要があります。
- 情報モラルへの意識の醸成や高度情報化社会に参画する態度の育成を行っていますが、情報活用力の育成にさらに取り組むことが必要です。
- 国際社会を生き抜くため、英語教育や国際理解の充実を図っており、今後は中学校区ごとの外国語指導助手の活用及び小学校の外国語活動の充実が求められています。
- 児童生徒が快適に学習に取り組むことができるよう、学校施設・設備の充実を図る必要があります。

### 施策の基本方針

家庭・地域・学校園が連携し、教育内容の充実を図り、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を育みます。また、学校の施設・設備の充実を図り、将来を見据えた安全・安心で快適な教育環境づくりに努めます。

### 主要施策

#### 1 「確かな学力の育成」をめざした特色ある教育活動の推進

- 一人ひとりの教育ニーズに配慮しながら、児童生徒が力強く生き抜く力とわが郷土「藤井寺」を誇りに思う心を育む教育活動を推進します。
- 教職員が様々な教育課題に対応できる能力を身につけるため、研修体制の充実を図ります。
- 地域や大学との関わりを大切に教育を推進します。

#### 2 国際理解教育、外国語活動、英語教育の充実

- 外国語指導助手の派遣、外国語活動支援ボランティアを配置し、国際社会への対応能力の向上を図ります。
- 国際理解教育や英語教育に対応するために、教職員への研修を計画的に実施します。

#### 3 情報教育の充実

- 児童生徒に情報モラルを身につけさせ、必要な情報を主体的に収集・処理・発信するなどの情報活用力の育成を図ります。
- ICT機器を活用した授業の実践に努めるとともに、児童生徒の学習への興味関心を高め、機器を活用し、自分の考え等を発表するなどの表現力を育てます。

#### 4 健やかな体の育成

- 授業や運動部活動等の教育活動を通して、運動することの楽しさを感じながら体力の向上・運動の生活化を図ります。
- 学校・家庭・地域の連携により食育の充実を図ります。

#### 5 いじめ・暴力行為等の防止や不登校児童生徒への対応

- いじめや不登校の未然防止のため、道徳教育や心の教育などを通じて思いやりや生命を大切に意識の醸成を図ります。
- いじめや不登校等への対応の強化を図るため、スクールカウンセラー<sup>\*</sup>やスクールソーシャルワーカー<sup>\*</sup>等、外部専門家を積極的に活用し、アセスメントとプランニングに基づくケース会議を効果的に実施するなど、学校内におけるチーム体制の構築を図ります。
- 「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会」・「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」を開催し、各学校の取組を効果的かつ円滑に進め、継続的な改善を図ります。

#### 6 支援教育の推進

- 支援教育コーディネーター<sup>\*</sup>養成研修の実施により、支援教育の専門性を活かせる教員を育成します。
- 学識経験者による巡回相談や、学校や教育委員会による教育相談の充実を図ります。

#### 7 学校教育環境の整備

- 児童生徒が安全で快適に学習に取り組むことができるよう、学校施設の耐震化、大規模改造、空調設備、トイレの乾式化、洋式化等を計画的に実施します。

### 重点戦略に関連する施策

- 学校施設・設備の整備・充実
- 確かな学力の育成
- 地域の歴史文化資産を活かした教育の推進
- 教育的支援の充実

重点戦略1  
子ども・子育て安心プロジェクト

### 協働の取組

- 外国語活動支援ボランティア、ブックママなど、地域人材の活躍による教育の充実を図ります。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
全国学力学習状況調査の自己肯定感の回答率(質問項目:自分には良いところがあると思う)	%	小:70.4 中:56.9	小:75.0 中:65.0
藤井寺市学校施設改修(早期耐震化)計画耐震化率	%	77.08	100(平成29年度)
藤井寺市立学校施設等整備実行計画 推進率	%	12.28	29.82

#### 関連する個別計画

- ・藤井寺市教育振興基本計画
- ・藤井寺市学校施設改修(早期耐震化)計画
- ・藤井寺市立学校施設等整備実行計画

<sup>\*</sup>スクールカウンセラー：いじめや不登校などの心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために小・中・高の学校に配置された、臨床心理士、精神科医、大学教授などカウンセリングの専門家のこと。  
<sup>\*</sup>スクールソーシャルワーカー：子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと。  
<sup>\*</sup>支援教育コーディネーター：発達障害のある児童生徒の支援に向けて学校内外の適切な人材や保護者、関係機関をつなぐ専門職を担う教員のこと。



## 1-3 青少年健全育成の推進

## 現況と課題

- 家庭や地域社会を取り巻く環境の変化により、子どもを取り巻く環境も変化しており、子どもが安全に安心して放課後を過ごせる居場所の確保が求められています。
- 本市では、放課後等に保護者が不在となる世帯等を対象とした放課後児童会事業と、すべての児童を対象とした放課後子ども教室事業を実施しており、今後、一体型の運営（放課後児童会に在籍する児童が同じ小学校内で開催されている放課後子ども教室のプログラムに参加できること）に向けての検討や安全な集団活動の実施に向けて担い手の確保等に取り組む必要があります。
- また、社会における規範意識やモラルの低下が全国的に問題となるとともに、少子化・高齢化や核家族化の進展などにもともない、地域のつながりが希薄化し、地域全体で青少年を守り育てる力が低下しています。
- 本市においても、少子化や育成者、指導者の担い手不足、また、子どもたちの生活の多様化にもともない、各地域の子ども会数の減少や入会率の低下といった問題を抱えています。
- 青少年の非行防止や健全育成を推進するためには、家庭・地域・学校園の連携により、地域に根ざした活動を推進していくことが必要です。
- さらに、体験や交流を通じた学びは青少年の健やかな心身の発達に欠かせないものであることから、体験交流活動の充実を図ることが必要です。

## 施策の基本方針

地域に根ざした心豊かなたくましい青少年を育てるために、様々な体験を通じた学習・交流の場と機会を充実します。また、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、家庭・地域・学校園の連携を強化し、地域ぐるみで青少年を育成するという環境の醸成を推進します。

## 主要施策

## 1 放課後児童の安全・安心な居場所の確保

- 放課後児童会にあっては、指導員の資質向上を図り、放課後の子どもたちの活動を、適切に指導できる体制をめざします。
- 放課後児童会と放課後子ども教室の連携を進めるため、双方の関係者による協議の場を設けます。

## 2 地域ぐるみで青少年を健全に育成するための仕組みづくり

- 地域の大人自らが青少年の模範となるよう啓発活動を実施します。
- 小、中学校区で実施される子どもたちを対象としたイベントを通じて、地域と学校が交流し、相互理解のもとで青少年を育成する環境の醸成を図ります。
- 青少年を様々な誘惑や犯罪から守るため、有害環境の浄化や問題行動・非行の防止に向けた取組を進めます。

## 3 体験や交流機会の充実

- 青少年の豊かな人間性や社会性を育むため、野外活動等の様々な体験を通じた学習・交流の場と機会の充実に努めます。

## 重点戦略に関連する施策

- 地域における子どもの居場所づくり

重点戦略1  
子ども・子育て安心  
プロジェクト

## 協働の取組

- 地域や各種団体の主体による青少年健全育成活動を推進します。
- 青少年を取り巻く環境が悪化しており、深刻な犯罪被害等が発生している中、市民と行政が、それぞれの立場で子どもたちを見守る取組を実施することで、安全安心なまちづくりの実現を図ります。

## まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
放課後児童会の全学年受け入れ	校	1	7
放課後児童会の待機児童数	人	0	0
放課後児童会と放課後子ども教室の一体型運営の実施数	校	5	7

## 関連する個別計画

- ・藤井寺市教育振興基本計画
- ・藤井寺市放課後児童会整備計画書
- ・藤井寺市子ども・子育て支援事業計画



ふじいでらかあにぼる





# 2 心豊かに学び、暮らせるまちづくり

## 2-1 生涯学習の推進

### 現況と課題

- 生涯を自分らしく心豊かに過ごすために一人ひとりの学びの意欲が高まっており、時代の変化や市民の学びに対するニーズを踏まえた多様な学びの機会と場の提供の充実が必要となっています。
- こうした中、本市では自主学習サークルと市が主催する事業をあわせて、趣味や健康づくりなどの学習機会や場の充実を図ってきました。
- 図書館においては子どもの読書推進のための児童書を含む、図書館資料の充実を図るとともに、高齢者、身体障害のある人のためのサービスを充実させ、誰もが利用しやすい環境整備に努めてきました。
- 今後は、近隣自治体の図書館サービスの状況も踏まえ、複雑化・多様化する利用者のニーズを把握し、より一層の蔵書の充実や図書館サービスの見直しを行う必要があります。

### 施策の基本方針

市民一人ひとりが生きがいのある豊かな生活を送るため、「いつでも、どこでも、だれでも」主体的に学び・学び合える学習社会をめざします。

### 主要施策

#### 1 生涯学習推進体制の構築

- 生涯学習活動に取り組みたいと思う人が、多様な情報を入手・選択できる環境の充実を図ります。
- 市民、団体の生涯学習活動を発展させるために、学習活動が行える場所の提供等を行います。

#### 2 読書環境の整備及び図書館サービスの向上

- 子どもから大人まであらゆる世代への資料や情報の提供をはじめ、レファレンスサービス<sup>※</sup>の充実やICTの活用を推進するとともに、来館が困難な人にも利用しやすいサービスの提供に努めます。
- 行政機関との連携による講座の開設や語り手派遣事業等を通じて、読書への関心や意欲を高める機会を提供することで、知的欲求や学習意欲の醸成を図ります。
- 図書館を活用した読書活動や調査研究活動を通じて、多様な価値観の醸成や課題解決等の支援につなげるなど、生涯学習拠点としての機能強化に取り組めます。

### 協働の取組

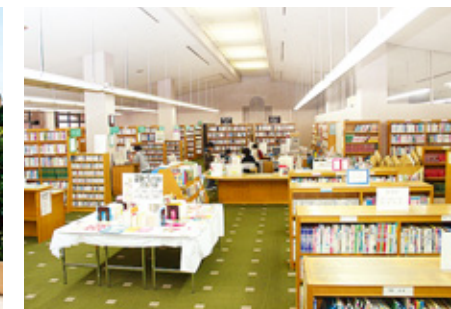
- 行政が提供する学習機会のみでなく、市民の自主グループによる学習機会の情報提供も行い、それぞれのニーズに合った学習環境づくりを進めます。
- 視覚障害のある人のための録音図書<sup>※</sup>の製作、子どもへの絵本の読み聞かせ、小学校や高齢者施設等でのおはなし会等のボランティア活動をはじめ、市民と図書館とが知恵を出し合い図書館サービスの発展につなげます。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
生涯学習グループ登録団体数	団体	67	80
公民館講座等全講座の延受講者数	人	6,039	6,300
生涯学習センター施設利用稼働率	%	31.9	35.0
個人貸出冊数	冊	296,934	310,000

#### 関連する個別計画

- ・藤井寺市教育振興基本計画
- ・第二次藤井寺市子ども読書活動推進計画



市立図書館



市立生涯学習センター（アイセル シュラ ホール）

※レファレンスサービス：図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務のこと。



## 2-2 文化・芸術活動の推進

### 現況と課題

- 文化・芸術に触れることは、豊かな感性を育み、心に豊かさをもたらします。ライフスタイルが多様化する中、質の高い文化・芸術に触れ、参加できる環境づくりが求められています。
- 本市では、文化芸術拠点である市民総合会館の整備、指定管理者<sup>※</sup>による文化事業の開催、ふじいでら文化ふれあいまつりの開催など、文化・芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境の整備を進めてきました。
- また、文化団体への支援による市民総合会館の利用促進を通じ、市民の自主的な文化活動の推進を図ってきました。
- 今後は、より幅広い世代に活動の参画を促し、市民の文化活動発表の場としてより多くの参加と事業の定着を図ることが求められます。
- さらに、藤井寺市民音頭や本市の文化活動を推進するなどして、まちへの誇りや愛着を高め、心の豊かさを実感していく環境を整える必要があります。

### 施策の基本方針

豊かな歴史文化や自然を背景とした多彩な活動を通じて、市民主体の文化・芸術の振興を図ります。

### 主要施策

#### 1 文化・芸術活動の推進

- 市民が地域の文化振興の担い手として、自主的な文化活動を推進するため、活動の場と機会の提供等の必要な支援に努めます。
- 文化・芸術団体との連携を促進し、市民文化の発展と地域の活力の向上を図ります。

#### 2 文化・芸術に触れる機会の充実

- 市民文化活動の発表や良質な文化芸術の鑑賞の機会を提供し、誰もが文化に親しめる環境づくりを推進します。
- 藤井寺市民音頭の普及や伝統文化の継承・保存を促進します。

### 協働の取組

- 藤井寺市文化連盟等との協働による市民文化の発信や鑑賞機会の提供により、市民の文化への関心を高め、文化振興と心豊かなまちの実現に取り組みます。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
ふじいでら文化ふれあいまつり入場者数	人	1,714	2,000



よさこいイン ふじいでら



ふじいでら文化ふれあいまつり



市役所ロビーコンサート

※指定管理者（制度）：それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公共施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした民間法人などに任せることを認める制度。





## 2-3 スポーツ活動の推進

### 現況と課題

- 市民の多様なニーズに対応できるスポーツ推進施策を包括的に推進するための基本的な計画を策定することが求められています。
- 年齢や性別、障害等を問わず、誰もが気軽にスポーツに親しむことができるような環境づくりが求められています。
- 市民誰もが気軽に参加することができ、生涯を通じて継続的にスポーツに親しむことができるような事業の展開を推進するべく、今後も継続して藤井寺市体育協会との連携を図っていくとともに、スポーツ団体や関連機関なども相互連携を図っていく必要があります。
- 青少年の健全育成という観点からスポーツを通じた子どもたちの健全な心身の発達に努めていく必要があります。

### 施策の基本方針

藤井寺市体育協会をはじめ、関係団体等と連携を図りながら多様なニーズに対応した推進体制づくり、スポーツ振興事業の充実、施設の整備などに努めます。

### 主要施策

#### 1 スポーツ推進基本計画の策定

- 少しでも多くの市民がスポーツに親しむことができるような環境整備を促進し、スポーツを通じた地域コミュニティ活動の活性化及び多様なニーズに対応した推進体制づくりをめざすべく、スポーツ推進基本計画を策定します。

#### 2 市民の多様なニーズに対応した環境の整備

- 高齢者や障害のある人が利用しやすいようなスポーツ事業の充実及びスポーツ施設の整備をめざすとともに、利用者の利便性の向上をめざします。

#### 3 スポーツ振興事業の充実

- 藤井寺市体育協会とのさらなる連携を図るだけでなく、他のスポーツ関連機関などとも相互連携を図り、スポーツ人口の拡充などをめざすとともに、藤井寺市スポーツ推進委員会、藤井寺市民スポーツフェスティバル実行委員会など、市民協働によるスポーツ振興事業の充実を図ります。
- スポーツを通じた青少年の健全育成の推進を図る一環として、子どもたちがスポーツと出会う機会やスポーツを親しむ機会を少しでも多く作ることをめざします。

### 協働の取組

- 市内で活動するスポーツ団体と協働し、地域における身近なスポーツ等の情報提供やスポーツの振興を図ります。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
スポーツ推進委員会主催事業への参加者数	人	299	360
市民総合体育大会参加者数	人	2,949	3,000
市民ニュースポーツフェスタ参加者数	人	311	370

#### 関連する個別計画

- ・藤井寺市教育振興基本計画



藤井寺市民マラソン大会



Fuji りんびっく



# 3 思いやりとふれあいのあるまちづくり

## 3-1 人権・国際理解の推進

### 現況と課題

- 誰もが自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現や、一人ひとりの人権を大切に取る取組がこれまで以上に求められています。
- 本市では、市民一人ひとりの人権が大切にされるまちの実現のため、市民団体である「藤井寺市人権のまちづくり協会」と協働し、人権週間などの期間中に、講演会や映画上映会、人権ポスター展等の様々な啓発活動を展開しています。
- そのほか、人権悩みの相談室を開設し、人権に関する様々な悩みを抱える相談者の気持ちに寄り添いながら、自分自身で問題解決できる力をつけてもらえるよう対応しています。
- 市民一人ひとりの人権が大切にされるまちを実現するため、全庁的に人権行政を行うための取組をさらに活性化させる必要があります。
- また、差別意識をなくし、人権に対する正しい認識と理解を得るため、啓発・広報活動を進め、意識の高揚を図るとともに、家庭・学校・地域・企業等のあらゆる場において、人権教育に取り組む必要があります。
- さらに、国籍や民族、文化、言葉などの「ちがいを認め合い、ともに生きていくため、今後も国際理解の推進に努めることが重要です。

### 施策の基本方針

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るく住みよい社会の実現をめざし、藤井寺市人権を守るまちづくり条例に基づき、人権や国際理解の推進に向けた教育・啓発に努めます。

### 主要施策

#### 1 人権教育の推進

- 高い人権意識を備え、行政運営そのものが人権を守るためのものであることを十分に理解した上で職務を遂行できる職員の育成に努めます。
- 人権問題への理解を深め、命の大切さや人を思いやる心を育むため、発達段階に応じた人権教育の充実を図ります。
- 身近な家庭や地域、職場において講演会や研修会を開催し、人権への正しい理解の普及に努めます。

#### 2 人権啓発の推進

- 藤井寺市人権のまちづくり協会等の関係機関・団体と協働し、あらゆる場や機会を通じて啓発活動を推進します。
- 市広報紙やホームページなどを活用し、様々な人権課題について、より効果的で効率的な啓発活動に努めます。

#### 3 国際理解の推進

- 藤井寺市国際交流協会が実施する語学教室や交流イベントなど、市民が外国の文化や伝統に接する事業を支援することにより、国際理解を促進します。
- 藤井寺市国際交流協会の青少年海外派遣事業への支援を通じて、国際的視野を持った心豊かな青少年を育成し、国際理解教育を推進します。

#### 4 相談支援体制の充実

- 複雑多様化する人権課題に対応するため、人権相談窓口と庁内の各相談窓口との連携強化を図るとともに、支援を行う関係機関や団体も含めたネットワークの構築を図ります。

### 協働の取組

- 藤井寺市人権のまちづくり協会との協働により、より広範な周知啓発活動を推進します。
- 藤井寺市国際交流協会が実施する国際交流や多文化共生<sup>※</sup>を推進する公益事業についての支援などを通じ、行政と市民の連携による国際理解の推進を図ります。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
人権に関する講演会や研修会の参加者数	人	160	200

#### 関連する個別計画

- ・藤井寺市人権行政基本方針 & 人権行政推進プラン

※多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。



## 3-2 男女共同参画の推進

## 現況と課題

- 性別に関わらず、あらゆる分野で個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会<sup>\*</sup>の実現は、暮らしやすい社会の創出において重要です。
- 本市では、男女平等を基礎として、地域、家庭、学校、職場など、あらゆる場面において男女共同参画社会を実現させるための意識啓発やワーク・ライフ・バランスの推進、DVなどの女性に対する暴力の根絶などに取り組んでいます。
- また、市の審議会における女性委員の参画促進をはじめ、女性の管理職への登用や性別に関わらず安心して働くことのできる職場づくりなどに取り組んでいます。
- 今後、男女共同参画に関するさらなる理解の促進が必要であるとともに、女性に対する暴力の根絶や、被害者への支援活動をさらに充実させる必要があります。
- また、社会のあらゆる分野で女性がさらに活躍できるような意識啓発や市民講座の開催、男性の理解が進む取組が必要となっています。
- さらに、市が一つの事業所として、自ら率先して男女共同参画に向けた取組を行うことを目標に、性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境を整えるための仕組みづくりを行い、広く発信していく必要があります。

## 施策の基本方針

男女ともに個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、藤井寺市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画についての理解の促進と、男女共同参画施策の総合的推進に努めます。

## 主要施策

## 1 男女共同参画の意識づくりの推進

- 男女共同参画への理解の促進を図るため、関係機関・団体等と連携し、啓発活動を進めます。
- 地域、家庭、学校、職場など、あらゆる場面において男女共同参画の意識づくりを進めるため、生涯を通じた様々な段階での学習機会や情報提供の充実を図ります。

## 2 男女共同参画の環境づくりの推進

- 市が自ら率先して女性の管理職への登用、性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境の整備を行い、内外に発信します。
- 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた啓発、特にDV防止に向けた啓発を行うとともに、被害者支援に向けた取組を充実します。
- 女性のキャリアアップや就業に役立つスキルアップ等の支援を推進するとともに、地域や職場、行政等、様々な場面での女性の活躍と積極的登用を促進します。
- 男女がともに仕事や家事・育児・介護・地域生活との両立を図ることができる環境整備や福祉サービスの充実に努めます。
- 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画等の策定を行っていることから、実施状況を公表し、市内事業所にも策定を促すことで、市が率先して女性活躍の条件整備と子育て環境づくりを進めます。

## 協働の取組

- 市民グループと協働して啓発事業の企画等を行うことで、より効果的な周知啓発活動を推進します。

## 重点戦略に関連する施策

- 女性の活躍推進
- ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- 企業の取組支援

重点戦略1  
子ども・子育て安心プロジェクト

## まちづくり指標

指標名	単位	現況値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
審議会等への女性委員参画率	%	26.8 (平成27年4月1日)	35.0
ワーク・ライフ・バランスに関する講演会、講座等の実施回数	回	—	5

## 関連する個別計画

- ・第3期男女共同参画のための藤井寺市行動計画

<sup>\*</sup>男女共同参画社会：男性も女性も、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず自らの意思によって社会のあらゆる分野において個性や能力を十分に発揮できる社会のこと。





### 3-3 地域コミュニティ活動の推進

#### 現況と課題

- 少子化・高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、地域社会の連帯感の希薄化や地域活動の担い手不足などの問題が顕在化しています。
- 市民生活に最も身近な存在として自治会があり、住みやすい環境づくり、安全・安心なまちづくりに向けて様々な取組を進めていますが、ライフスタイルや住民意識の多様化により、自治会活動の担い手が不足し、従来行われてきた地域コミュニティ活動の衰退が懸念されます。
- 魅力的で活気ある地域づくりを進めていくためには、自治会活動の活性化が重要となっていることから、地域における連帯感の醸成や誰もが地域活動に参加しやすい環境の充実を図ることが必要です。
- 今後も市民の手による公益活動の輪を広げて様々な地域課題に対応できるよう、持続可能なまちづくりに向けた取組を推進していくことが必要です。

#### 施策の基本方針

持続可能な個性が輝くまちの実現に向けて、地域コミュニティ活動の持続性を図るほか、あらゆる世代が積極的に地域活動に参加でき、市民一人ひとりが望むような暮らしやすい地域づくりを推進します。

#### 主要施策

##### 1 地域自治活動への支援

- 地域の創意工夫により活発な活動を展開し、魅力と個性あふれた地域づくりに向けて支援します。
- 地区自治会への加入と活動への参加の促進を図ります。
- 地区自治会活動の拠点となる集会施設の整備を支援します。

##### 2 地域コミュニティ活動への参加促進

- より多くの市民がコミュニティ活動に関心を持ち、気軽に参加できるよう様々な活動に関する情報発信や活動に参加するためのきっかけづくりを進めます。

#### 協働の取組

- 地区自治会をはじめ、多様な地域活動と連携し、地域の連帯感の醸成や暮らしやすい地域づくりを進めます。

#### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
自治会加入率	%	72.0 (平成27年4月1日)	75.0

#### 関連する個別計画

- ・藤井寺市「協働のまちづくり」基本指針



自治活動



地区ふれあいまつり



# 4 にぎわいと新たな活力を生むまちづくり

## 4-1 商工業の振興

### 現況と課題

#### 商業

- 近年の社会経済情勢をみると、人口減少等による国内市場の縮小がもたらす売上減少、消費者志向の変化、流通の多様化、安価な海外品の流入や取引のグローバル化\*などが進んでいます。
- 本市においては、新規出店の補助金制度を活用し、市内事業者の増加に努めているほか、商工会・大学・地域金融機関との新たな連携施策を展開しています。
- 今後、小売業やサービス業等の経営基盤の強化や新規出店、事業承継等に向けた支援を進めるため、関係機関と連携した各種融資制度の活用や相談事業等の充実を図ることが必要です。
- また、商店街を取り巻く環境は厳しさを増しており、商店街の衰退による消費者の買い物環境が悪化することが懸念されます。
- 商店街には大型店にはない多様性や魅力があることから、大型店との連携を図りつつ、商店街の良さを引き出し、地域に即した商店街の活性化を図ることが求められています。

#### 工業

- 本市には、金属製品やプラスチック製品製造業を中心に、多岐にわたる分野の事業所が立地しており、都市圏への近接性、交通利便性などの立地条件の優位性を活かした経営が営まれています。
- しかし近年、経営者の高齢化や後継者不足などによる事業所数の減少が課題であり、今後の労働力を確保するため、関係機関との連携を図り、技術と技能を継承・高度化できる人材育成の支援が求められます。
- あわせて、市内の工場や事業所に対しては、事業の維持・発展のために必要な支援を行うとともに、優良企業情報の発信や企業間のネットワーク強化に努め、競争力の向上と経営基盤の強化を図る必要があります。

### 施策の基本方針

商業の振興については、商店街活動の活性化を促進し、魅力ある商店街の形成を支援するとともに、小売業、サービス業等の経営基盤の強化や新規出店を支援します。また、工業の振興については、工業の活性化により雇用促進、まちの活性化につながるため、中小企業支援を推進し、経営基盤強化を図ります。

### 主要施策

#### 1 商店街活動の充実

- 関係団体との連携のもと、日常生活の中で必要とされる魅力ある商店街形成を図るため、支援策の強化に努めます。

#### 2 商業・サービス業の振興

- 様々な経営の支援に関する情報提供等を通じて、新規出店の支援に努めます。
- 商工会・大学・地域金融機関と連携し、各種融資制度の周知に努め、利用促進を図ります。
- 広域からの集客を担う商業機能の整備に努めます。

#### 3 事業承継支援の推進

- 経営者の高齢化や、後継者の不在による事業所等の廃業を防ぎ、地域に働く場を創出する事業承継支援の取組を推進します。

#### 4 工業の経営基盤の充実

- 経営の安定化に向けて、情報提供やネットワークの強化に努めるとともに、国・府等の各種融資制度の周知に努め、利用促進を図ります。
- 企業の自社製品や技術力などの魅力を広く情報発信し、販路拡大や市場の開拓を支援します。
- 関係機関・団体との連携強化を図り、工業振興に向けた創業支援事業等の具体的な取組について検討協議を進めます。

#### 5 技術と技能の継承

- 関係機関・団体と連携し、技術と技能を継承・高度化できる人材育成を支援します。

### 重点戦略に関連する施策

- 商店街活性化への支援
- 新規出店への支援
- 事業承継支援の推進
- 企業、商工会、金融機関、大学等との連携の場づくり

重点戦略2  
まちなかにぎわいアップ  
プロジェクト

### 協働の取組

- 商工会・大学・地域金融機関との連携強化を図り、商業・工業を推進します。
- 本市まちづくり協議会等の市民活動と連携し、商業の活性化を推進します。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
商店街活性化・新規出店補助制度利用件数	件	11	15
販路開拓支援制度利用件数	件	1	5
買い物の便利さに満足していると答えた市民の割合	%	33.4	上昇

\*グローバル化：政治・経済・文化など、様々な側面で、従来の国家・地域の垣根を越えた、地球規模で資本や情報のやり取りが行われる状態のこと。





## 4-2 都市型農業の振興

### 現況と課題

- 本市では、消費地に近接し、農地の多面的な機能を活かした都市型農業を確立するため、地域環境づくりを進めるとともに、生産者と住民の共生をめざして、地場農産物の地産地消<sup>※</sup>の推進をはじめ、地元幼稚園・小学校の児童を対象とした芋植え・芋掘りの体験学習などを実施しています。
- 今後、本市の環境を活かしながら持続的な農業の振興を図るため、新たな担い手の確保をはじめ、耕作放棄地の減少や農業用水の確保等に向けた基盤整備を進めていくことが必要です。
- また、朝市・トラック市・貸農園事業等を継続的に実施することにより、市民が気軽に農業にふれあえる機会を提供し、農業の魅力を伝えていくことが必要です。
- 今後の農業を考えた場合、特産品となる農作物の開発やブランドの構築など付加価値を高める都市型農業の振興が必要です。

### 施策の基本方針

農業生産基盤の整備を進めるとともに、地産地消や交流を育む都市型農業の推進を図ります。

### 主要施策

#### 1 農業生産基盤の整備

- 農業を持続的な産業としていくため、新たな農業の担い手の育成・確保に努めます。
- 農業者の要望を踏まえ、安定的な農業用水の確保と浸水被害防止のため老朽化している樋門の改修等の整備促進を図ることで、生産性の高い農業の推進に努めます。
- 多面的な機能を発揮できるように地元水利組合と協力し、ため池の適正な管理及び改修に努めます。

#### 2 都市型農業の推進

- 朝市・トラック市・貸農園事業など農業者と市民との交流を図り、幅広く農業に対する理解と認識を深めるための取組を推進します。
- 食農教育の一環として学校給食への地元野菜の提供や、学習農園を利用した交流により地産地消の推進を図ります。
- 本市の特産品となる農作物の開発、ブランドの構築、そして六次産業化<sup>※</sup>を推進します。

### 重点戦略に関連する項目

- 都市型農業の推進

重点戦略2  
 まちなかにぎわいアップ  
 プロジェクト

### 協働の取組

- 朝市・トラック市において市民と農家との直接交流を図ることにより、農家の生産意欲の向上と市民の農業への理解を深めます。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
朝市・トラック市の参加人数	人/回	150	150



田植え体験



じゃがいも掘り体験



ふじいでら朝市・トラック市

※地産地消：地元で産した物を地元で消費すること。

※六次産業化：第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービス展開のような、第二次産業（製造）や第三次産業（サービス）にまで及ぶこと。





### 4-3 観光の振興

#### 現況と課題

- 国においては、観光立国の実現に向けて様々な観光振興施策が進められています。
- 観光の目的や旅行の形態などのニーズが多様化する中、その地域でしかできない体験や交流を通じて、感動や達成感を得ることができる体験型観光を推進していくことが求められます。
- 本市においては、観光協会・観光ボランティアの会をはじめとする関係先との連携のもと、本市ならではの歴史文化資源等を活かして、イベントの実施や観光ガイド等の取組を進めているほか、観光案内所の設置、観光情報の発信等に取り組んでいます。
- また、民間の観光まちづくり団体である「まなリンク協議会」が、地域資源の発掘活動や様々なイベント、情報発信を行うなど、本市の観光振興や地域活性化に取り組んでおり、市民が主体となった地域活動が広がっています。
- 今後は、市民団体や民間事業者等と連携しながら、歴史文化資源以外の地域資源もより一層活用し、地域活性化をもたらすまちなか観光を推進していく必要があります。
- また、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録への対応を含め、観光プランのターゲットに対応した観光メニューをそれぞれに適したPR方法でプロモーションし、幅広く観光客を誘客していくことが必要です。

#### 施策の基本方針

藤井寺市まちなか観光創造プラン等に基づき、豊かな歴史文化資源の魅力を積極的に活用したまちなか観光を推進し、本市ならではの地域文化を活かした観光コンテンツの開発とその展開に努めます。また、ターゲットに応じたプロモーション活動の推進により、幅広く観光客の誘客を図ります。

#### 主要施策

##### 1 魅力ある観光コンテンツの開発

- 本市の特性を活かした観光コンテンツの開発を進めるとともに、観光資源と各種イベントとの連携により、市内の回遊性の向上を図り、観光客の誘客を推進します。
- 観光ウェブアプリをはじめとする多様な情報媒体を効果的に活用し、ターゲットに応じた分かりやすい情報を継続的・積極的に発信することで、市のイメージアップや国内外からの観光の振興・発展を図ります。

##### 2 「食」の魅力向上、特産品の開発・販売促進

- 市内の飲食店やショップ、あるいは市民の食生活等を「食」にまつわる生活文化として、魅力の向上と発信を図ります。
- 市内事業者との連携により、既存の地域資源を活用した商品やサービス展開を促進するとともに、土産・特産品の開発・販売促進を進めます。

#### 重点戦略に関連する施策

- 様々なターゲットに応じた情報発信による誘客の促進
- 魅力ある観光コンテンツづくりの推進
- 「食」の魅力向上、特産品等商品開発・販売促進
- 観光振興を担う人材育成、体制整備の推進
- 来訪者の利便性の向上
- 近隣自治体、民間事業者等との連携
- 大学との連携強化

重点戦略2  
まちなかにぎわいアップ  
プロジェクト

#### 協働の取組

- 観光客のニーズに対応する多様なサービスを提供するため、関連する団体等の連携強化を図ります。

#### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
観光案内所来館者数	人	11,300	12,000
観光ウェブサイトのアクセス件数	件	—	6,000
多言語表記の市内歴史的資産説明板（2言語）	箇所	18	24
市ホームページの多言語解説歴史的資産（8言語）	箇所	4	50

#### 関連する個別計画

- ・藤井寺市まちなか観光創造プラン



特産品のいちじくと道明寺糰



観光情報の発信



## 4-4 世界文化遺産関連施策の推進

### 現況と課題

- 世界文化遺産は、世界遺産条約に基づいて世界文化遺産リストに登録された人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ物件のことで、これらは保護・保全・公開するとともに、将来の世代に伝えていくことが求められます。
- 本市では、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産への登録に向けて、古墳に影響する景観を保全するため、古墳群の周囲に緩衝地帯を設定することや来訪者対策として、外国人来訪者への古墳の説明に必要となる翻訳の実施等を進めています。
- また、地域の機運醸成を図るため、観光ボランティアと協働し、市民まつりなどのイベントを通じて世界文化遺産についての認識を深めるきっかけづくりに取り組んでいます。
- そのほか、平成27年度には商工会、観光協会、ライオンズクラブなど、民間が主導となり、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録を応援する「もずふる応援隊」が発足しています。
- 児童が自分たちの住む藤井寺に誇りを持ち、文化財を守ろうとする心を育むことを目的に、市教育委員会が作成した副読本を活用し「世界遺産学習」を実施しています。今後も、郷土の歴史に愛着と誇りを持ち成長していくことができるよう、小学校・中学校のそれぞれの実態に応じた「世界遺産学習」の多様な取組を進めることが求められます。
- 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けては、構成資産の調査・研究を行うとともに、受け入れ態勢の整備やガイダンス機能の強化、周辺環境の整備など、世界文化遺産にふさわしいまちとして整備し、にぎわいのあるまちづくりを進める必要があります。
- さらに、世界文化遺産登録について市民意識の醸成を図るとともに、百舌鳥・古市古墳群及び市民の活発な推進活動を広く発信することが必要です。

### 施策の基本方針

百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録実現に向けた調査・研究をはじめ、情報発信、機運醸成に取り組むとともに、来訪者に対する適切な案内・誘導などの環境整備を進めます。

### 主要施策

#### 1 来訪者に対する適切な案内・誘導のための環境整備

- 市、交通事業者、観光業関係者等の連携により、藤井寺駅周辺南地区を玄関口として利用拡大を図るとともに、百舌鳥・古市古墳群へのアクセスについて検討を進めます。
- 駐車場やトイレ、レンタサイクル、ガイダンス施設の整備など、来訪者対策を進めます。

#### 2 百舌鳥・古市古墳群の情報発信

- 多様な情報媒体を通じて、百舌鳥・古市古墳群に関する情報発信に努めます。
- ボランティアガイドとの連携を図り、来訪者への案内の充実を図ります。

### 3 世界文化遺産登録活動の推進

- 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向け、関係機関との協議や連携を図りながら、構成資産の調査・研究を進めます。
- 世界文化遺産登録に向けて市が一体となって機運醸成を図り、地域の貴重な財産を活用した観光など、他の分野の事業と連携しながらまちづくりへの取組を進めます。

### 重点戦略に関連する施策

- 世界文化遺産登録に向けた機運の醸成
- 世界文化遺産登録への取組を契機としたプロモーション活動の推進
- イベント・シンポジウムの開催、新聞・雑誌・テレビ・ホームページ・SNS等各種媒体を活用したPRの推進
- 古市古墳群を学び、周遊し、交流できる環境の整備

#### 重点戦略2

#### まちなかにぎわいアッププロジェクト

### 協働の取組

- 観光ボランティアとの協働によるイベントの開催や、教育機関と連携した世界遺産学習の実施、企業、団体と連携した世界文化遺産登録に向けての機運の醸成を図ります。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
百舌鳥・古市古墳群の国内推薦決定	—	—	早期の推薦決定
百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録	—	—	早期の登録
ガイダンス施設への年間来訪者数	人	14,897	20,000

#### 関連する個別計画

- ・藤井寺市まちなか観光創造プラン
- ・百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン



古市古墳群を訪ね、守る ウォーク&クリーン



古墳説明板





## 4-5 にぎわい・交流拠点づくりの推進

### 現況と課題

- 少子化・高齢化の進行と人口減少時代の到来等を踏まえ、健全な都市経営の中で地域の特性に応じた、コンパクトで調和のとれたまちの中心づくりを進めることが求められています。
- 藤井寺駅北地区では、土地区画整理事業<sup>※</sup>や地区計画の制定、市道藤井寺駅北線の改修工事等により、シンボルロードにおける景観づくりと防災面への配慮による電線類の地中化等を実施し、中心市街地として魅力と活力あるまちづくりを推進しています。駅南地区では、交通結節点機能<sup>※</sup>の強化や世界文化遺産登録をめざすまちにふさわしい玄関口としての検討を進めています。
- 土師ノ里駅・道明寺駅の周辺地区では、府道堺大和高田線の交差点改良、土師ノ里駅前広場の整備、東高野街道の景観舗装などを実施し、地域の歴史遺産を活用し、魅力あるまちづくりを推進しています。
- また、駅周辺のにぎわいづくり、活性化に向けて、「藤井寺駅周辺まちづくり協議会」や「道明寺まちづくり協議会」などの市民団体により、ハロウィンイベントや手づくり市、道明寺を舞台とした歴史まつり、まちなかイベント「ハル」など、様々なイベント等が開催され、まちの魅力向上につながっています。
- 市街化調整区域においては、道路整備が進む中、秩序ある土地利用の推進を図っていく必要があります。

### 施策の基本方針

市民との協働により、効率的で持続可能な都市を構築するため、市街地における魅力ある拠点づくりなどを通じて、都市機能を集約した市街地形成を図ります。

### 主要施策

#### 1 駅周辺の拠点機能強化

- 駅周辺への都市機能の誘導や交通結節点機能の強化等により、利便性の高いコンパクトなまちづくりを推進します。
- 駅周辺については、世界文化遺産登録とも連携した、市の玄関口としてふさわしい景観づくりを推進します。

#### 2 にぎわい・交流創出事業の推進

- 藤井寺駅周辺まちづくり協議会や道明寺まちづくり協議会等のまちづくり団体と連携し、にぎわい・交流を創出するイベント等の様々な事業を推進します。
- 空き家や空き店舗をうまく活用することで、来訪者を呼び込み、にぎわいづくりにつなげます。

#### 3 市街化調整区域のあり方検討

- 都市計画道路八尾富田林線の整備にともない、都市計画マスタープランへの位置づけを図り、秩序ある土地利用の推進やまとまった農地の保全など、将来の土地利用のあり方や誘導方策を検討します。

### 重点戦略に関連する施策

- 駅周辺の拠点機能強化
- 駅周辺活性化事業によるにぎわいと魅力の創出
- 空き家、空き店舗を活用したにぎわいづくりの推進

重点戦略2  
まちなかにぎわいアッププロジェクト

### 協働の取組

- 本市まちづくり協議会等の意見・提案を反映させた魅力あるまちづくりを進めます。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
市街化調整区域内の土地所有者が土地利用方針の話し合いに参加したい割合	%	41.6	60.0
市内駅乗降客数（3駅合計）	人	49,959 （平成27年11月10日）	増加

### 関連する個別計画

- ・藤井寺市都市計画マスタープラン



☆デラハロ☆ Happy Halloween in 藤井寺



大坂夏の陣 道明寺合戦まつり

※土地区画整理事業：都市計画区域内の土地について、道路・公園・河川等の公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の施設の新設又は変更に関する事業のこと。  
 ※交通結節点機能：異なる交通手段等を相互に連絡する乗り換え・乗継施設のこと。具体的には、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場などがあげられる。





# 5 歴史文化と調和し、多様な交流を広げるまちづくり

## 5-1 歴史文化の保全・継承

### 現況と課題

- 市内には、史跡国府遺跡と史跡古市古墳群の2つの国史跡をはじめ、寺社や仏像などの国宝、重要文化財等の豊富な歴史資産があります。
- これらの歴史資産は本市の財産であるとともに、適切に保全し、未来に継承していくことが重要となります。
- こうした中、百舌鳥・古市古墳群については世界文化遺産登録をめざしており、調査・研究や適切な保全が求められています。
- また、その他の文化財や史跡についても、かけがえのない貴重な資産であることから、市民と行政が一体となり、地域生活と密着した歴史資産としてその保全・継承・活用が求められます。
- 地域の歴史・文化の理解の促進に向けて、各種講座をはじめとし、各施設への展示、出土遺物の貸し出し、体験学習及び世界遺産学習への講師派遣など様々な取組を実施しています。
- 今後、文化財に関する情報を効果的に発信するとともに、歴史資産が集積された本市への来訪者の受け入れ態勢についても充実させる必要があります。
- さらに、市民が藤井寺市に誇りや愛着を感じ、これまで守り伝えられてきた歴史・文化を学び、それを未来に継承・発展させることが必要です。

### 施策の基本方針

本市の歴史文化を後世へ確実に継承するとともに、国内外からの来訪者に向けてその文化的価値の理解を深めるため、効果的な情報発信に努めます。また、埋蔵文化財の保護をはじめ、その他文化財、史跡の保全・活用を図り、歴史文化の薫り高いまちづくりを進めます。

### 主要施策

#### 1 文化財情報の発信

- 文化財の特性や保全に配慮しつつ、多様な情報媒体を通じて広く文化財情報の発信に努めます。
- 歴史資産を活かした講座や学習の場を通じて、地域の歴史・文化についての情報発信と理解の促進に努めます。
- 藤井寺の歴史に関する図書を刊行し、子どもたちの郷土の歴史に対する愛着や誇りをより高めます。

#### 2 文化財及び埋蔵文化財の適切な保全・継承

- 市内に所在する埋蔵文化財について保護するため、調査・研究を進めます。
- 市内に所在する文化財の調査・管理・保全に努めるとともに、市民への公開展示等を行います。
- 文化財及び埋蔵文化財は藤井寺らしさを生み出す貴重な資産であることから、市民とともに適切に保全し、次世代に継承します。

#### 3 史跡等の環境整備の推進

- 国史跡指定地については公有化を推進し、積極的な整備・活用を進めます。
- 貴重な歴史資産である国史跡に未指定の古墳は、積極的に史跡指定を図ります。
- 全体的な整備計画を策定し、計画に基づく環境整備を推進することにより、歴史資産としてふさわしい環境での保全を図ります。

#### 4 来訪者受け入れ態勢の充実

- 周辺の景観に配慮するとともに、利便性が高く、魅力のある案内表示や説明板の整備を進めます。
- 安全に歩いて回れる歴史空間の創出に向けて、歩行者ネットワークの整備等を検討します。

### 重点戦略に関連する施策

- 古市古墳群の保全・活用

**重点戦略2**  
**まちなかにぎわいアッププロジェクト**

### 協働の取組

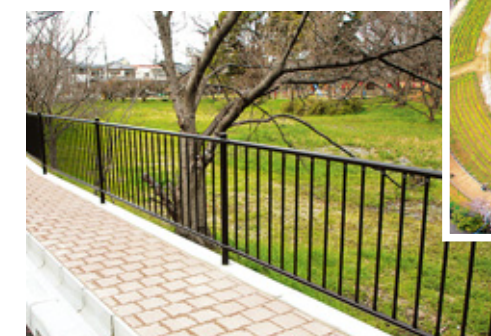
- 史跡国府遺跡と史跡古市古墳群の二つの国史跡において、市民協働による清掃活動などを実施し、史跡の保全に努めます。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
史跡の指定面積	m <sup>2</sup>	136,852.96	142,875.40

#### 関連する個別計画

- ・藤井寺市教育振興基本計画
- ・国史跡古市古墳群保存管理計画



津堂城山古墳遊歩道



津堂城山古墳



## 5-2 都市景観の保全・形成

### 現況と課題

- 景観法が施行されてから、良好な景観の形成に向けた認識が高まっています。
- 本市では、景観計画に基づく文化性の高い住宅都市にふさわしい良好な景観づくりを進めているほか、古墳群の保全及び周囲の景観形成に向けて、高度地区、景観地区を指定し、古墳群と調和した景観形成に取り組んでいます。
- 誰もが住み慣れた環境でいつまでも快適に暮らしていくためには、まちの個性を活かした良好な景観づくりを推進していくことが重要となります。
- 今後、景観に関して市民への理解を深め、景観形成の意義を広く伝えるため、啓発活動を継続的に行うとともに、本市の特色である歴史文化との一体的な景観形成を推進する必要があります。
- また、各区域の地域特性を踏まえた景観誘導の方向性を検討するとともに、景観資源の保護に努める必要があります。

### 施策の基本方針

藤井寺市らしい景観の形成を図るため、地域特性を踏まえた景観誘導の方向づけを行うとともに、景観が市民共通の資産であることへの意識醸成や、受け継がれてきた景観の適切な保全に努めます。

### 主要施策

#### 1 藤井寺らしい景観の形成

- 市民の景観への理解を深め、機運醸成を図るため、継続的に啓発活動を行います。
- 古市古墳群等の豊富な歴史資産と調和を図りながら、一体的な都市景観づくりに努めます。

#### 2 都市景観の形成のための規制、誘導

- 地域特性を踏まえた景観誘導の方向性についての検討を進めます。
- 地域の景観資源については、景観法を効果的に活用し、良好な都市景観の形成が図られるよう検討を進めます。
- 景観に配慮した屋外広告物が適正に掲出されるよう、支援制度の活用を含め、啓発活動の強化に努めます。

### 重点戦略に関連する施策

- 景観整備による魅力的な空間づくり
- 古墳群と調和した景観形成の推進

重点戦略2  
まちなかにぎわいアッププロジェクト

### 協働の取組

- 良好な景観づくりの推進に向けて、市民との協働により景観資産の保全・活用に努めます。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度末）	目標値（平成31年度末）
市民への景観に関する啓発活動通算回数	回	6 (平成27年度末)	18 (平成31年度末)

#### 関連する個別計画

- ・藤井寺市都市計画マスタープラン
- ・藤井寺市景観計画



葛井寺周辺の歴史的なまちなみ



まちなみ緑化





### 5-3 道路整備の推進

#### 現況と課題

- 道路は地域活力の向上や市民の生活利便性の向上を図る上で重要な役割を担っており、都市の発展に欠かせない重要な都市基盤です。
- 本市では広域的な幹線道路の整備として、都市計画道路八尾富田林線の大府事業の早期整備を目的に、八尾市・羽曳野市・富田林市とともに、構成する整備促進協議会による要望活動を実施しています。
- 今後、八尾富田林線の早期整備を進めるとともに、市実施の都市計画道路北条大井線についても整備を進めることが求められます。
- また、市内の生活道路については、防災面や交通面での安全性を高めるため、適正な管理に努めるとともに、安心して利用できる道路づくりを進める必要があります。

#### 施策の基本方針

道路ネットワークの充実を図るため、**広域幹線道路<sup>※</sup>網の整備促進と都市計画道路の整備を進めます。また、市民生活に欠かせない快適な道路づくりとして、通学路の安全対策や、歩行者、自転車が安全・安心に利用できる、人にやさしい道づくりを進めます。**

#### 主要施策

##### 1 広域幹線道路の整備

- 近隣自治体との連携のもと、都市の活性化に寄与する広域かつ機能的な広域幹線道路の早期整備について、あらゆる機会を活用して積極的に働きかけます。

##### 2 都市計画道路の整備

- 都市基盤の骨格となる都市計画道路について、社会状況の変化等を踏まえながら整備を図ります。

##### 3 生活道路の整備

- 生活の利便性と安全性の向上に向けて、適切な維持管理をはじめ、沿道住民の理解と協力のもと、狭隘道路についても、道路整備計画を策定するなど、計画的な整備を進めます。

##### 4 計画的な維持管理・保全、修繕

- 橋梁の長寿命化修繕とあわせて、路面の良好な状態を保つための維持管理・保全、修繕に計画的に取り組みます。
- 修繕とあわせて段差箇所の解消（バリアフリー化）や、通学路での安全対策強化の整備検討に取り組みます。

##### 5 世界文化遺産登録の取組と連携した道路整備

- 世界文化遺産登録の取組と連携し、観光ルート上効果の高い道路での修景整備の検討を行います。

#### 協働の取組

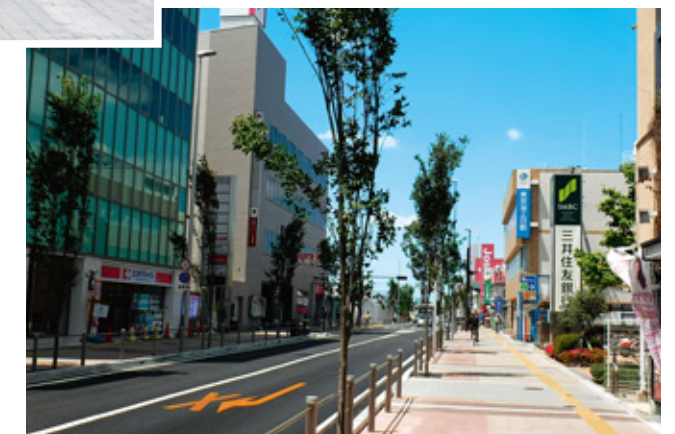
- 道路事業の適正な実施に向けて、市民、事業者等との協働により、長期的な視点での整備運営を行うとともに、ニーズや問題点を把握し、道路の利活用についても検討します。

#### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
橋梁長寿命化修繕実施数（全19橋）	橋	0	7

#### 関連する個別計画

- ・橋梁長寿命化修繕計画



市道藤井寺駅北線

※広域幹線道路：主要幹線道路のうち、国道など、複数の生活・経済圏を連絡する道路のことをいう。





## 5-4 公共交通の充実

### 現況と課題

- 高齢化が進んでいる中、市民の日常生活を支える移動手段として公共交通は重要であり、市民・交通事業者・行政が一体となって活性化に取り組む必要のある分野です。
- 本市の公共交通網は、近畿日本鉄道株式会社の南大阪線と近鉄バス路線、公共施設循環バスから構成されています。
- 近年、自家用車の普及にともない、市内鉄道各駅の乗客数は減少していますが、今後高齢化が進むことで、自動車の運転を控える人が増加することも予測されます。
- そのため、公共交通の利用率の向上を図ることが重要となっており、列車の乗客数の増加と鉄道駅へのアクセスとしてのバス路線の強化や、公共施設循環バス路線の見直し等が求められています。

### 施策の基本方針

公共施設や商業用施設などの利便性向上を図るため、関係機関とも連携しながら、公共交通の充実に努めます。

### 主要施策

#### 1 公共交通の利便性の向上

- 市民ニーズを把握し、運行形態や停留所などの見直しについて検討し、継続的な改善を図ることで公共施設循環バスの充実に努めます。
- 鉄道、路線バス、公共施設循環バスなどの役割と確保すべきサービスを明確にし、ネットワークの充実に図り、空白地域の解消に向けた交通手段の検討を進めます。

#### 2 民間事業者と連携した公共交通の利用促進

- コンパクトなまちづくりの推進の観点から、民間バス路線とも連携した、駅周辺の交通結節機能の強化や、利用促進策の検討などを行います。
- 乗り換えの利便性の向上に努めることにより、観光誘客に向けた取組を推進します。

### 協働の取組

- 公共交通の利便性の向上を図るため、市民・交通事業者とともに研究、検討を行います。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
公共施設循環バスの利用者数	人	34,676	35,000



公共施設循環バス



# 6 快適で良好な生活空間のあるまちづくり

## 6-1 上水道事業の推進

### 現況と課題

- 上水道は市民の暮らしを支える上で必要不可欠で大切なライフライン<sup>\*</sup>となっており、安定した給水体制を確立するため、水道施設の整備・維持管理に努める必要があります。
- 人口減少や経済社会の影響等により、水需要が伸び悩み、経営の根幹である料金収入も見込めない状況にあります。
- 本市では、計画的に耐震管路整備、浄水場施設の更新に取り組み、安全で安定した水の供給に努めるとともに、水道事業の安定経営に向け効率化を図っています。
- 今後も収入の伸びが減少傾向へ向かうことが予測されるため、技術の継承、危機管理における人員不足と事業費抑制の限界まで到達することが予測されます。
- 水の安定供給を行うため、上水道施設の更新工事を計画的に進めるとともに、有事・災害に備え耐震化等を行う必要があります。
- また、合理的・効率的な事業を展開し、健全で安定した水道経営を図ることが求められています。

### 施策の基本方針

安全で安定した水の供給に努めるため、上水道施設の更新・耐震化等を進めるとともに、効率的な事業経営を行います。

### 主要施策

#### 1 上水道施設の充実

- 老朽施設・設備の計画的な改良・更新工事や適切な維持管理、有事・災害時における強い施設の構築により安定した水道水の供給を図ります。
- 水道管理体制の充実に努め、安全で安定した水の供給に努めます。

#### 2 効率的な水道事業経営

- 安定した水道事業の持続に向けて、職員の技術力の向上や事業費抑制に努め、効率的な水道事業経営を推進します。
- 運転管理・料金徴収業務の委託や水質検査の広域共同化等により、業務の合理化・効率化を図ります。

### 協働の取組

- 安定した水道事業を展開するため、市民や団体等とのコミュニケーションの充実・強化に努めます。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
道明寺浄水場施設更新率	%	0	83
耐震適合性を有する管の全体に占める割合	%	31	35
鉛製給水管の残存箇所数	箇所	112	0

#### 関連する個別計画

- ・道明寺浄水場施設更新事業計画
- ・第六次配水管整備事業計画
- ・鉛製給水管布設替計画

<sup>\*</sup>ライフライン：主にエネルギー、水供給施設、交通施設、情報施設などの日常生活に必須となる設備、施設のこと。



## 6-2 下水道事業の推進

## 現況と課題

- 快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で、公共下水道事業は非常に重要です。
- 本市では、公共下水道整備（汚水）に努めていますが、整備済人口普及率は大阪府全体での普及率よりも下回っていることから、整備が急務であるとともに、今後は既設公共下水道施設の耐震化対策に取り組んでいく必要があります。
- 集中豪雨などの想定を超える降雨による浸水被害など市民生活への被害リスクが増大していることから、雨水幹線の整備や浸水対策についても課題となっています。
- 「下水道ストックマネジメント計画」の策定により、雨水ポンプ場及び公共下水道施設の計画的な改築等による老朽化対策に取り組んでいく必要があります。
- 公共下水道事業には多額の費用が必要となることから、事業の経営改善に向けて、効率的な管理体制の整備や事業経営に努める必要があります。

施策の  
基本方針

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道の整備や水洗化を促進するとともに、計画的で効率的な管理体制の整備と事業経営の推進に努めます。

## 主要施策

## 1 公共下水道の整備及び水洗化の普及促進

- 快適な生活環境の確保と河川等の水質保全を図るため、公共下水道の整備を促進します。
- 戸別訪問による水洗化の啓発及び促進に努め、水洗化率の向上を図ります。

## 2 雨水・浸水対策の充実

- 集中豪雨による浸水被害を解消するため、雨水ポンプ場及び雨水幹線の整備等を計画的に推進します。

## 3 適正で効率的な公共下水道事業の運営

- 公共下水道施設・設備の計画的、効率的な管理体制の強化を図ります。
- 地方公営企業会計への移行を進め、より適正で効率的な公共下水道事業を推進するため、経営の健全化に努めます。

## 協働の取組

- 下水道の必要性や重要性についての理解を促進し、効率的な公共下水道事業を実施するため、市民や団体等とのコミュニケーションの充実・強化に努めます。

## まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
下水道整備済人口普及率（人口普及率）	%	77.2 （平成27年度末）	81
供用開始区域水洗化人口普及率（水洗化率）	%	89.9 （平成27年度末）	90

## 関連する個別計画

- ・大阪湾流域別下水道整備総合計画
- ・藤井寺市流域関連下水道事業計画
- ・南部大阪都市計画
- ・社会資本総合整備計画（藤井寺市における水環境整備事業（その2））





## 6-3 住環境整備の推進

## 現況と課題

- 住宅や住宅を取り巻く環境については、少子化・高齢化の進行や生活様式の多様化等により変化しており、様々な課題への対応が求められています。
- 国において、住宅・建築物のより一層の耐震化を促進するため、耐震対策緊急促進事業が創設されたほか、地域住民の生活環境を保全することなどを目的に、空き家等に関する施策の推進が求められています。
- 本市においては、耐震診断・耐震改修への補助金制度を設け、普及啓発を行っており、耐震への関心を高める上で一定の成果をあげています。
- 耐震診断実施者数は増加していますが、改修まで至る件数は少なく、耐震化率は伸び悩んでいる状況です。
- また、道路や公園等の都市基盤整備や用途地域<sup>※</sup>にみあった住宅敷地の規模設定を促し、ゆとりある住空間の形成を図っています。
- 一方で、適正な管理が行われていない老朽空き家等が多く、良好な住環境創出の妨げとなっています。
- 今後、誰もが安全・安心に暮らすことができるよう、建築物の耐震化をはじめ、空き家の適正管理や有効活用等について取り組むことが必要です。
- そのほか、多様化する生活様式に対応するため、住民ニーズに即した住環境を整備していくことが必要です。

## 施策の基本方針

空き家対策の推進や建築物の耐震化により、安全で安心して快適に暮らせる住環境の整備を進めるとともに、住民のニーズや時代の変化に対応した住宅政策により、定住人口の増加を図ります。

## 主要施策

## 1 空き家対策の推進

- 空き家等の実態を把握し、市の実情に即した空家等対策計画の策定を検討します。
- 衛生上著しく有害であるものや倒壊の危険性のある空き家の所有者等の適正な管理を求め、快適な生活環境の確保を図ります。
- 有効活用が可能な空き家については、利活用の方策の検討を進めます。

## 2 建築物等の安全対策の推進

- 民間住宅の耐震化を推進し、災害発生時の家屋の倒壊や、これにともなう避難上の支障の発生を防ぎ安全なまちづくりを進めます。
- 緊急車両の進入や避難上支障のある狭隘道路の整備を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。

## 3 住民ニーズに対応した住宅政策の推進

- 敷地規模や専有面積、必要駐車台数等を定めた開発指図書要綱の施行基準について、必要に応じて見直しを行います。
- 住宅マスタープランを策定し、市全体の住宅政策のあり方を位置づけるとともに、民間等とも協働した住宅政策を推進します。
- 住環境の質的向上を目的とした、地域地区の適切な運用と見直しの検討を行うとともに、地区計画や協定制度の活用といった市民主体のまちづくり支援などを推進します。

## 協働の取組

- 良好な住環境の創出に向けて、市民や団体との協働により空き家の利活用の方策について検討します。
- 災害の発生に備え、旧耐震基準で建築された建物は、耐震診断、耐震改修などの実施に努めるなど、行政や市民、事業所等が一体となって安全なまちづくりに取り組みます。

## まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
住宅の耐震化率	%	83 (平成27年度末)	88

## 関連する個別計画

- ・大阪府耐震改修促進計画
- ・藤井寺市耐震改修促進計画

※用途地域：快適な都市環境を形成する土地利用の基本的な枠組みで、住居系、商業系、工業系など全12種類の用途地域がある。



## 6-4 緑とうるおいある環境の創出

### 現況と課題

- 市民に憩いや安らぎをもたらすとともに、個性あるまちづくりを進める上で、緑とうるおいのある環境の創出は重要な要素となります。
- 本市では古墳・史跡・公共施設・河川・池などを活用した公園の新設や既存の公園の修繕に取り組むとともに、市域全体の緑の景観の効果的な維持・保全に努めています。
- 引き続き公園施設の修繕等に取り組むとともに、古墳・史跡・公共施設・河川・池などの周辺環境や市民が利用しやすい公園づくりを進める必要があります。
- また、幼児から高齢者まですべての人が安心して憩える場の創出に向けて、景観と市民生活に配慮した緑化を進めるとともに、樹木の適切な管理や緑化啓発を行うためのボランティアの育成と確保に努め、自然と共生したまちづくりに取り組む必要があります。

### 施策の基本方針

うるおいと安らぎのある生活空間を確保するため、地域特性を活かし、誰もが安全・安心に利用できる公園づくりや緑化を進めるとともに、水に親しむ環境の保全・創出に努めます。

### 主要施策

#### 1 市域の特性を活かした公園づくり

- 古墳、史跡、公共施設、河川、池など周辺の環境や、地元住民に配慮した公園づくりをめざします。

#### 2 「緑」の保全・育成

- 生態系の保全や緑の景観形成などの機能を持つ古墳や史跡、ため池などの緑を保全し、自然と共生したまちづくりを進めます。
- ヒートアイランド現象の対策として、建築物の屋上・壁面等に敷地内緑化を促進します。
- 地域ぐるみ、市民ぐるみで総合的な緑化推進を図るための人材の育成・確保に努めます。

#### 3 「うるおい」の創出

- 古墳や河川、池などの自然を利用した親水環境の保全・創出を進め、地域住民とともに、公園や緑地、まちかどのオープンスペースなどに小さくても身近なうるおい空間の創出に努めます。

### 協働の取組

- 市民や自治会等と連携しながら、身近な緑の保全や、既存の公園等の活用を図ります。
- 幅広い市民の憩いの場としての公園づくりをめざすとともに、緑化フェスティバル等の市民の緑化への理解を深める場の提供に努めます。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
緑化フェスティバルの参加者数	人	3,000	3,500



藤井寺市緑化フェスティバル



ふじみ緑地





# 7 すべての市民が輝き、健やかで、皆で支え合うまちづくり

## 7-1 地域福祉の推進

### 現況と課題

- 少子化・高齢化やライフスタイルの変化などにより、地域社会での福祉課題が多様化する中、地域における助け合い・支え合いの相互扶助機能が弱くなる傾向にあることから、行政と連携しながら地域住民自身が解決方法を考え、自ら実行する中で、福祉の増進を図る「地域福祉」の重要性が増しています。
- 本市では、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア等が中心となって福祉活動を行っています。
- 今後、様々な機会を通じて、市民の地域福祉意識の醸成に努めるとともに、地域住民や各種地域福祉団体との協働による自主的な福祉活動を支援していくことが必要です。
- また、地域で支援を必要としている人に対して、総合的にサポートできるよう、セーフティネットの推進を図ることが必要です。

### 施策の基本方針

住み慣れた地域や家庭で誰もが安心して自立した生活ができるよう、地域のネットワークづくり、地域を担う人づくりにより、地域福祉の充実を図るとともに、地域住民、福祉団体等との協働により、住民主体の地域福祉活動を推進します。

### 主要施策

#### 1 地域福祉意識の醸成

- 市民の地域福祉に対する理解と関心を高め、誰もが地域福祉の担い手となって、交流活動やボランティア活動に参加できるような機運の醸成に努めます。

#### 2 地域福祉活動への支援

- 地域福祉活動を支援するため、活動場所の提供や福祉ボランティア等の人材の確保に努めます。
- 各中学校区別に地域福祉活動をコーディネートするコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置することをめざします。

#### 3 地域福祉のセーフティネットの推進

- 生活困窮者などの就労による経済的自立を支援するため、就労支援員の確保及び質の向上を図り、就労支援を充実し、早期の自立促進を図ります。
- 関係機関と連携し、適切な相談・支援が受けられる体制の整備に努めます。

### 協働の取組

- 地域社会が抱える様々な福祉課題を解決するために、市民と協働して地域福祉の推進に取り組みます。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
藤井寺市立福祉会館の年間稼働率	%	30	40
ボランティアセンターの個人ボランティア登録者数（各年度3月末日時点）	人	137	190
コミュニティソーシャルワーカーの配置人数	人	2	3

#### 関連する個別計画

- ・藤井寺市地域福祉計画



パープル&社協フェスタ





## 7-2 障害者福祉の推進

## 現況と課題

- 「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正されたことや「障害者虐待防止法」並びに「障害者差別解消法」の成立、また、障害児支援の強化を図るため、児童福祉法が一部改正されるなど、障害者施策に関する法整備が進んでいます。
- 本市では、障害福祉サービスの提供について制度に則り適切に対応していますが、市内の通所施設、グループホームや療育施設などの社会資源の不足等の課題もあります。
- 今後、障害のある人が自立して暮らすことができるよう、社会情勢の変化や障害のある人のニーズを適切に把握し、質の高いサービスが提供できる体制の整備を図るとともに、一人ひとりの状態に応じた支援や就労、社会参加に関する環境整備を進めることが必要です。
- また、障害の有無に関わらず、地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民が障害や障害のある人について正しく理解するとともに、地域全体で支え合うことが重要となります。
- さらに、誰もが自由に安心して出かけることができるとともに、公共施設等を利用することができるよう、バリアフリー化を推進することが必要です。

## 施策の基本方針

障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、あたり前に働ける社会の実現をめざし、身近な場所で質の高い障害福祉サービスが利用できる体制の充実を図るとともに、地域の理解・協力の一層の拡大に努め、さらなる地域生活の実現と社会参加を推進します。

## 主要施策

## 1 広報・啓発活動の推進

- 障害者差別解消法等に基づき、差別解消や合理的配慮の考え方についての啓発活動を推進します。
- 市広報紙やホームページ、情報メディア等の効果的な活用を図り、障害や障害のある人についての正しい理解の促進を図ります。
- 法改正にともなう障害福祉制度に関わる周知・啓発等について適切な対応を図ります。

## 2 地域における生活支援の充実

- 必要なサービスを自らの意思で選択し、利用できるよう、各種サービスの質と量の確保に努めるとともに、提供体制の整備に努めます。
- 施設入所者の住み慣れた地域への移行促進に向けて、相談支援事業所におけるマネジメント体制<sup>※</sup>を整備し、総合的な在宅支援を行います。
- 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、協力体制の整備に努めます。

## 3 社会参加と就労への支援

- 障害のある人の社会参加意識を高め、地域における交流活動を支援します。
- 特別支援学校、ハローワーク、企業等と連携し、就労やその定着のための支援体制の整備に努めます。
- 障害のある人の雇用に関する周知・啓発に努め、雇用促進を図ります。

## 4 福祉のまちづくりの推進

- 公共施設等のバリアフリー化を促進するとともに、障害のある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「バリアフリー新法」や「大阪府福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。

## 協働の取組

- 今後も障害者団体と協働し、啓発活動を行います。
- 障害福祉計画の策定等、市の障害者施策の方向性を検討する審議会等に、障害のある当事者を引き続き委員に選任します。

## まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
差別解消法にかかる啓発活動の実施の有無	—	未実施	実施
計画相談支援の利用人数	人/月	50	101

## 関連する個別計画

- ・藤井寺市障害者計画
- ・藤井寺市障害福祉計画

※マネジメント体制：障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援するための体制。



### 7-3 高齢者福祉の推進

#### 現況と課題

- 高齢化のさらなる進展により、支援を必要とされる方が増えています。また、ニーズも多様化しており、地域の実情に応じた柔軟な対応が求められています。
- 本市では、保健・福祉サービスの推進に向けて、介護保険制度の円滑な運営を行い、適切な介護保険サービスの提供を確保するとともに、地域支援事業の充実を図り、多様なサービスを拡充する必要があります。また、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの体制強化に向けて取り組んでいます。
- 今後、日常生活支援が必要な高齢者などに対して、公的なサービスだけではなく、様々な主体による支援のあり方などについて検討することが必要です。
- また、高齢者は福祉やサービスの受け手としてだけでなく、重要な社会の担い手として積極的にボランティア活動等に参加できるよう、啓発や仕組みづくりに取り組むとともに、生きがいの創出を図ることが必要です。

#### 施策の基本方針

高齢者が積極的に社会活動に参加でき、充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいを推進します。また、その人らしく尊厳を持って元気に暮らせるように、多様なサービスを柔軟に組み合わせた支援体制の整備に取り組むとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの体制強化をめざします。

#### 主要施策

##### 1 地域包括ケアシステムの強化

- 高齢者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センターの機能強化を行います。また、各関係機関や各種団体等と連携強化を図り、多様な主体による分野や領域を越えた生活支援体制の拡充に努めます。

##### 2 高齢者の心身機能の維持向上の推進

- 健康の維持・増進に向けた健康教育の内容の充実を図るとともに、様々な機会を捉えて健康増進に関する普及・啓発を行います。
- 高齢者が要介護状態にならないよう予防に努め、より参加しやすい形での介護予防教室の開催の工夫や介護予防手帳の交付を行うとともに、各種団体と連携・協力し、介護予防の普及・啓発に努めます。

##### 3 生活支援体制の充実

- 高齢者虐待防止を図るため、市民や関係機関等への啓発を推進するとともに、地域包括支援センターを中心とした相談窓口の周知徹底を図り、虐待の早期発見・対応に努めます。
- 認知症への理解促進を図るために、認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、認知症の方を見守り、やさしく包み込むまちづくりをめざします。
- 一人暮らし高齢者の生活上の心配事など、高齢者から寄せられる多様な相談に対して柔軟に対応し、その内容の把握に努め、適切なサービス・制度等の利用やニーズに即した支援が可能な機関につなぎます。

##### 4 介護保険サービス、多様な支援の充実

- 介護保険制度の趣旨や内容について周知するとともに、介護サービス事業者及びサービス内容に関する情報を市広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて提供します。
- 高齢者の福祉・介護ニーズに対応するため、サービスに携わる人材の確保や資質向上についての啓発に取り組みます。

##### 5 生きがいのづくりと社会参加の推進

- 高齢者の社会参加を促進するとともに、老人クラブ等の各種団体の地域における自主的な取組を支援し、生きがいのづくりを推進します。

#### 重点戦略に関連する施策

- 介護予防、健康づくり活動の推進
- 地域包括支援センターを中心としたセーフティネットの強化
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 高齢者の社会参加の促進
- 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- 介護保険サービス、多様な支援の充実
- 支え合い、助け合うまちづくりの推進

重点戦略3  
いきいき長寿プロジェクト

#### 協働の取組

- 地域資源・人材を有効に活用することで、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進をめざします。

#### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
認知症サポーター数	人	3,369	4,800
老人クラブ員数	人	3,562	3,800

#### 関連する個別計画

・藤井寺市いきいき長寿プラン～高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～





## 7-4 社会保障の充実

## 現況と課題

- 保険・年金制度は国民すべての健康や安定した暮らしを支えるための仕組みであり、その制度が将来にわたって継続し、安心して生活できるよう制度の適正な運営が求められます。
- 少子化・高齢化の進行や産業構造の変化に加え、経済情勢の低迷などの影響を受け、国民健康保険を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。
- 本市においても、国民健康保険は、高齢化の進行や医療給付費の増大などにより、財政運営の構造的な課題を抱えています。
- また、国民健康保険の運営については、様々な制度改正や法改正が行われており、こうした制度改革にも適切に対応していく必要があります。
- 公的年金制度については、受給開始年齢や受給資格期間等の見直しが行われる中、年金制度に対する不安感から年金離れの意識が進みつつあります。このため、国民年金においても、引き続き、相談業務の充実や年金制度の理解に向けた啓発等に努めることが必要です。
- 国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査・特定保健指導<sup>\*</sup>の実施率の向上をはじめ、効果的かつ効率的に保健事業施策を進め、総合的な医療費の適正化対策に取り組む必要があります。
- 福祉医療費助成制度は、子ども、ひとり親家庭、高齢者、障害のある人等が、必要とする医療を安心して容易に受診できる制度として大きな役割を果たしており、今後も制度を維持し、市民生活の安定を図っていく必要があります。

## 施策の基本方針

誰もが安心して生活できるよう、様々な社会保障制度の充実を図ります。また、公的な制度そのものの理解を進めるための情報提供の方法や相談体制を整え、多世代に対して理解を深めるための取組に努めます。

## 主要施策

## 1 国民健康保険事業の安定的な運営

- 国民健康保険の安定的な運営に向け、今後の制度改革等には適切に対応するとともに、保険料の適正な賦課をはじめとして、医療費の適正化、収納率の向上などに努めます。

2 後期高齢者医療制度<sup>\*</sup>の適正な運営

- 高齢者が安心して医療を受けられるように、運営主体である大阪府後期高齢者医療広域連合と連携しながら、制度の適正な運営に努めます。

## 3 保健事業の推進

- 特定健康診査・特定保健指導を推進することにより、国民健康保険被保険者の生活習慣病<sup>\*</sup>の発症や重症化を予防し、被保険者の健康増進や医療費の適正化を図ります。
- 関係機関や関係部課とも連携しながら、より効果的な保健事業を展開します。

## 4 国民年金事務の充実

- 日本年金機構と連携しながら、窓口業務の充実を図り、市民の年金受給権の確保につながるよう、適切な届出の勧奨や相談業務を実施します。
- 市広報紙やホームページを活用し、制度の周知と理解を図り、未加入者や無年金者の発生の防止に努めます。

## 5 福祉医療費助成制度の充実

- 子ども医療費、ひとり親家庭医療費、老人医療費、障害者医療費などの各種助成制度について、大阪府との連携を図りつつ、制度内容の充実や安定的な運用に努めます。

## 協働の取組

- 市民の健康保持・増進と医療費の適正化を図るため、医療機関や各種団体等と連携し、効果的に特定健康診査・特定保健指導等を実施することで、かかりつけ医の普及促進とあわせ、早期受診や適正な受診につなげていきます。

## まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
特定健康診査実施率	%	35.3 (平成26年度)	60.0
特定保健指導実施率	%	26.0 (平成26年度)	60.0

## 関連する個別計画

- ・第2期藤井寺市特定健康診査等実施計画
- ・藤井寺市保健事業実施計画（データヘルス計画）

<sup>\*</sup>特定健康診査・特定保健指導：糖尿病や高血圧、脂質異常などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として2008年4月より導入された健康診査のこと。特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、医師や保健師、管理栄養士等が対象者の身体状況に合わせた生活習慣を見直すためのサポートをする。  
<sup>\*</sup>後期高齢者医療制度：医療制度改革の一環として、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度の実現に向け、75歳以上の後期高齢者等を被保険者とする独立した医療保険制度。  
<sup>\*</sup>生活習慣病：食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの習慣が、発病や病気の進行に深く関与していると考えられている疾患の総称。糖尿病、高血圧、脂質異常、脳卒中、がん、心臓病などがある。



## 7-5 地域医療の充実

## 現況と課題

- 近年における医療水準は医学の進歩などにより、著しく向上している一方で、高齢化の進行にともない、市民の医療サービスや救急医療に関するニーズは高度化・多様化しています。
- 市民が身近なところで、良質かつ適切な医療サービスを必要ときに受けられる体制づくりが求められています。
- 本市では、市立藤井寺市民病院の耐震補強・リニューアル改修を実施し、療養環境の改善をはじめ、MRIや電子カルテの導入、CTの更新など医療機器の整備について計画的に行っています。
- 今後、患者一人ひとりの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を提供していくため、市立藤井寺市民病院の機能の充実を図るとともに、地域医療構想<sup>※</sup>への対応を含め、医療機能の分化・連携を進めていくことが求められています。
- 救急医療については、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始の準夜帯の急病対策として、松原市・羽曳野市・藤井寺市の3市を運営主体とした南河内北部広域小児急病診療事業により一次医療体制の充実を図っており、二次医療については、南河内ブロックで、広域的な対応を図っています。
- 今後、膨大な救急医療への需要に対して、それを受け入れる十分な医療提供体制を継続的・安定的に確保するとともに、救急医療の質のさらなる向上を図る必要があります。

## 施策の基本方針

地域の中核病院として、市立藤井寺市民病院の機能の充実を進めるとともに、地域の診療所と病院による病診連携の強化を図ります。また、広域連携による救急医療体制の充実を図ります。

## 主要施策

## 1 地域医療体制の充実

- 市立藤井寺市民病院が地域の中核病院として、良質な医療を提供するための人材育成をはじめ、医療・保健・福祉・介護機関との密な連携、経営の健全化に努めます。
- 地域に必要な医療の確保を図るため、関係機関との連携のもと、専門外来の設置など総合的な地域医療体制の充実に努めます。
- 関係機関の協力を得ながら、かかりつけ医についての意識啓発やその定着を図ります。

## 2 救急医療体制の充実

- 休日でも安心して医療を受けることができるよう、医療機関と連携し、内科・小児科・歯科の応急処置を行うとともに、救急時の医療体制の確保に努めます。
- 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に基づき、傷病の緊急度、重症度、症状、病態等に応じた病院選定、迅速な医療の提供に向けた体制構築に努めます。

## 協働の取組

- 緊急時の対応がスムーズに進められるよう、市民一人ひとりが住んでいる地域の医療体制を把握し、かかりつけ医を持つなどの準備ができるよう働きかけます。

## まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
市民病院病床利用率	%	83.7	87.0
市民病院患者紹介率	%	29.9	32.5
市民病院1日平均外来患者数	人	191	200
市民病院経常損益	千円	△127,559	0
市民病院医業収支比率	%	95.0	100.0

## 関連する個別計画

- ・市立藤井寺市民病院経営プラン



市立藤井寺市民病院

※地域医療構想：団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域の実情に応じた医療提供体制を実現するための施策等をまとめた構想。大阪府では、平成28年3月に「大阪府保健医療計画」の一部として、「大阪府地域医療構想」が策定されている。





## 7-6 健康づくりの推進

## 現況と課題

- わが国は、世界有数の長寿国ですが、近年は高血圧・脂質異常症・糖尿病などの生活習慣病の増加や、高齢化の進行による要介護者の増加が大きな問題となっています。
- このような中、あらゆる世代が健やかに暮らすことができるよう、食生活の改善と運動習慣の定着に向けた取組を強化して生活習慣病などの予防を図り、健康寿命<sup>\*</sup>の延伸を進めることが重要となります。
- 本市では、健康づくり講座などの健康教育や教室を通して、健康づくりの普及・啓発に取り組んできました。
- 本市の平均寿命・健康寿命は男女ともに全国平均より低く、その要因として生活習慣病、特に悪性新生物（がん）、心疾患（虚血性心疾患）による死亡率が高いことがあげられることから、市民一人ひとりの健康意識の向上を図るとともに、生活習慣の改善や定期的な検診の受診について働きかける必要があります。
- また、母子保健分野では母子健康手帳交付時から面接や訪問、健診等を通じて育児不安等の軽減に努めています。
- 今後も妊娠期・乳幼児期の健康管理や育児支援を行うことにより、子育て不安の軽減、支援が必要な家庭の早期発見・対応を進めていくことが必要です。

## 施策の基本方針

市民一人ひとりの健康意識を高め、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきとした生活を送れるよう、健康づくり施策の推進と、市民が自主的に健康づくりを行える体制づくりに努めます。

## 主要施策

## 1 がん検診事業の推進

- 休日の検診や複数の検診の同日受診など、検診を受診しやすい環境の整備に努めます。
- 市広報紙やホームページ、ポスター等で検診の受診勧奨や、がんに関する情報の周知・啓発により、検診受診率の向上に努めます。

## 2 主体的な健康づくり活動への支援

- 健康意識の向上を図るため、健康づくりに関する教育や講座を実施します。
- 主体的な健康づくり活動への意欲を引き出すことのできる仕掛けを組み込むことにより、継続的な取組を支援します。

## 3 母子保健の充実

- 妊産婦及び母子の健康の保持増進のため、出産や育児に関する情報提供に努めるとともに、相談・指導の充実を図ります。
- 子どもたちが正しい生活のリズムと食習慣を身につけることができるよう、保護者などを対象に食育などの知識の普及、相談・指導の充実を図ります。
- 乳幼児健康診査などにおいて、子どもの健やかな成長を確認するとともに、支援が必要な家庭の早期発見・対応を図ります。

## 重点戦略に関連する施策

- 母子保健サービス等の充実

重点戦略1  
子ども・子育て安心プロジェクト

## 協働の取組

- 藤井寺市食生活改善推進協会との協働により、市民へ健康情報を発信し、健康意識の向上を図ります。

## まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
健康手帳の交付冊数	冊	52	350
4か月児健康診査受診率	%	97.0	増加
1歳6か月児健康診査受診率	%	98.5	増加
2歳6か月児歯科健康診査受診率	%	87.5	増加
3歳6か月児健康診査受診率	%	94.5	増加
胃がん検診受診率	%	5.9	7.5
大腸がん検診受診率	%	8.3	10.3
肺がん検診受診率	%	6.9	8.5
乳がん検診受診率	%	19.3	23.0
子宮がん検診受診率	%	14.8	17.0
ふじいでら健康チャレンジ参加賞応募人数	人	87	300

## 関連する個別計画

- ・ 藤井寺市健康増進計画（第2次）・食育推進計画
- ・ 藤井寺市子ども・子育て支援事業計画

※健康寿命：健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。



# 8 災害に強く、安心して暮らせるまちづくり

## 8-1 自然災害対策の推進

### 現況と課題

- 近年、日本各地で相次ぐ大規模な自然災害の発生により、防災に対する市民の関心は高まっています。
- 自然災害から市民の生命と財産を守るため、総合的な防災体制や防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進していくことが求められます。
- 本市では、地域防災計画を平成27年3月に見直し、各種マニュアルも作成しています。今後は、必要に応じ、新たなマニュアル等の作成や、マニュアルの見直しを行う必要があります。
- 今後発生が危惧される南海トラフ地震<sup>\*</sup>の備えとして、避難所となる公共施設の耐震診断・改修、木造家屋の耐震診断・改修の啓発、また自主防災組織の結成促進や結成後の自発的な防災活動の実施については十分とはいえない状況です。
- 公共施設については、計画的に耐震化を進めるとともに、家屋の倒壊による被害を未然に防止するため、耐震診断・改修への支援を行う必要があります。
- 大規模災害発生時には、自助・互助（共助）も重要となることから、地域の自主防災力の強化を図ることも必要です。
- また、地方自治体においては大規模広域な災害に対する即応力の強化等が求められていることから、防災に関するマニュアルの整備や情報発信に努めるとともに、府や関係自治体との連携、体制強化を図ることが必要です。

### 施策の基本方針

災害による被害を最小限に抑えるため、日頃から建物の補強や食糧、日用品等の備蓄、自主防災組織による防災訓練の実施等の「自助」「互助（共助）」の意識の高揚に努めます。また、防災に関するマニュアルの整備や防災情報の積極的な発信、周知に努めるとともに、災害が発生した場合には迅速な対応が図れる体制の整備など総合的な防災体制の充実・強化を図ります。

### 主要施策

#### 1 多様な主体が実施する防災活動の支援・推進

- 自主防災組織の結成について地区へ働きかけるとともに、既に結成されている自主防災組織に対しては、災害時の活動だけでなく、防災知識の普及や防災訓練の実施などの平常時の活動も積極的に行えるよう支援の充実に努めます。
- 自主防災組織などが主体的に実施する防災訓練を支援するとともに、各種団体が希望する出前講座（防災学習会）などを通じ、市民の防災意識の高揚を図ります。
- 中学生を対象としたジュニア防災リーダー育成事業など、防災に関する事業への積極的な支援に努めます。

#### 2 総合的な防災体制の充実・強化

- 防災に関する実効的なマニュアル等の整備を図ります。
- 防災行政無線のデジタル化、避難所案内標示板の更新など、ハード面の整備に努めます。
- ハザードマップ<sup>\*</sup>のさらなる周知や防災パンフレットの作成など、自助・互助（共助）に有効となる防災情報の積極的な発信・周知に努めます。
- 必要な資機材の整備や生活必需品・食糧等の確保に努めます。
- 藤井寺市立学校施設等整備実行計画に基づき、学校施設への備蓄倉庫・防災井戸の設置に努めます。
- 公共施設の計画的な耐震化を進めるとともに、住宅等については耐震診断・改修への支援に努めます。
- 集中豪雨による浸水被害を解消するため、雨水対策事業を計画的に推進します。

#### 3 関係機関との連携・体制強化の推進

- 国、府、関係自治体、羽曳野警察署、柏原羽曳野藤井寺消防組合、大和川右岸水防事務組合、消防団とのさらなる連携・調整を密にし、災害などが発生した場合には迅速な対応ができるよう、体制の強化を図ります。
- 臨時ヘリポート、ドクターヘリとの合流場所、周辺住民のための広域避難場所などの防災機能を十分に備えた河川敷公園の整備について国へ要望していきます。

### 協働の取組

- 地域等における多様な主体が自主的に実施する防災活動などを支援することにより、安全なまちづくりをめざします。
- 市民や自治会、事業者等と連携しながら、耐震化対策など住宅に関する情報共有・発信に取り組みます。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
自主防災組織結成数	地区	27	31

#### 関連する個別計画

- ・藤井寺市地域防災計画
- ・藤井寺市立学校施設等整備実行計画
- ・藤井寺市学校施設改修（早期耐震化）計画
- ・藤井寺市公共施設等総合管理計画

<sup>\*</sup>南海トラフ地震：日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード（M）9級の巨大地震のこと。  
<sup>\*</sup>ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。





## 8-2 消防・防災体制の充実

## 現況と課題

- 安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるためには、複雑で多様化する様々な災害や事故に迅速かつ適切に対応できる消防・救急の質の向上が求められます。
- 本市の消火体制については、水槽付き消防ポンプ自動車の小型化を進め、火災発生場所への到着時間の短縮及び直近部署による早期放水体制を確立しています。
- また、住宅火災を減らすために、関係機関との連携による自主防災訓練の積極的な実施をはじめ、住宅用火災警報器の設置促進、事業所に対する防火・防災管理の指導を立入検査等により実施し、火災件数は減少傾向にあります。
- 今後もこれまでの取組を継続するとともに、放火件数を減少させるための関係機関との連携強化や大規模災害等に対応できる消防力の向上を図る必要があります。
- 救急体制については、救命講習の普及啓発及び救急車の適正利用の啓発活動を積極的に行っていますが、救急出動件数は右肩上がり増加している状況です。
- 今後、高齢化の進行等ともなう救急需要の増加に対応するための救急隊員の増隊、高度な処置を行える救急救命士の養成、救命講習の普及啓発、医療機関との連携の強化に取り組むことが必要です。

## 施策の基本方針

災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化や高齢者人口の増加等、環境の変化への確に対応する体制を充実します。また、消防団も含めた消防体制を強化するとともに、救急体制や火災予防体制の充実を図ります。

## 主要施策

## 1 消防体制の充実

- 大規模地震・災害に備えるために、市民・事業者・関係団体をはじめ、広域連携による総合的な消防体制の充実を図ります。
- 地域消防の担い手である消防団員の確保に努め、消防団施設や車両、装備などの充実により、消防団活動の促進を図ります。
- 火災発生に際し、消防施設や車両・資機材の整備とともに、訓練を実施することで安心して暮らすことのできるまちの実現をめざします。
- 地域ぐるみで協力体制を確立することにより、放火されないまちづくりを進めます。
- 住宅用火災警報器の普及促進に努め、家庭における防火対策を促進します。

## 2 救急救助体制の充実

- 平成28年4月より救助隊の充実・強化を図るために、高度救助隊を発隊し、大規模災害に備えるとともに、さらなる救助技術の向上に努めます。
- 平成28年10月には、救急隊を1隊増隊し7隊運用とします。救急隊の増隊により、現場到着時間の短縮を図り救命率の向上を図ります。
- 救急救命士や救急隊員及び救助隊員の質の高い教育・訓練を実施することにより、計画的な育成及び資質の向上を図り、引き続き救命率向上に努めます。
- 医療機関等の関係機関との協力体制の強化を図ります。
- 多様化・拡大化する救急需要に対応するため、救急車の適正利用の啓発活動の強化を図るとともに、救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう、講習会等を通じて応急手当の普及・啓発に努めます。

## 協働の取組

- 消防団による消防活動の取組を支援するとともに、消防団との連携による消防体制の強化を図ります。
- 市民や地域との協働により、放火されないまちづくりを進めます。

## まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
救急出場件数	件	3,387 (平成27年1月～12月)	減少
火災発生件数	件	8 (平成27年1月～12月)	減少

## 関連する個別計画

- ・藤井寺市地域防災計画



### 8-3 危機管理の推進

#### 現況と課題

- 地震や台風等の自然災害をはじめ、大規模な事故・事件、感染症<sup>※</sup>や食品などによる健康被害、情報漏えいや法令違反などの不祥事、武力攻撃事態など予測できない危機事象が多様化する中、本市においても様々な危機事象が発生する可能性があります。
- 本市では、国民保護措置実施マニュアルや危機管理個別事象対応マニュアル等を策定し、それらに基づき自然災害以外の危機事象が発生した（する）場合の全庁的な対応を図る体制整備を進めています。
- 一方で、資機材の確保、実効性を高めるための訓練・研修等を通じた計画・マニュアルの定期的な見直し・検証については十分とはいえない状況です。
- 今後は、危機事象に対する職員の意識啓発に努め、危機事象が発生した場合、計画やマニュアルが活かされるよう、随時、危機想定訓練や計画などの点検を行う必要があります。
- また、危機事象が発生した場合に瞬時に情報伝達を行う必要があり、平時からの関係機関との情報交換等を通じ、円滑な連携が図れる体制の確保に努めていますが、今後も引き続き多様な手段で迅速な情報伝達が行える体制を確保することが必要です。

#### 施策の基本方針

地震や台風等の自然災害をはじめ、大規模な事故・事件、新たな感染症や武力攻撃事態等と危機事象が多様化する中、被害を軽減し市民の生命・身体・財産を守るために、総合的な危機管理体制の確立に向けた取組を進めます。

#### 主要施策

##### 1 危機管理体制の充実・強化

- あらゆる危機事象を想定し、随時、計画や対応マニュアルなどを点検するとともに、これらが危機発生時に、的確かつ迅速に機能するよう、危機想定訓練を行い、事前対策の強化に努めます。
- 危機事象に対する職員の意識啓発に努めるとともに、危機事象に際して、市民や関係機関との連携を密にし、危機管理体制の充実を図ります。

##### 2 情報伝達の充実・強化

- 緊急情報の伝達手段として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や安否情報システムの円滑な運用に努めるとともに、防災行政無線の整備推進を図ります。
- 自助・互助（共助）の取組を推進し、情報の多重化、共有化を図るため、安心メールや防災SNSの普及促進に努めます。

#### 協働の取組

- 様々な危機事象において自助・互助（共助）が果たす役割が大きいことから、自主防災訓練などについて地区と協働して取り組みます。

#### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
訓練・研修の実施回数	回	—	充実

#### 関連する個別計画

- ・藤井寺市国民保護計画
- ・藤井寺市危機管理計画



自主防災訓練



※感染症：寄生虫、細菌、真菌などの病原性微生物やウイルス等の病原体が体の中に侵入し感染して増殖し発病する病気の総称。





## 8-4 防犯対策の推進

## 現況と課題

- 全国的に凶悪犯罪や子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪、特殊詐欺、サイバー犯罪等の被害が深刻化しており、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。
- 大阪府は街頭犯罪全国ワーストワンとなっていることを受け、各自治体が積極的に啓発活動を展開しています。
- 本市においても、防犯委員等による活発な見回り活動が展開されているほか、各地区において自主的に防犯カメラの設置が行われています。
- こうした中、各地区に普及した防犯カメラの老朽化が今後の課題となっており、継続した犯罪抑止の効果を維持するため、防犯カメラの更新・修繕等への支援が必要となります。
- また、市民一人ひとりの危機管理意識の向上を図り、地域が一体となって自主防犯活動へ参加するとともに、警察をはじめとする関係機関との連携を強化し、複雑・多様化する犯罪から市民を守る取組を推進することが必要です。

## 施策の基本方針

誰もが安全で安心して暮らせるよう、警察等の関係機関との協力関係を密にするとともに、市民協働により、多様化する犯罪を地域が一体となって防止する地域防犯体制の充実を図ります。

## 主要施策

## 1 防犯意識の啓発

- 警察や管内防犯協議会で得た街頭犯罪等の情報の提供や広報啓発活動を推進し、街頭犯罪の撲滅に努めます。
- 警察などの関係機関と連携し、暴力団排除活動を推進することにより、市民の安全で平穏な生活の確保に努めます。

## 2 地域防犯活動の充実

- 地区防犯委員を中心に、地域の実情に応じた市独自の特色ある防犯活動の推進に努めます。
- 地域における防犯活動の充実を図るため、市民が主体的に行う防犯活動の育成と支援に努めます。

## 3 防犯環境の整備

- 各地区における防犯カメラの増設・更新・修繕等について、引き続き支援します。
- 自転車の盗難防止の啓発や、管内防犯協議会との連携による防犯グッズの配布など防犯環境の整備に努めます。

## 協働の取組

- 市民を犯罪から守るため、警察及び関係団体との連携のもとに防犯対策を推進し、犯罪を未然に防ぐ地域環境づくりをめざします。

## まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
防犯カメラ設置台数	台	347	384



防犯カメラ



防犯大会



巡回パトロール



### 8-5 交通安全対策の推進

#### 現況と課題

- 市民一人ひとりが交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し、習慣化することが交通事故のないまちづくりにつながります。
- 本市では地区より選出された交通委員への研修会の実施を通じて、地区内の市民への交通安全意識の啓発に取り組んでいます。
- 今後も引き続き、市民への交通ルールの遵守や交通安全意識の高揚に取り組むことが必要です。
- また、子ども・高齢者・障害のある人等が安心して通行できるよう、段差解消や視覚障害者ブロックの整備、通学路におけるグリーンベルト標示を実施しています。
- 歩道の整備や歩車分離の整備が必要となる中、狭い道路が多いため用地確保が必要となっており、歩行者・自転車優先のまちづくりを進めることが難しい状況です。
- 今後、市民の移動上の利便性及び安全性を確保していくため、緊急性の高い危険箇所から交通安全施設の整備を進めるとともに、道路施設のバリアフリー対策等を進めることが必要です。

#### 施策の基本方針

交通安全運動等を通して、交通安全意識を高めるとともに、交通指導の強化や交通安全施設の整備に努めます。また、道路施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン<sup>※</sup>化や放置自転車を排除することによって、市民が安全に安心して利用できる道路環境を整備します。

#### 主要施策

##### 1 交通安全に関する啓発活動の推進

- 市民の自主的・主体的な交通安全活動の取組と連携し、交通安全意識の高揚を図るための啓発活動を進めます。
- 所轄警察署と調整を図りながら、幼稚園・保育所・小学校などへの交通安全教室の実施に努めます。

##### 2 バリアフリー対策等の充実

- 歩道等の歩行者用道路の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを実施します。

##### 3 安全に通行できる交通環境の整備

- 交差点や見通しの悪い箇所については、道路反射鏡の設置、路面標示、自発光道路鏡の設置による注意喚起を行います。
- 駅周辺の放置自転車等を規制するため、自転車等放置禁止区域を設けるとともに、区域に放置されている自転車や原動機付自転車の撤去及び移送を行います。

#### 協働の取組

- 交通事故のないまちづくりに向けて、市民や地域との協働により交通安全教室等を通じた交通安全意識の高揚を図ります。

#### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
交通事故発生件数	件	275	減少

#### 関連する個別計画

- ・藤井寺市交通バリアフリー基本計画



交差点カラー舗装



通学路標示、グリーンベルト

※ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。





## 8-6 消費者保護の推進

## 現況と課題

- 消費者のニーズの多様化にともない、インターネットを利用した通信販売の普及をはじめ、商品や販売の形態も多様化し、消費生活環境は複雑化しています。
- 食品の偽装表示や不正表示、製品事故、訪問販売等による悪質商法被害、多重債務被害など、消費者被害が多発していることから消費者トラブルを未然に防ぐため、消費生活に関する正しい適切な知識の普及・啓発、相談体制の充実等が求められます。
- 本市では、平成26年度に藤井寺市消費生活センターを設置し、相談体制を充実させるとともに、消費生活に関する各種啓発事業や情報提供を行っています。
- 今後、消費生活に関するトラブルや犯罪に対する意識啓発や教育を推進するとともに、啓発活動を行う担い手を育成することが必要です。
- また、消費生活環境の複雑化にともない、相談件数が増加することが予想されることから、消費生活相談体制の充実を図り、被害の未然防止に努めることが必要です。

## 施策の基本方針

消費者被害を未然に防止し、安全で安心な消費生活を営むことができるよう、消費生活センターを中心に関係部門と連携し、消費者教育と相談体制の充実を図ります。また、消費に関する知識の普及・啓発とともに情報提供を行い、啓発活動を行う人材の育成、支援を推進します。

## 主要施策

## 1 消費者保護の推進

- 多様化する相談について、より質の高い対応をめざし、消費生活センター機能と相談体制のさらなる充実を図ります。
- 多重債務や高齢者被害への対応などについて、関係機関・団体と連携し、消費者保護の推進を図ります。

## 2 消費者意識の高揚

- 消費者啓発事業を定着させ、消費者問題についての意識を高めるとともに、啓発活動の担い手の育成に努めます。

## 3 消費者教育の推進

- 若年化する消費者被害を未然に防ぐため、小・中学校における消費者教育を推進します。

## 協働の取組

- 若年層から高齢者に至る幅広い世代で発生する消費者被害を未然に防止し、消費者保護を推進するため、地域や学校、民生委員児童委員、福祉委員などの連携による見守りネットワークの構築に努めます。

## まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
消費生活相談件数	件	558	600



藤井寺市消費生活センター



# 9 人に、未来にやさしい、 環境に配慮したまちづくり

## 9-1 自然環境の保全

### 現況と課題

- 地球温暖化<sup>※</sup>や廃棄物の増加等の様々な環境問題は、これからさらに深刻さを増すことが予想され、環境に配慮した事業活動や日常生活における省エネルギーへの取組が求められています。
- 東日本大震災以降、原子力発電所が停止し、火力発電の占める割合が増加していることから、二酸化炭素などの温室効果ガス<sup>※</sup>排出量が増加する懸念があります。
- 良好な環境を次世代に引き継ぐため、環境保護及び保全活動を推進するとともに、家庭での太陽光発電設備の設置を促進し、地球環境への負荷を低減する必要があります。
- 身近な環境教育・学習については年に1回の「ヤゴ救出大作戦」を継続実施するにとどまっています。
- 今後は、関係課と環境問題について連携を図り、読本を作成するなど、さらなる取組が必要です。
- そのほか、自然環境の保全のため、工場・事業所にあたっては環境に配慮し、調和のとれた開発・整備を行うことが求められます。

### 施策の基本方針

自然保護・環境保全活動を積極的に推進し、きれいな空気・水づくりを進めるとともに、環境教育・環境学習の推進により、環境保全意識の高揚を図り、大切な自然環境を次世代に引き継ぐよう努めます。

### 主要施策

#### 1 環境保護・保全活動の推進

- 市民一人ひとりが環境や自然に目を向けながら環境保護・保全への認識が深まるよう、環境に関する情報提供に努めます。
- 大気汚染や水質汚濁、悪臭、騒音・振動等の公害発生源に対して、調査・指導・監視の強化を図ります。

#### 2 環境負荷の低減

- 市が率先して省エネルギー対策を推進し、二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。
- 家庭や工場・事業所による省エネルギー設備等の導入促進に努めます。

#### 3 環境教育・環境学習の推進

- 次世代を担う子どもが環境や大自然の大切さについて遊びや学習を通じて学ぶことができるよう、読本等の教材を作成するとともに、学習の場や機会の充実に努めます。
- イベント等を通じて環境問題に関心を持ち、実際に取り組んでもらえるよう環境教育・環境学習の充実に努めます。

#### 4 工場・事業所における環境対策の充実

- 工場や事業所に対して、環境保全意識の高揚や環境監視体制の充実を図ります。
- 工場や事業所に対し、緑化を促進することにより、市に調和する工場環境の促進を図ります。
- 工場や事業所を市民の学習の場等に利用できるよう取組を進めます。

### 協働の取組

- 市民や工場・事業所等がそれぞれ環境保全意識を持ち、大切な自然環境を次世代へ引き継ぐことができるよう、環境教育や環境学習を推進します。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
公害苦情件数	件	15	減少

### 関連する個別計画

- ・藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画～ECO2（エコツー）プランふじいでら～



ヤゴ救出大作戦



グリーンカーテン

※地球温暖化：二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄積という人為的な要因が主因となって、大気や海洋の温度が上昇し、気候が急速に温暖化すること。  
 ※温室効果ガス：大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、水蒸気、フロン、メタンなどが該当する。





## 9-2 環境美化の推進

### 現況と課題

- 環境問題に対する意識の高まりや快適な居住環境が求められる中で、地域における衛生的な生活環境の維持は、ますます重要視されており、一人ひとりが「まちをきれいにする」意識を持ち、環境美化活動を推進することが不可欠となっています。
- 本市では、市民の身近な生活環境の美化に関する行動の基本となる事項等を定めた藤井寺市美しいまちづくり推進条例に基づき、行政・市民・事業者等の役割と責任を認識し、市内の美しいまちづくりに向けた取組を推進しています。
- こうした中、放置自転車等・違法広告物対策については一定の成果がみられましたが、依然として違法広告物の掲出が多いことから、重点地域の抽出や看板等の掲示により、さらなる啓発活動が必要です。
- また、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐため、美化活動の拡充を図り、ごみの不法投棄やポイ捨ての防止等について働きかけるとともに、様々な環境問題の解決に向けて公害防止対策等に取り組む必要があります。

### 施策の基本方針

生活環境を安全で快適に保つため、ごみの不法投棄やポイ捨ての防止を図るとともに、公害防止対策の充実、環境美化の推進及び環境衛生の充実に努めます。

### 主要施策

#### 1 環境美化の推進

- 市民団体や関係機関との連携強化を図り、環境美化への取組体制の充実に努めます。
- 環境美化活動を行う団体や自治会等の活動が広がるように啓発、支援を行います。
- ごみのポイ捨てへの対策の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、ごみの不法投棄の監視・取締りに努めます。

#### 2 環境衛生の充実

- ペットのふんによる被害を防ぐため、飼い主のモラルの向上を図ります。

#### 3 公害防止対策の充実

- 公害の発生の未然防止や低減を図るための啓発及び研修を事業所等に行うとともに、情報収集に努めます。
- 学校教育・社会教育などによる環境教育の推進により、公害防止意識の高揚を図ります。

### 協働の取組

- 行政と関係機関、ボランティア団体などが協働で啓発活動を行い、連携した環境美化の形成に努めます。
- 市民団体や関係機関等との協働により、美化活動を積極的に推進します。

### まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
不法投棄件数	件	98	減少



大和川・石川クリーン作戦



近隣住民による花の植え替えと清掃作業



## 9-3 循環型社会の形成

## 現況と課題

- 都市化の進展や生活様式の変化によって、ごみの質や種類、また市民の要望も多様化し、ごみの減量化・資源化は行政の努力だけにとどまらず、市民・事業者との協働により進めていくことが重要となっています。
- 本市では燃えるごみ、資源ごみ（ビン・カン・古紙・古着）、ペットボトル、不燃・粗大ごみ、有料収集ごみの分別収集を行っており、今後も資源ごみの分別収集、ペットボトルの拠点回収を継続し、市民への周知徹底を図り、資源化率増に向けた取組が必要です。
- あわせて、地域で独自に取り組まれる資源物の「集団回収」取組団体の拡充を図り、リサイクル率に寄与する資源物の集団回収量の実績把握に努める必要があります。
- 今後ごみの分別や減量化への市民の啓発活動の強化を図るとともに、限りある資源を有効に利用するために、ごみの中から可能な限り資源を回収し、資源化率を向上させる必要があります。

## 施策の基本方針

循環型社会※を形成するため、分別品目の拡大や市民及び事業者の積極的な協力を促し、自主的なリサイクル活動を推進するなど、廃棄物の発生抑制と再資源化を推進します。

## 主要施策

## 1 ごみの減量化・資源化の推進

- ごみ問題に対する意識を高揚し、リサイクル活動を推進するとともに、ごみの分別による資源化や減量化を進めます。
- ごみを出さない（リデュース）、再使用する（リユース）、再生利用する（リサイクル）、ごみになるものは買わない（リフューズ）に取り組むため、市民・事業者の主体的な行動を促すよう、ごみや環境問題の実態に関する情報提供、啓発活動に努めます。
- 発生したごみは、可能な限り家庭・事業所内での減量化や再利用を図るとともに、リサイクル可能なものについては資源分別収集を推進します。

## 2 ごみの適正処理の推進

- 柏羽藤環境事業組合と連携し、「循環型処理」を行うとともに、ダイオキシン対策をはじめ環境にやさしい処理システムの構築に努めます。

## 協働の取組

- 行政と市民、事業者等との協働により、ごみの減量化・資源化に取り組めます。

## まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
市民一人一日当たりのごみ排出量	g	971.3	960.91
リサイクル率	%	7.7	10.0

## 関連する個別計画

- ・藤井寺市一般廃棄物処理基本計画



ごみの分別（ペットボトル）



柏羽藤クリーンセンター

※循環型社会：限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会のこと。





## 1 まちづくりの推進に向けて

### 1 協働の仕組みづくり

#### 現況と課題

- 地方分権や行財政改革が進む中、「協働」はまちづくりにおいて重要なテーマの一つとなっています。
- 本市では、藤井寺市「協働のまちづくり」基本指針を作成し、市民同士の協働・市民と行政の協働に向けてそれぞれの役割や取組を整理するとともに、市民との協働を推進していくための庁内体制の整備や職員の育成に努め、協働のまちづくりを推進しています。
- 今後、この基本指針に基づいた協働のまちづくりを一層推進していくための機運の醸成や、環境の整備を推進していく必要があります。
- また、市民がまちづくりの主役としてさらに活躍していくため、市政全般における市民参画を促し、市民の声を市政運営に反映させる仕組みづくりが必要です。
- さらに、多様な市民との相互理解や対話を継続的に行うことにより、市民のまちづくりアイデアを市民と市で一緒に実現できる環境を整備する必要があります。

#### 施策の基本方針

市民一人ひとりが持っている豊富な知識・経験・感性を市政やまちづくりに反映できるよう、市民参加を推進するとともに、市民と行政が地域の課題解決に向けて互いを理解・尊重し合い、対等な立場で果たすべき責任と役割を担いながら「協働のまちづくり」を展開します。

#### 主要施策

### 1 協働意識の醸成

- 市民と行政において適切な役割分担と連携を図り、まちづくりを推進することができるよう、職員の研修等を通じて協働への意識改革や能力の向上に取り組みます。
- 多様な市民が地域社会の一員であることを意識し、地域を良くしていくために市民自らができることを考え、行動できるよう、行政からの働きかけや環境の整備を進めます。

### 2 市民公益活動の促進

- 市民公益活動を促進するため、活動する団体同士のネットワークづくりや情報共有、交流などができる場づくりを進めるとともに、各種団体や個人の活動を支援し、コーディネートする機能の確立を図ります。

### 3 市民参画の推進

- 市民の声を市政に反映させるため、各種審議会等における公募委員の登用やパブリックコメント制度の活用など、市民が市政に参画できる機会の充実に努めます。
- 市政やまちづくり、協働に関する情報提供や、多様な市民活動に対する支援など、市民が参画しやすい環境づくりに努めるとともに、幅広く市民が参画できる手法や仕組みについて検討します。

#### 分野横断共通施策に関する施策

- 協働意識の醸成
- 市民公益活動団体のネットワークの構築
- 市民参画の推進
- 協働のコーディネート機能の強化
- 自治基本条例についての調査・研究

共通施策1  
市民・行政の  
パートナーシップの確立

#### 関連する個別計画

- ・藤井寺市「協働のまちづくり」基本指針



市民ボランティアによる「ふれあいカフェ」  
(アイセル シュラ ホール)



情報交流ひろば「ふらっと」  
(市役所1階)





## 2 行政運営の推進

### 現況と課題

- 人口減少や少子化・高齢化の進行、市民ニーズの多様化・高度化、地方分権などの市を取り巻く環境の変化に対応し、自らの責任と判断で地域の実情に応じた政策を立案・執行し、その結果についても責任を負う自立した行政運営を行うことが求められています。
- 本市では、社会経済状況に応じた柔軟な組織体制づくりに取り組んでいますが、今後、サービスを受ける市民の立場に立ち、機能を重視した組織づくりに取り組み、自ら課題を発見し、解決できる現場力の強い組織の構築を図っていく必要があります。
- また、分権型社会に対応する職員を育成するため、職員個々の知識の修得、職責・職務能力を向上させる各種研修の実施など、職務を通じて人材育成を行っています。
- 複雑多岐にわたる行政課題・行政施策・市民ニーズに対し、的確かつ柔軟に対応していくためには、職員のさらなる能力向上と人材育成をはじめ、ICTの活用による市民サービスや情報通信環境の向上、効率的な事務執行などが求められます。
- 市が保有する個人情報については、犯罪や個人情報の流出等の問題が懸念される中、大切な市民の情報を守るため、個人情報保護制度の運用と情報セキュリティ<sup>\*</sup>の強化により、適切な保護と管理を行っています。その一方で、平成27年度に導入されたマイナンバー制度を活用し、各種手続の簡略化・効率化、行政サービスの利便性向上を図ることが課題となっています。

### 施策の基本方針

地方分権時代にふさわしい个性的で自立したまちづくりを推進していくため、職員の資質向上を図りながら、計画的・効率的な行政運営に努めます。

### 主要施策

#### 1 職員の能力開発と人材育成

- 職員それぞれの行政運営に必要な基礎知識・専門知識を習得するための研修等を通じて職員の能力開発と意識改革を促し、社会・経済情勢の変化に柔軟に対応できる人材の育成に努めます。
- 女性職員の管理職への登用など女性職員の活躍を促進するとともに、職場におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

#### 2 組織機構の見直し

- 国の動向や社会経済状況の変化への対応のため、継続的に組織機構の見直しを行い、機能的かつ効率的な組織体制の構築を図ります。

#### 3 電子自治体の推進

- ICTの有効活用により、市民の利便性の向上と業務の見直し及び効率化を推進し、電子自治体の実現に努めます。
- 「情報の見える化」を推進し、誰もが分かりやすい情報提供に努めます。
- マイナンバー制度の導入により、社会保障、税、災害対策における行政手続の簡略化・効率化を推進します。
- 職員の個人情報に対する意識を高め、個人情報の適正かつ厳正な運用を図るとともに、個人情報の流出を防止するため、情報セキュリティ対策のさらなる強化に努めます。
- 個人情報の保護を図りつつ、情報公開制度のさらなる充実を図り、公正で透明な開かれた市政を推進します。また、提供可能な市政情報は、積極的に情報提供に努めます。

### 分野横断共通施策に関する施策

- 総合計画を常に意識した行政運営の推進
- 政策・施策の進捗管理の推進
- ICTの積極的活用による業務改善
- マイナンバー制度を活用した市民サービスの向上
- 職員の能力開発の推進
- 横断的組織（プロジェクトチーム等）の活用
- 行政課題に対応した条例制定や組織体制の整備
- 働きやすい職場環境づくり（ワーク・ライフ・バランスの実現）
- 女性職員の管理職への積極的登用

共通施策2  
まちを運営する  
トータルマネジメントの推進

### 協働の取組

- 市民参加による施策の進行管理を実施し、透明性の高い行政運営を進めます。
- ICTの進展にともない多様化する市民ニーズに的確に対応した市民サービスの提供に努めます。

#### 関連する個別計画

- ・第2次特定事業主行動計画
- ・女性職員の活躍推進のための藤井寺市特定事業主行動計画

<sup>\*</sup>情報セキュリティ：情報の漏洩の防止、情報の改ざんや破壊の防止、情報が常に利用可能な状態を維持すること。





### 3 財政運営の推進

#### 現況と課題

- 新たな行政需要に対応しつつ、長期的に安定した市民サービスを提供するためには、健全な財政を維持していく必要があります。
- 本市ではこれまで、市一丸となって行財政改革に取り組み、財政の健全化に努めてきました。
- 日本経済は緩やかな回復基調にあるとされていますが、本市においては歳入の根幹である市税収入の伸びが見込めない状況にあり、本市の財政は地方交付税など依存財源の増減に大きく影響を受けるのが実情です。このため、様々な取組により、財源の確保を図ることが重要です。
- 歳出においては、高齢化の進展などによる社会保障関係経費の増加や、老朽化した公共施設に対応する経費の増加が見込まれます。
- 将来にわたって健全な財政を維持していくため、引き続き行財政改革に取り組むことが重要です。そして、行財政改革に対する市民の理解と協力を得るために、予算や決算状況など、市の財政状況について分かりやすい情報提供に努めることが必要です。

#### 施策の基本方針

健全な財政を維持していくため、引き続き行財政改革を推進します。また、市税等の歳入の確保に努めるとともに、様々な財源確保策に取り組みます。さらに、公有財産の維持管理について戦略的な方策を検討します。

#### 主要施策

##### 1 行財政改革の推進

- 行財政改革を推進し、今後の行政需要に対応できる財政基盤の構築に努めます。
- 中長期的な視点で本市の将来を考えていただけるよう、市の財政状況について引き続き分かりやすい情報提供に努めます。
- 自律的で持続可能な行財政運営のため、経常収支比率などの財政指標の改善に努めます。

##### 2 財源の確保

- 本計画に位置づけた重点戦略やシティプロモーションの推進により、市の魅力をアピールし、交流人口を増やすことなどにより、税収等の収入の確保に努めます。
- 国の地方創生に関する制度など、補助金、交付金等の財源の確保に努めます。
- ふるさとまちづくり応援寄附金制度を活用し、さらなる自主財源の確保を図ります。

##### 3 公有財産の適正管理及び有効活用

- 施設の将来需要や老朽度の判定、改修時の費用等を総合的に勘案した上で施設の更新、統廃合、長寿命化を図り、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の実現をめざします。
- 公有財産の利用方法を検討するとともに、市の事業または市民の利用頻度が少なく代替がきく場合には、売却、有償貸付等を行うなど、積極的な有効活用及び財源確保に努めます。

#### 分野横断共通施策に関する施策

- 経営資源の重点配分
- 既存経費の見直し
- 行財政改革の推進
- 公共施設等の適正化の検討・推進

共通施策2  
まちを運営する  
トータルマネジメントの推進

#### 協働の取組

- 市の財政状況について、分かりやすい形で市民への情報提供に努めます。

#### 関連する個別計画

- ・藤井寺市行財政改革推進プラン 2016
- ・藤井寺市公共施設等総合管理計画
- ・藤井寺市公共施設保全計画



## 4 広域行政の推進

### 現況と課題

- 地方分権の進展や市民の生活圏の拡大にともない、行政需要も広域化する傾向にあることから、近隣自治体との連携強化が求められています。
- 本市では、消防やごみ処理などにおいて一部事務組合方式により、広域的な対応を図っているほか、防災面においては府内のみならず府外の自治体とも協定を結び、有事に備えた相互の応援体制を整備しています。
- また、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組を大阪府、堺市、羽曳野市とともに推進するなど、関係自治体との密接な連携・協力により、様々な課題への対応を図っています。
- 今後、行政運営の効率化と市民サービスをさらに充実させるためには、市の区域を越えた広がりの中で多様なニーズに対応した行政運営の検討を進める必要があります。
- 友好提携都市等との交流については、民間主導によるさらなる都市間連携を推進するため、活動の活性化が期待されます。

<b>施策の基本方針</b>	市の自主性・自立性を尊重しながら近隣自治体との連携を図ることで、効率的なサービス提供に努めます。また、府内外の自治体との相互の特性を活かした連携の推進や、様々な交流事業の推進などにより、互いの特性を活かし合い、活力あるまちをめざします。
----------------	--

### 主要施策

#### 1 広域連携の推進

- 市民の生活圏が拡大する中で、近隣自治体と連携を図りながら、より高度で効率的な行政サービスの提供に努めます。
- 近隣自治体における共通した行政課題については、広域によるスケールメリットを活かした事務の効率化を図り、市民の多様なニーズに対応したサービス提供に努めます。
- 公共施設マネジメントに取り組むにあたっては、広域での可能性についても検討します。

#### 2 都市間連携の推進

- 奈良県山添村をはじめとする友好提携都市等との間で、様々な市民レベルでの主体的な交流を促します。

### 協働の取組

- 広域的な地域間行事への市民参加を促進することにより、地域間住民の一体化や連帯を高めます。

#### 関連する個別計画

- ・藤井寺市公共施設等総合管理計画

## 5 広報・広聴活動の推進

### 現況と課題

- 地方分権の進展にともない、地域のことは地域で考え、決めるという意識が高まることにより、住民自治の意識が拡大していくことが予想されます。
- そのため、広報・広聴活動を通じて市民と行政の情報を共有することや、広報を通じた市民とのコミュニケーション機能を充実することで行政運営の透明化を確保することが求められます。
- 本市では市政に関する情報を毎月1回全戸配布している広報紙をはじめ、市ホームページ、情報交流ひろば「ふらっと」等を通じて市民に提供しているほか、市ホームページに寄せられた意見への対応など、広報・広聴活動の充実に努めています。
- そのほか、新たな情報伝達の媒体として、SNSのひとつであるフェイスブックを導入し、情報発信機能の強化を図っています。
- 今後も引き続き、必要な情報を多様な手段で迅速に提供し、市民の市政への関心を高め、行政と市民との情報の共有やコミュニケーションを図ることが必要です。
- また、広聴活動については市民の意見や要望について把握するとともに、市政に反映していくことが必要です。
- 庁内で横断的な連携を図り、戦略的な広報・広聴活動を推進していくことが重要になることから、職員一人ひとりの広報・広聴への意識を高めることが必要です。

<b>施策の基本方針</b>	多様な情報発信手段を利用し、市民とのコミュニケーションや本市の魅力の発信手段として広報活動を展開するとともに、市民意識や動向を的確に把握するためのきめ細かな広聴活動の充実に努めます。
----------------	---

### 主要施策

#### 1 広報・広聴活動の充実

- 様々な媒体や手段による情報の収集・提供に努め、より親しみを持ち、分かりやすく迅速に情報提供が行えるよう、広報紙等のさらなる内容の充実に努めます。
- ホームページ・SNS等を活用して、分かりやすく積極的に市政情報を発信します。また、市内のまちづくり等の情報を報道機関に積極的に提供し、報道として伝達されるパブリシティ活動を進めます。
- 市民が本市への愛着や誇りを持つことができるとともに、市外に対して本市の認知度の向上を図るため、市内外の関心を惹きつける広報活動に取り組みます。
- より多くの市民意見を把握し、市政に反映するため、市民から意見等が寄せられるのを待つ受動的な広聴活動だけでなく、タウンミーティング、アンケート調査、パブリックコメントなどの能動的な広聴活動や、市民公募委員の募集などを積極的に実施します。

#### 2 職員の広報・広聴力の向上

- 広報・広聴の必要性・重要性についての認識を深めるための研修や、媒体の効果的な活用、資料の作成方法等についての研修を実施し、職員の広報・広聴力の向上を図ります。
- 市政運営方針や重点事業、新規事業、市政の課題などについて、職員全体で情報共有を図ります。





### 分野横断共通施策に関する施策

○ICTを活用した多様な市政情報の発信と共有

共通施策3  
まちの魅力づくり・情報発信

### 協働の取組

○市民からの様々な意見や要望をまちづくりに活かすことができるよう、情報提供の充実に努めます。



藤井寺市観光サイト 藤井寺・道明寺物語

## 6 シティプロモーションの推進

### 現況と課題

- 今後の人口減少や高齢化を背景として、消費市場規模の縮小や人材不足などによる将来の地域の経済力、活力低下が懸念されています。
- 市と地域の活力を維持し、持続的な発展により市民の愛着と誇りを醸成するとともに、国内外の多くの人に「選ばれるまち」であることが重要となります。
- 本市は、大阪府内で最も面積が小さい市であるものの、良好な住宅環境、大阪都心部への交通の利便性の良さなど、都市機能の充実した暮らしやすいまちです。
- また、数多くの歴史文化資産が存在しており、百舌鳥・古市古墳群においては世界文化遺産登録に向けた取組を進めているなど、固有の魅力・資源があります。
- これらは本市にとって大変貴重な財産であり、誇るべき「藤井寺文化」として積極的に発信し、本市の都市イメージの定着や向上に活用していくことが求められます。
- 今後は、今ある魅力・資源を大切にしつつ、「藤井寺の良さ」、「藤井寺ならではの」を改めて発掘し直し、「藤井寺らしさ」をさらに磨きあげ、活用することで市全体の魅力を底上げし、多くの人から興味・関心が持たれる魅力あふれるまちづくりを進める必要があります。
- あわせて、市内外に向けた戦略的・継続的な情報発信により、都市としてのブランド力を強化するとともに、市民一人ひとりの愛着や誇りを育むことが必要です。

### 施策の基本方針

本市の魅力・資源を活かすとともに、新たな価値を発掘・創出し、藤井寺の都市ブランドの向上を図ります。また、本市の魅力を行政と市民が協力しながら市内外に戦略的・継続的に発信することで、交流人口及び定住人口の拡大を図ります。

### 主要施策

#### 1 「藤井寺ブランド」の確立

- シティプロモーション戦略を策定し藤井寺市のイメージを明確化させるとともに、歴史・文化、都市環境、各種祭りやイベントなどの地域資源や魅力を発掘・創出し、それらを磨き上げながら市内外に発信します。
- 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録をめざした取組にあわせて様々なプロモーション活動を展開します。

#### 2 都市イメージ・認知度の向上

- 行政、市民、事業者、大学、マスコミ等の連携により、本市の魅力の創造、多彩なプロモーション活動に取り組み、藤井寺市のイメージ・認知度の向上を図ります。
- 住環境、交通の利便性、子育て・教育環境など、本市ならではの魅力についてICT等を活用して積極的に発信し、都市イメージの向上を図ります。

#### 3 愛着・誇りの醸成

- 市民への情報発信の強化やワークショップ<sup>※</sup>等を通じて、まちの価値を再発見する機会を創出し、まちへの愛着や誇りを醸成することにより、市民主体の取組を促進し、プロモーション活動につなげます。

※ワークショップ：色々な立場の人がアイデアを出し合い、課題の設定、提案の作成、実現のための仕組みの検討など、共同で学び合意形成をはかるための集まり。



### 分野横断共通施策に関する施策

- 「藤井寺市シティプロモーション戦略」の策定及びプロモーション活動の展開
- プッシュ型情報発信等、ICTを活用した情報発信の推進
- 民間、大学とのコラボレーションやフィルムコミッションへの参画などマスメディアの活用
- ターゲットを想定したイメージ戦略の推進
- 地域等主体による活性化事業への支援
- 南河内地域における魅力アップに向けた連携
- 世界文化遺産、古墳、歴史文化などをテーマにした全国自治体との連携
- 友好提携都市等との連携

**共通施策3**  
**まちの魅力づくり・情報発信**

### 協働の取組

- 地域資源を活かした魅力の創出や市内外へのプロモーション活動において市民や事業者との連携を推進します。



シティプロモーションの推進



# 卷末資料

はじめに

基本構想

重点プラン

基本計画

1

2

3

4

5

6

7

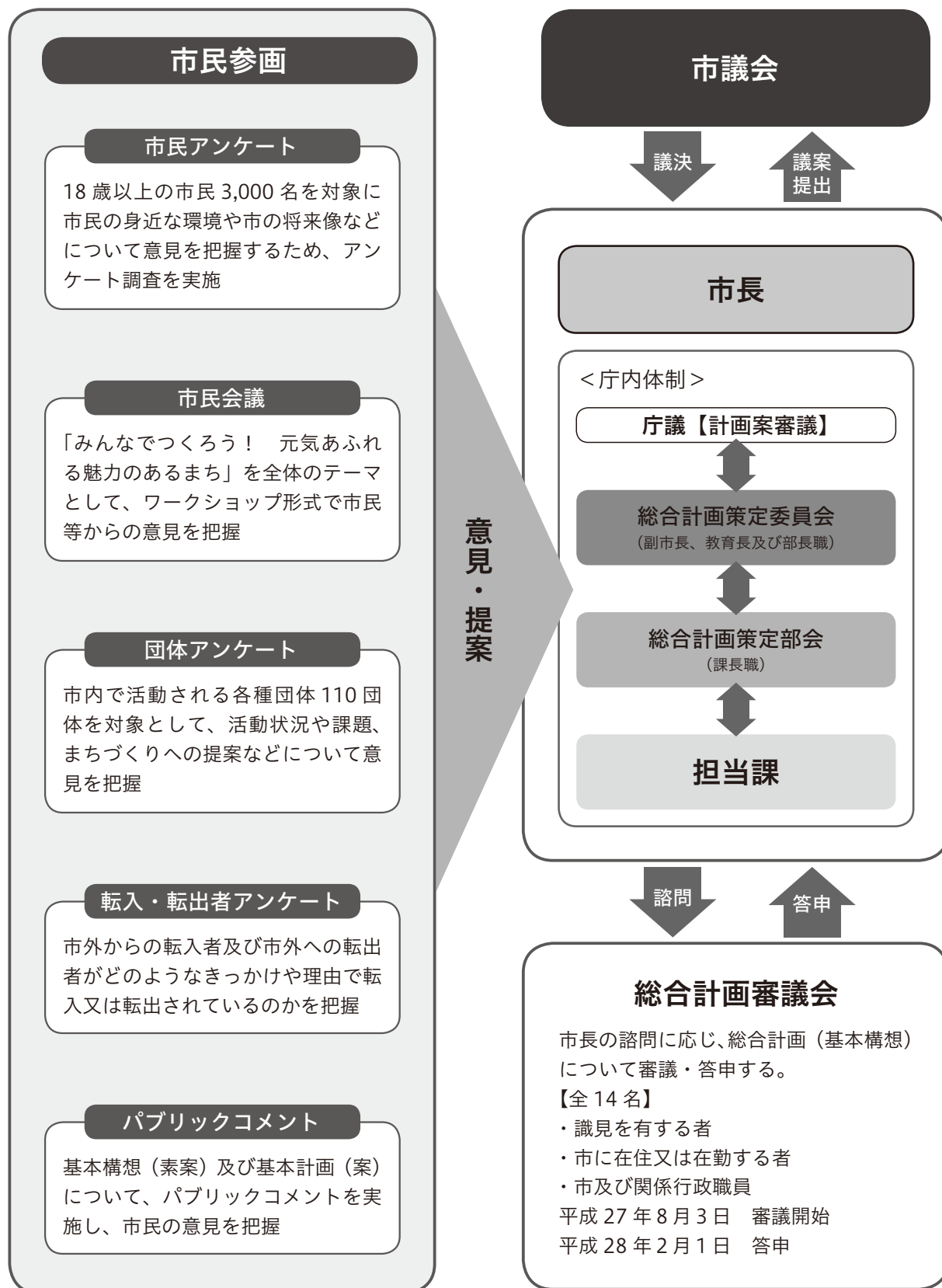
8

9

卷末資料



# 1 総合計画策定体制図



# 2 総合計画策定の主な経過

年	月 日	内 容	備 考
26	9月1日～10月15日	市民アンケート調査の実施	18歳以上の市民3,000名
	11月29日	第1回市民会議	2グループに分かれて藤井寺市の強みと弱みの検討
	12月13日	第2回市民会議	2グループに分かれて藤井寺市の将来像の検討
27	1月10日	第3回市民会議	2グループに分かれて将来像を実現するための方策の検討
	2月2日	第1回総合計画策定委員会	総合計画策定方針（案）の検討
	2月5日	2月庁議	総合計画策定方針の決定
	2月6日	第1回総合計画策定部会	第四次総合計画の評価・検証方法の説明
	2月9日～2月27日	策定部会へ依頼	第四次総合計画の評価・検証
	4月1日～4月20日	総合計画審議会公募委員の募集	
	5月23日～6月19日	団体アンケート調査の実施	活動状況、藤井寺市のまちづくりについて
	6月1日	総合計画審議会公募委員選考委員会	
	7月7日	審議会学識委員との協議	計画策定の基本的な方向性、進捗状況、審議会の運営方法について 【市出席者】市長、副市長
	8月3日	第1回藤井寺市総合計画審議会	役員選出、基本構想の諮問、藤井寺市の現状と課題説明 等
	9月4日	第2回藤井寺市総合計画審議会	重点課題の整理とリーディングプロジェクトの検討
	9月8日～12月4日	転入・転出者アンケート調査の実施	転出入及び居住地を決められた理由等について
	10月5日	審議会会長・副会長との協議	総合計画の基本理念、基本方針の方向性について 【市出席者】市長、副市長
	10月6日	第3回藤井寺市総合計画審議会	将来人口推計と目標人口、施策の基本的な方向性の検討
11月4日	審議会学識委員との意見交換	審議会からの意見を踏まえ取り組むべき施策の方向性について 【市出席者】副市長、教育長、担当部長・理事	



年	月 日	内 容	備 考
27	11月16日	第4回藤井寺市総合計画審議会	基本構想（骨子案）の検討
	12月11日～12月18日	策定部会へ意見照会	基本構想（素案）について
	12月16日	第5回藤井寺市総合計画審議会	基本構想（素案）の検討
	12月28日	第6回藤井寺市総合計画審議会	基本構想（素案）の検討
28	1月6日～1月22日	パブリックコメントの実施	基本構想（素案）について
	1月7日～1月20日	策定委員会へ意見照会	基本構想（素案）について
	1月13日～1月22日	策定部会へ意見照会	基本計画（起草案）について
	1月14日～1月22日	策定部会へ意見照会	基本計画（起草案）施策体系課別一覧表について
	1月20日～1月26日	策定部会へ意見照会	基本計画（起草案）分野横断共通施策について
	2月1日	第7回藤井寺市総合計画審議会	パブリックコメントの結果、基本構想の答申
	2月8日	総務建設常任委員会協議会	基本構想（答申）の報告
	2月9日	第2回総合計画策定委員会	基本構想（案）の検討
	3月10日	総務建設常任委員会協議会	基本構想の審議
	3月25日	3月定例会市議会	基本構想を議決
	4月15日～4月28日	策定部会へ意見照会	基本計画（素案）について
	5月17日	第3回総合計画策定委員会	基本計画（素案）の検討
	5月17日～5月20日	策定委員会・策定部会へ意見照会	基本計画（素案）について
	5月24日～6月7日	パブリックコメントの実施	基本計画（案）について
6月14日	6月庁議	基本計画の決定	
6月24日	総務建設常任委員会協議会	基本計画の報告	

### 3 総合計画審議会

#### (1) 藤井寺市総合計画策定条例

平成 27 年 3 月 30 日  
条例第 2 号

（趣旨）

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を行うための基本的な指針である藤井寺市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画で構成する計画をいう。
- (2) 基本構想 本市のめざすべき将来像並びにその基本的な理念及び方向を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策の方向及び体系を示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に掲げる施策を実現するための個別の事業を示す計画をいう。

（総合計画審議会）

第3条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、藤井寺市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想の策定及び変更について調査審議し、及び答申する。

（審議会への諮問）

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

（議会の議決）

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、前条に規定する手続を経た上で、議会の議決を経なければならない。

（基本計画及び実施計画の策定）

第6条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

（総合計画との整合性の確保）

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## (2) 藤井寺市総合計画審議会規則

昭和 44 年 6 月 14 日  
規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、藤井寺市総合計画策定条例（平成 27 年藤井寺市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、藤井寺市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例第 3 条第 2 項に掲げる当該担当事務について、調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 22 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市に在住又は在勤する者
- (3) 市及び関係行政職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員)

第 7 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

- 2 特別委員は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(専門部会)

第 8 条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員及び特別委員で組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、政策企画部政策推進課において行う。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 11 月 24 日規則第 22 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 31 日規則第 23 号）

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 10 月 19 日規則第 22 号）

この規則は、昭和 56 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日規則第 7 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日規則第 6 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 7 月 7 日規則第 18 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 4 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 6 月 26 日規則第 18 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 3 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日規則第 3 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の藤井寺市総合計画審議会規則（以下「旧規則」という。）第 3 条第 2 項第 1 号の委員である者の任期は、旧規則第 4 条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に満了する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 25 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 27 年 4 月 1 日規則第 21 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 70 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。



### (3) 藤井寺市総合計画審議会委員名簿

氏名	所属等	備考
加藤 司	大阪市立大学大学院経営学研究科教授	会長
大西 慶一	大阪女子短期大学学長	副会長
来村 多加史	阪南大学国際観光学部国際観光学科教授	
都村 尚子	関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科教授	
井関 功	藤井寺市商工会会長	
植田 純一	藤井寺市社会福祉協議会会長	
上田 泰二郎	公募市民	
上田 裕彦	藤井寺市区長会会長	
植村 智子	公募市民	
岡田 一樹	藤井寺駅周辺まちづくり協議会会長	
糀谷 終一	公募市民	
篠田 朋宏	道明寺まちづくり協議会事務局長	
西村 剛人	まなリンク協議会会長	
花崎 由貴子	公募市民	

※所属等は委嘱時現在

### (4) 諮問書及び答申書

藤井寺市総合計画審議会  
会長 加藤 司 様

藤総政第 92 号  
平成 27 年 8 月 3 日

藤井寺市長 國下 和男

第五次藤井寺市総合計画の策定について（諮問）

第五次藤井寺市総合計画を策定するにあたり、藤井寺市総合計画審議会規則第 2 条に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成 28 年 2 月 1 日

藤井寺市長 國下 和男 様

藤井寺市総合計画審議会  
会長 加藤 司

第五次藤井寺市総合計画 基本構想について（答申）

平成 27 年 8 月 3 日付藤総政第 92 号で諮問を受けました標記につきまして、別添のとおり答申いたします。

答申にあたり

今回、審議会では、社会経済状況や現状分析等から、今後のまちづくりにおける課題を整理し、基本構想の策定を進めてきました。特に、人口減少、少子化、高齢化による様々な悪影響が生じている中で、まちを、人を元気にするためには、これらの課題を如何に克服するか、そして、計画の実現性を高める方法はないかという点で議論を重ね、選択と集中とマネジメントという考えを導き出しました。

選択と集中では、子育て、にぎわい、そして高齢者の3分野を重点戦略分野に位置付けることとし、マネジメントでは、重点戦略をはじめ全政策を進めるにあたっての推進力に協働、行財政運営、そして魅力創出・発信を分野横断共通施策に位置付けることとしました。

行政サービスは、市民生活のあらゆる分野を担っております。しかし、右肩上がりの経済成長や人口増加などの前提条件が崩れた現状では、従前のようなやり方でサービスを維持することは困難です。今回は、重点戦略と分野横断共通施策を前面に押し出すことによって、現状の打開を図ろうとしました。

藤井寺市には、歴史・文化的資源のみならず、まちを支える豊かな人的資源があります。この人的資源を活かしつつ、行政と市民が協働することにより、藤井寺市が未来も、元気で、魅力あるまちであり続けることを強く望んでおります。今後の政策展開にあたり、下記を付帯意見と添え、答申とします。

記

1. 将来像「つどい つながり 育つまち ふじいでら」の実現に向けて、スピード感を持って着実に実行性のある計画の推進に努めること。
2. 少子化・高齢化や人口減少に立ち向かうため、子育て支援や保健・医療・介護・福祉の充実を図り、若者が地域に定着できる魅力あるまちづくりに取り組むこと。
3. もともと市民活動が活発な藤井寺市のポテンシャルを最大限に活かすための場を持ち、市民協働を推進する体制づくりに取り組むこと。
4. 厳しい財政状況にあっても、まちの賑わいを増進し、税収を増やすとともに、「選択と集中」により実行性のある施策を展開するため、具体的な目標を設定して成果を点検し、計画の内容の進行管理を適切に行うよう努めること。

## 4 市民会議の概要

### (1) 市民会議の目的

第五次藤井寺市総合計画策定における基礎資料とするため、「みんなでつくろう！ 元気あふれる魅力のあるまち」を全体テーマとして、「藤井寺市の強みと弱み」「藤井寺市の将来像」「将来像を実現するための方策」などについて市民等からご意見をいただきました。

### (2) 市民会議プログラム等

#### ■グループ編成

市民会議の実施にあたっては、協議事項の具体性の確保や円滑な会議運営に向けて、「ささえあいグループ」と「にぎわいグループ」の2グループに分かれて検討を行いました。

グループ名	グループテーマ
ささえあいグループ	藤井寺市の生活環境や子育て、教育、高齢者福祉、地域福祉等について
にぎわいグループ	藤井寺市の産業や観光、生活面での楽しみやにぎわいについて

#### ■検討テーマ

市民会議は全3回開催し、それぞれの検討テーマは以下のとおりです。

回数、日程、参加者数	検討テーマ
第1回 平成26年11月29日(土) (16名)	「まちの今を見つめよう!!」 藤井寺市で暮らしている中で感じているまちの「強み=魅力」、「弱み=課題」について検討する。
第2回 平成26年12月13日(土) (14名)	「まちの今を見つめ、将来像を描こう!!」 藤井寺市のまちづくりに活かすべき「強み=魅力」と、改善すべき「弱み=課題」を踏まえ、これからのまちの将来像について検討する。
第3回 平成27年1月10日(土) (13名)	「魅力と課題に対して、具体的に何をできるか考えよう!!」 藤井寺市の魅力を活かし、課題を解決するための方策について検討する。役割分担にて検討する。(市民、関係機関・団体、行政、協働など)

## 5 市民アンケート調査結果の概要

### (1) 調査の概要

#### 1 調査の目的

第五次藤井寺市総合計画の策定にあたり、市民の身近な環境や市の将来像などについて意見を把握し、これからのまちづくりの方向を定めるための基礎資料として活用することを目的としています。

#### 2 調査項目

- ・藤井寺市に対して感じていることについて
- ・これからのまちづくりについて
- ・基本的属性
- ・まちづくりについて
- ・その他

#### 3 調査対象者

市内在住の18歳以上の3,000名（住民基本台帳から無作為抽出）

#### 4 調査期間

平成26年9月1日～10月15日

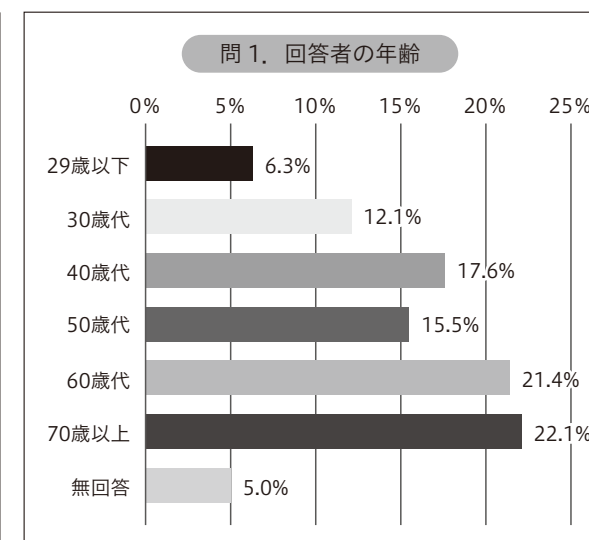
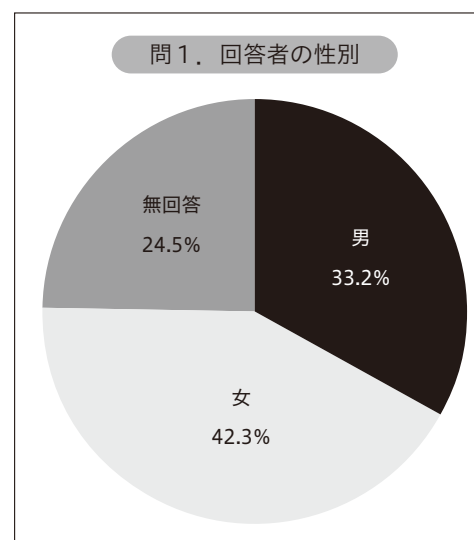
#### 5 調査方法

郵送配布・郵送回収調査法

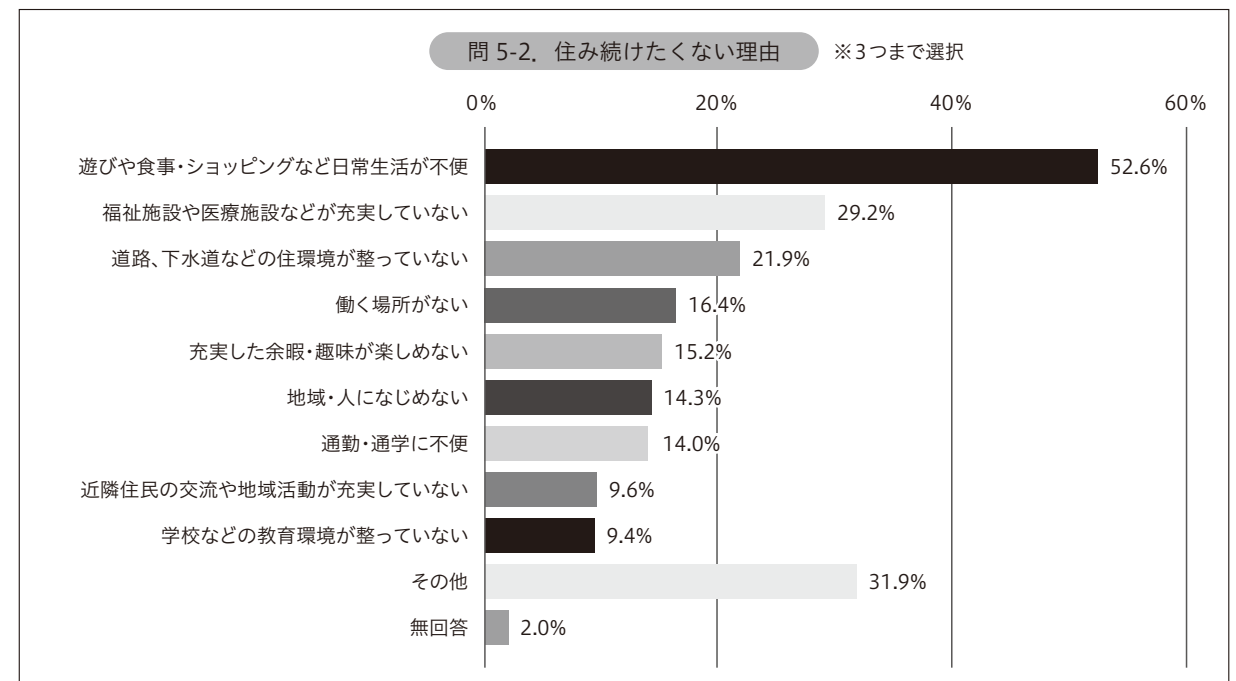
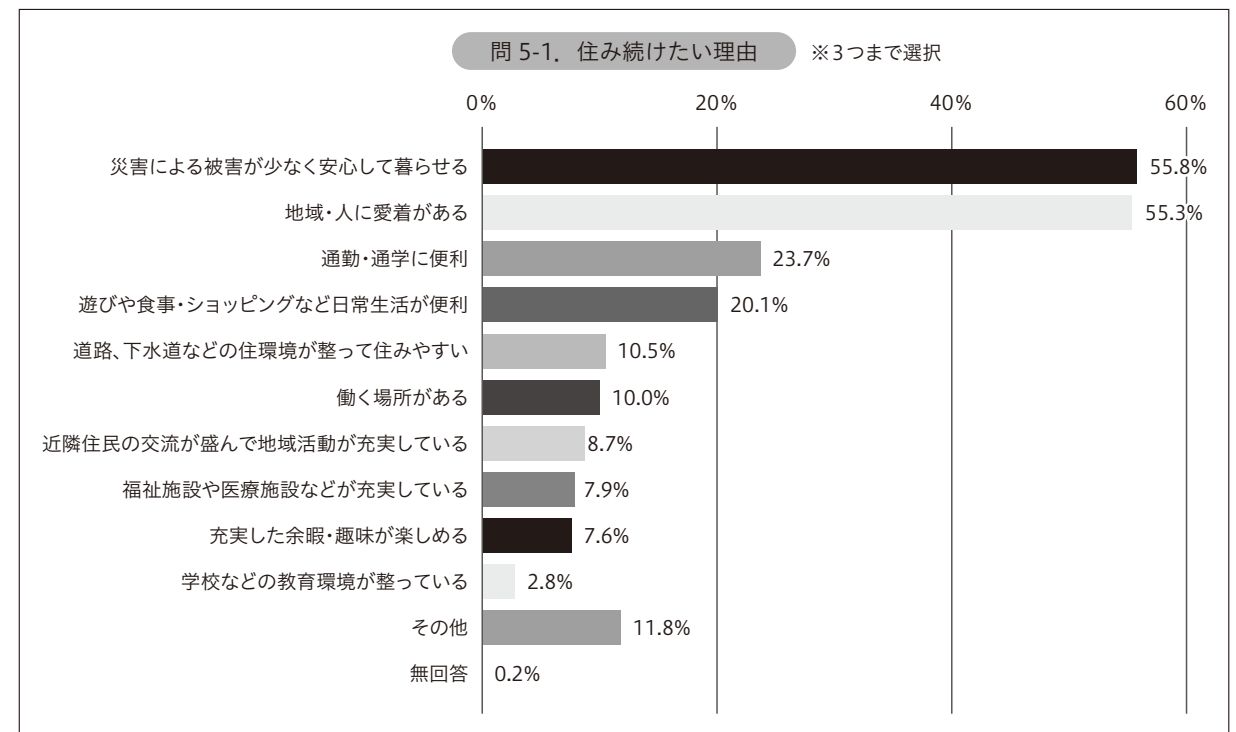
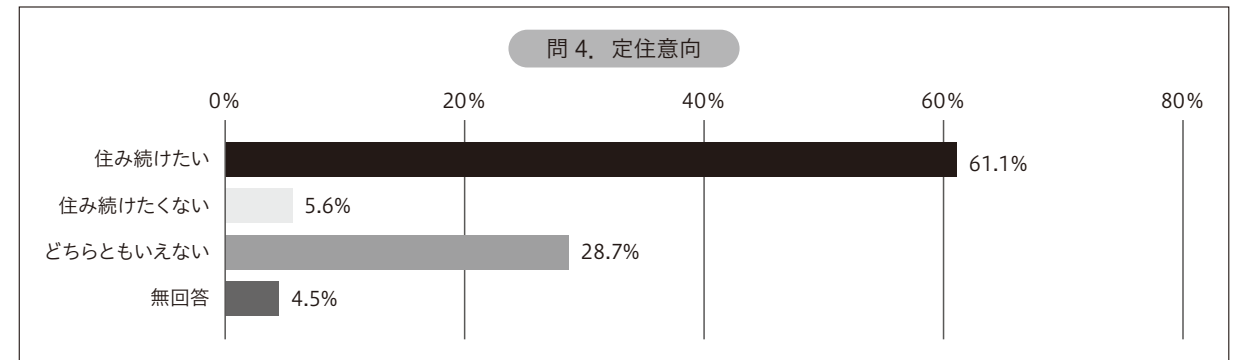
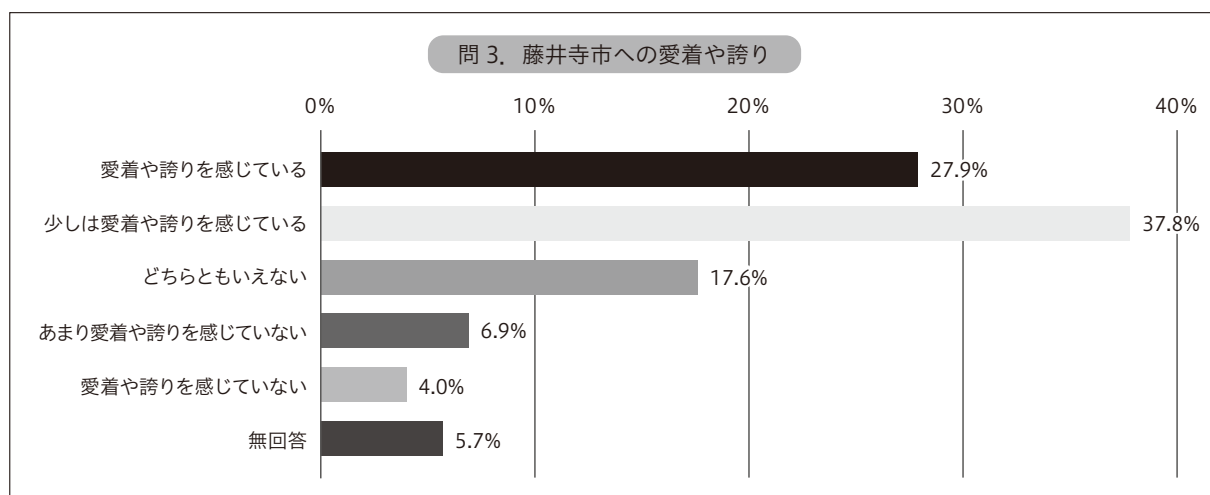
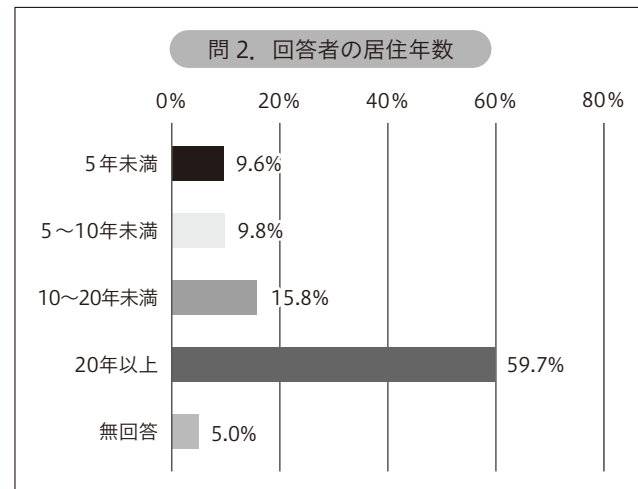
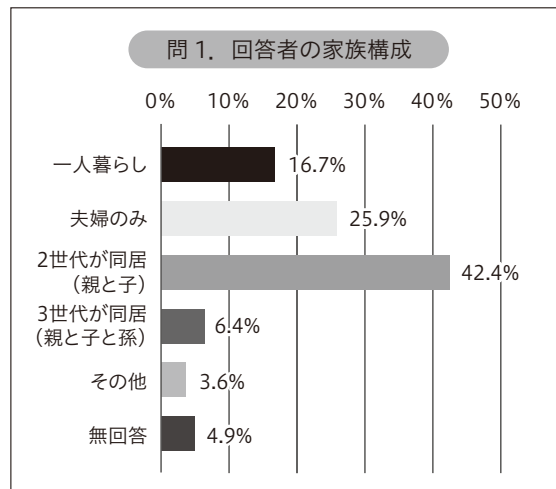
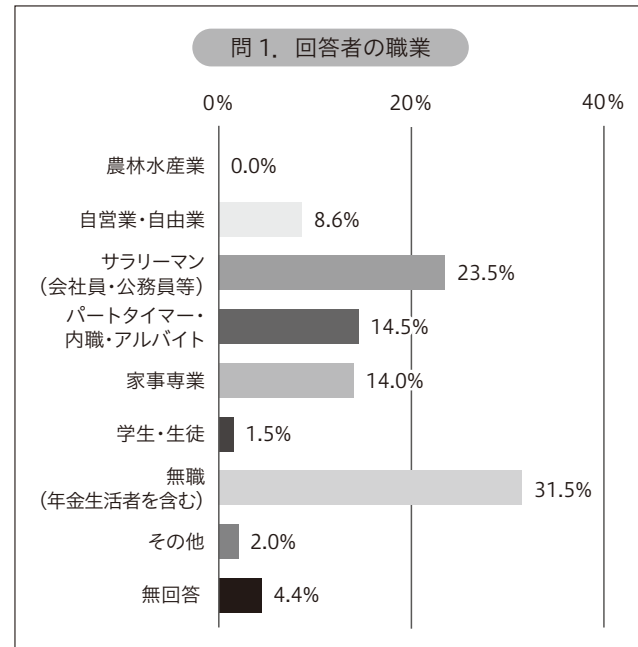
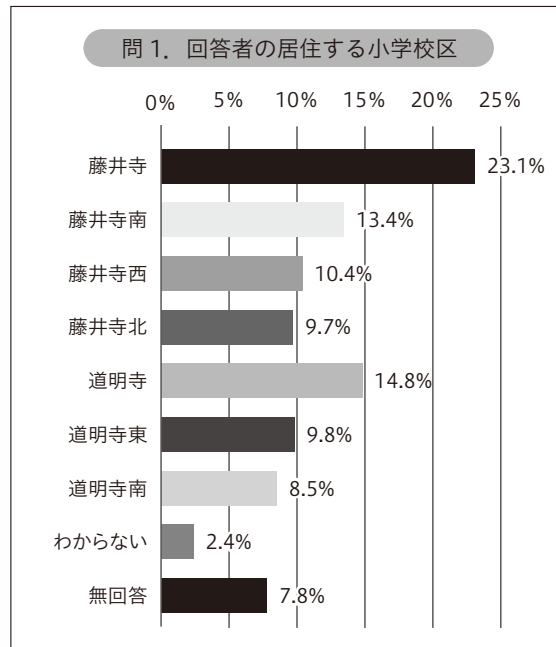
#### 6 回収結果

- a. 発送数 3,000件
- b. 有効回収数 995件
- c. 回収率 33.2% (b/a)

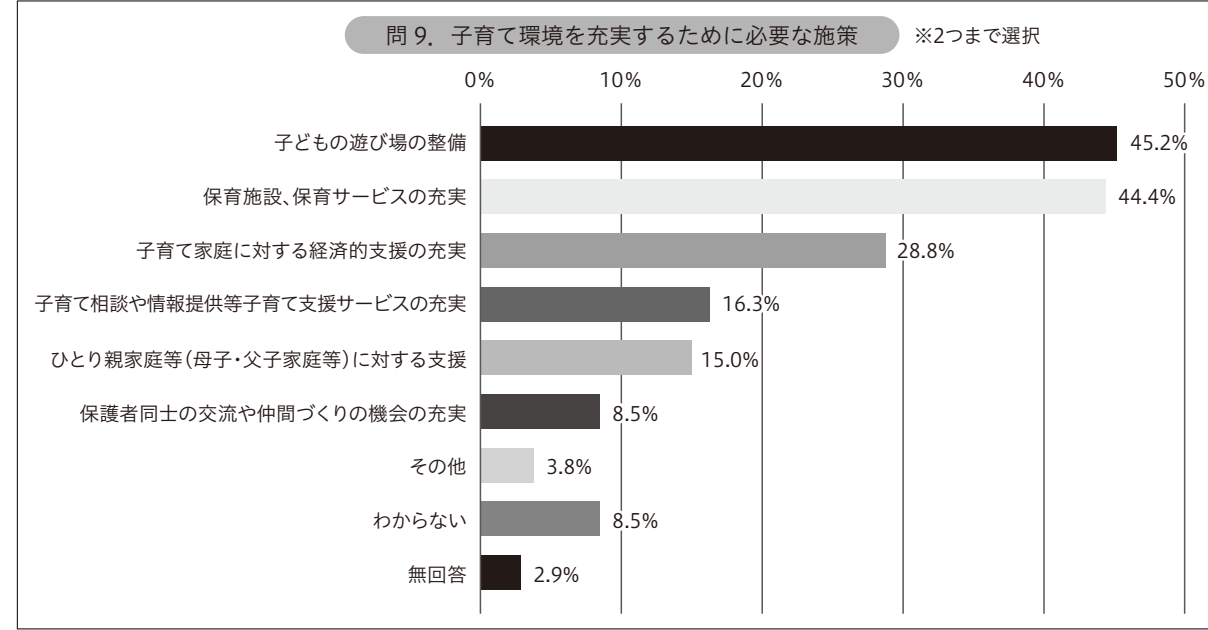
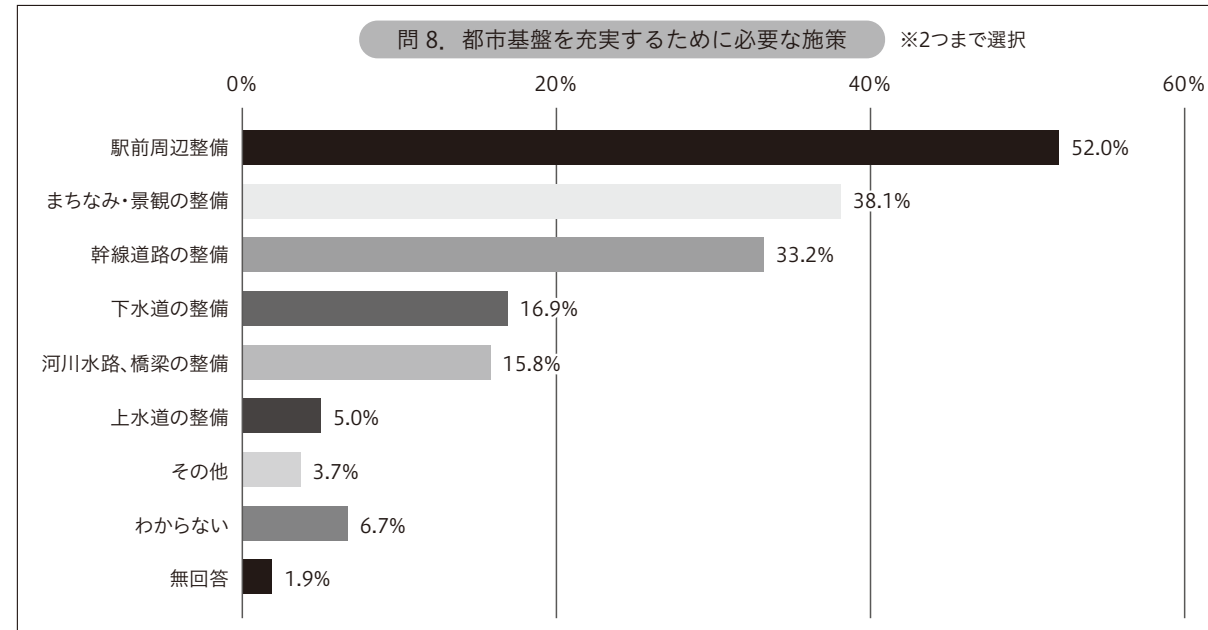
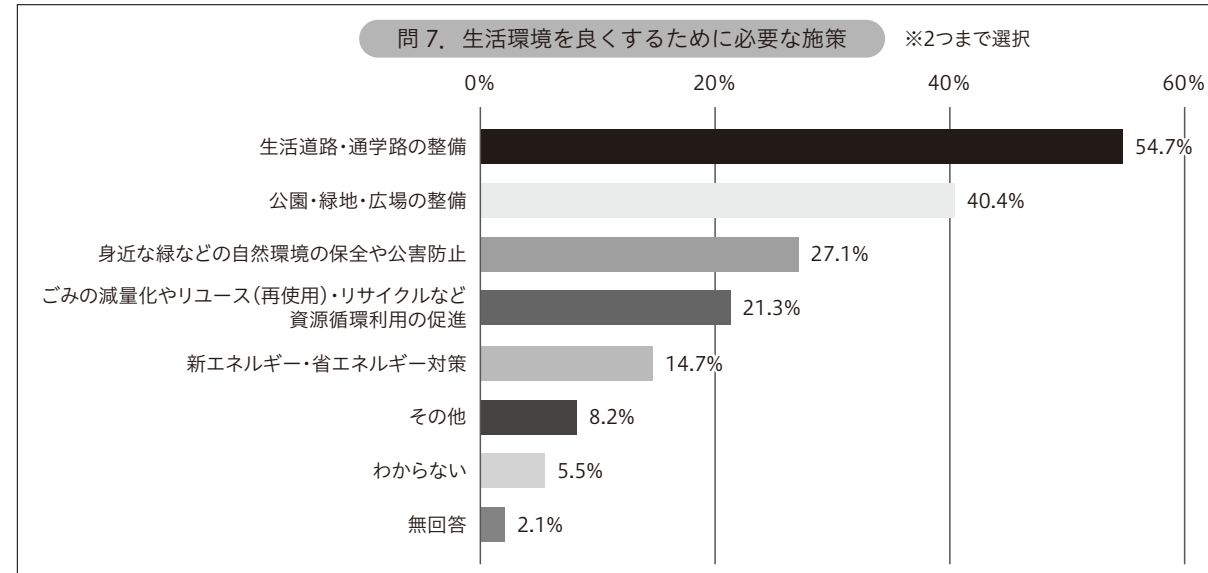
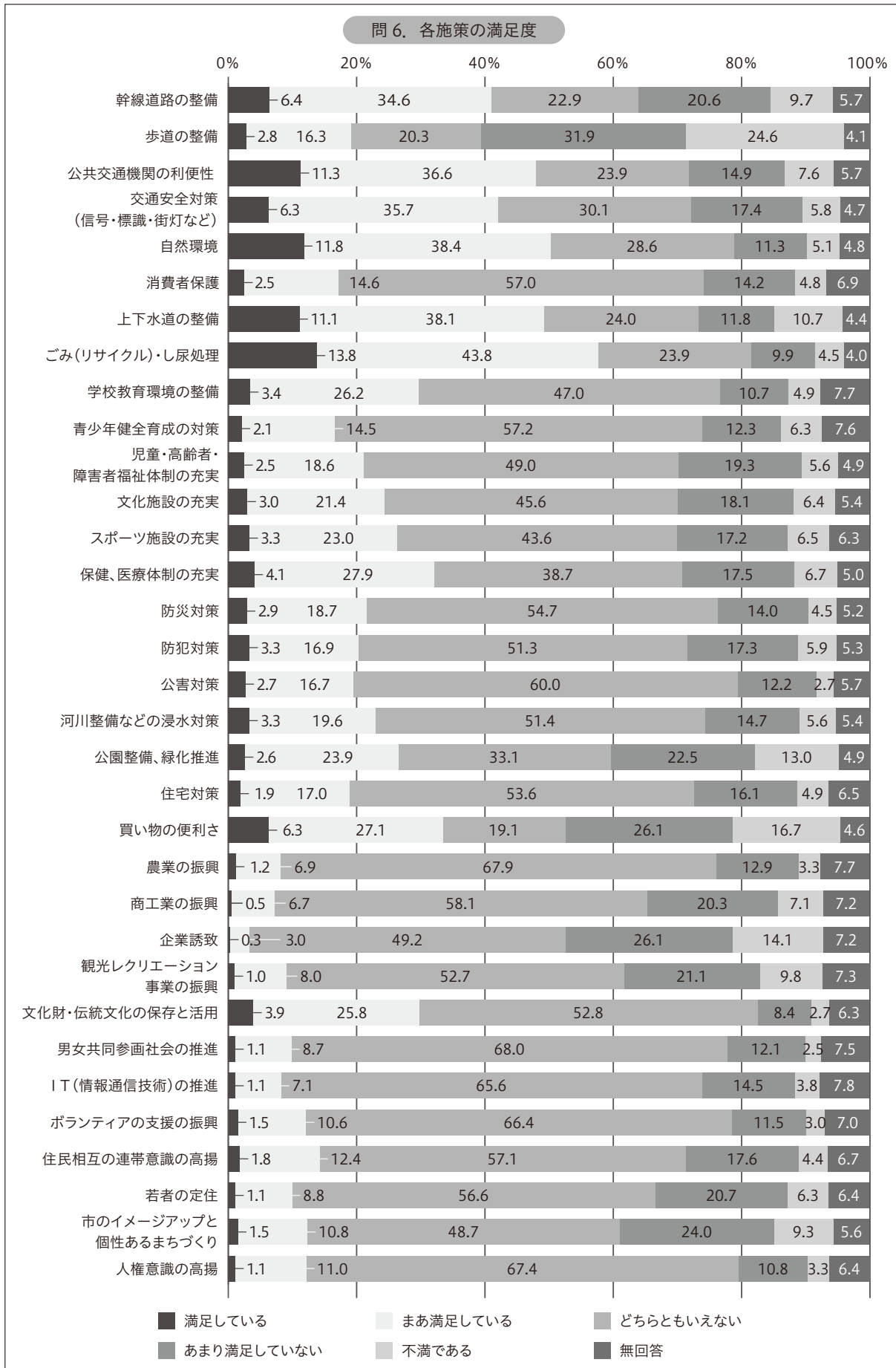
### (2) 調査結果





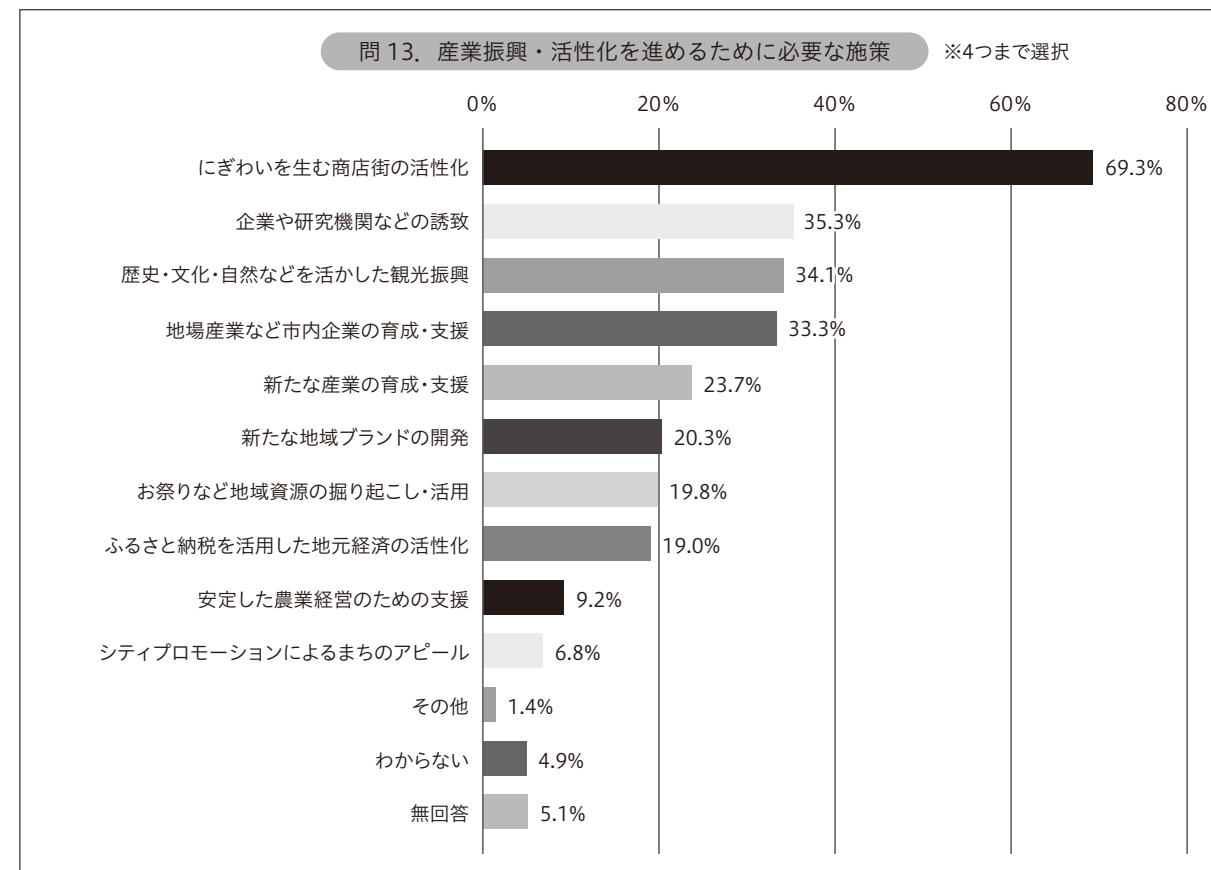
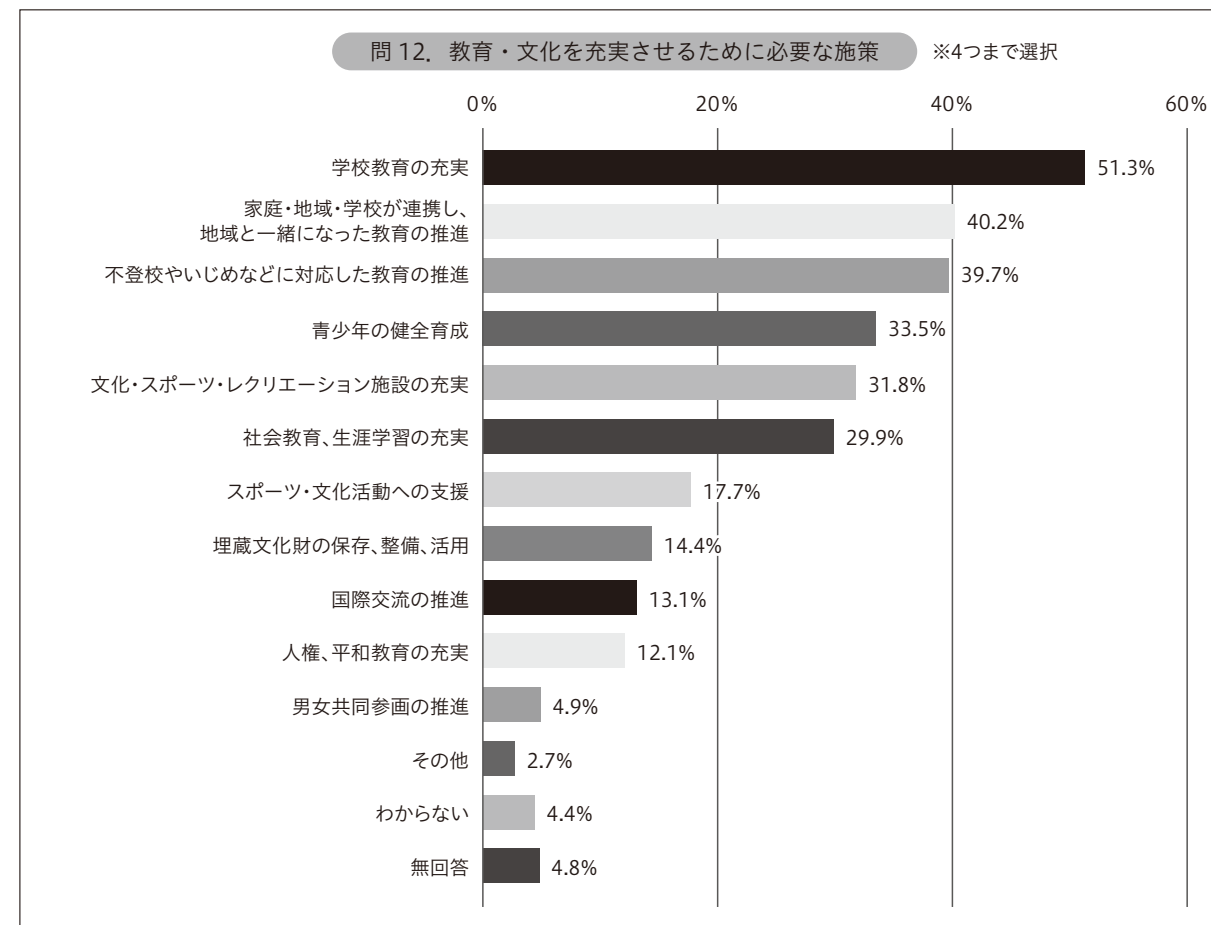
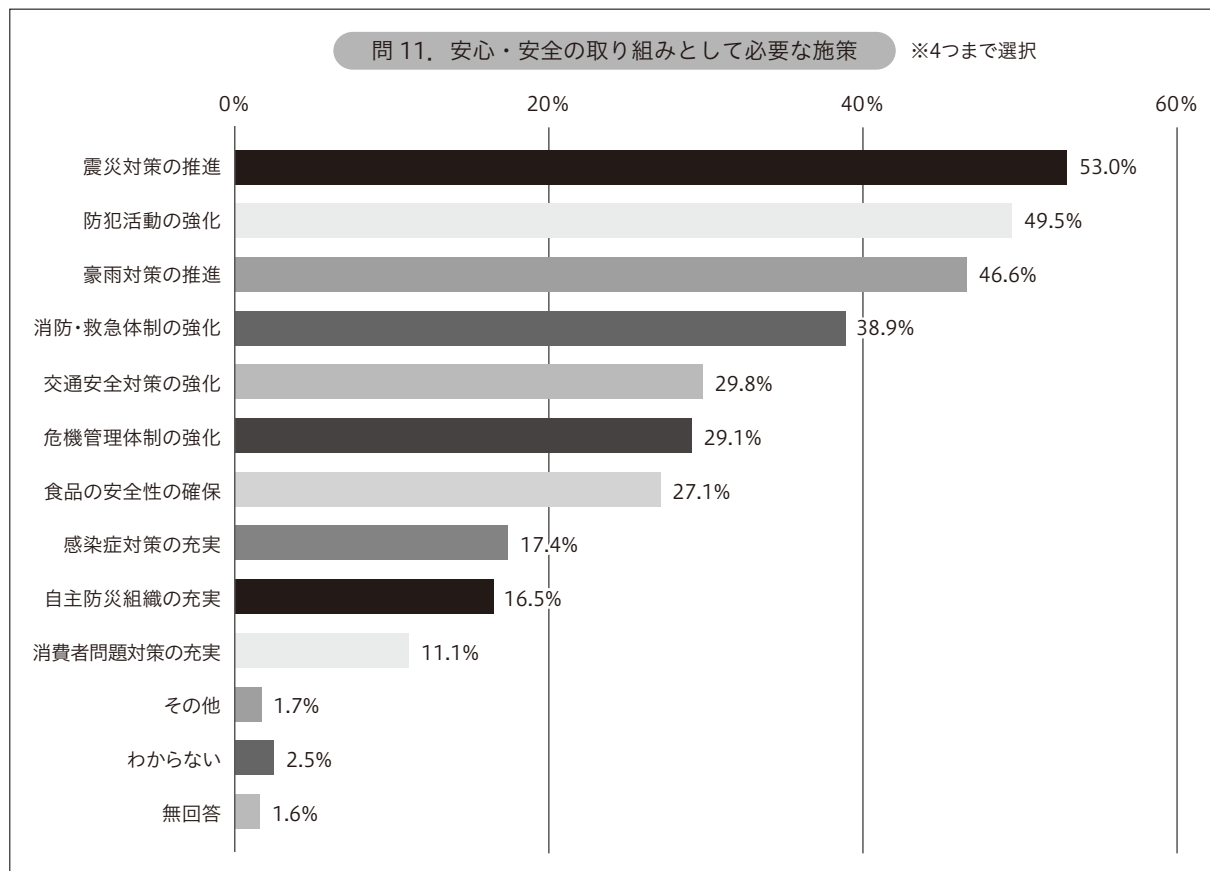
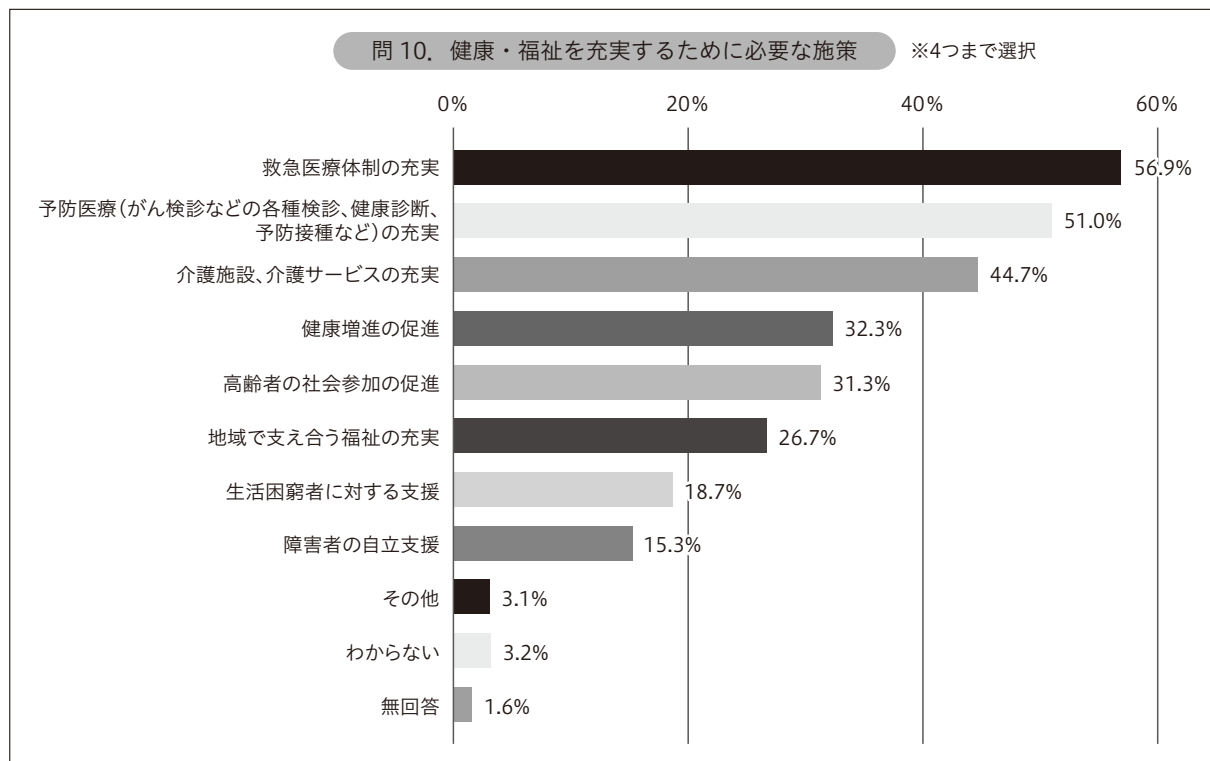


5 市民アンケート調査結果の概要

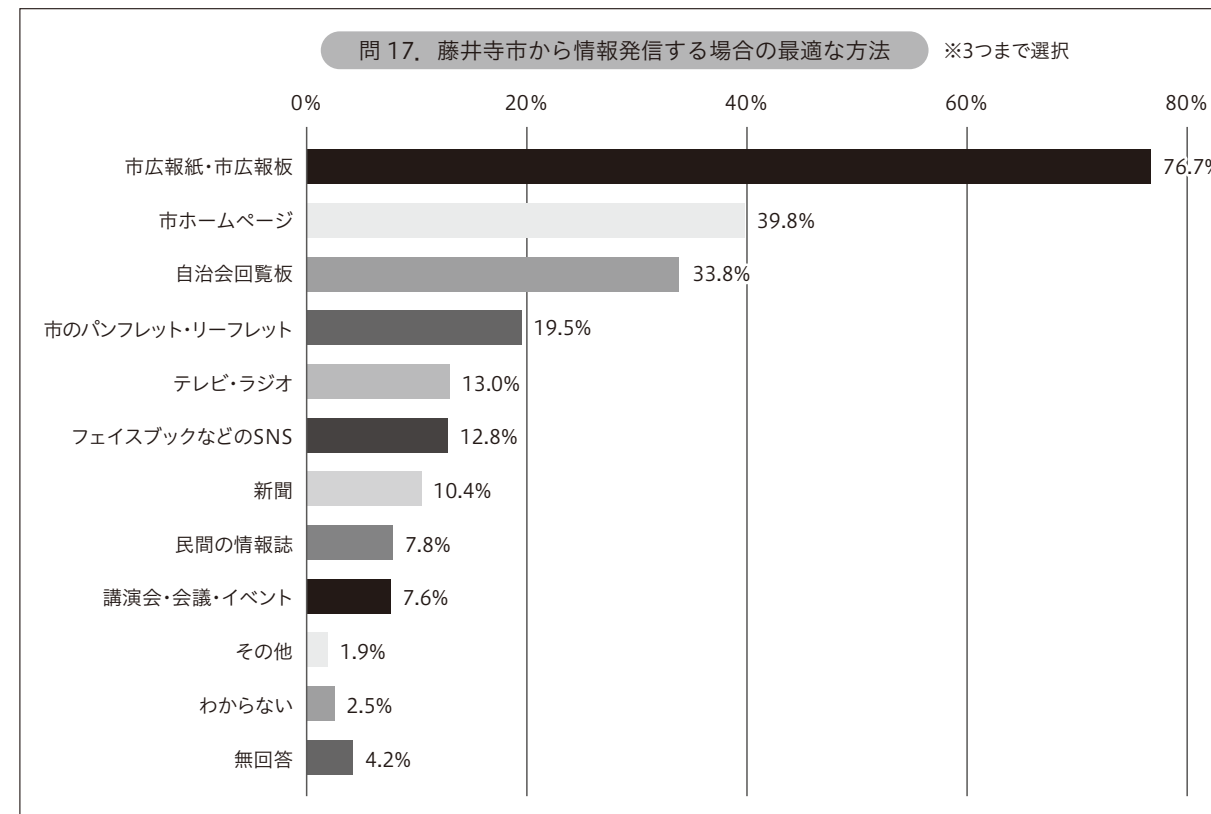
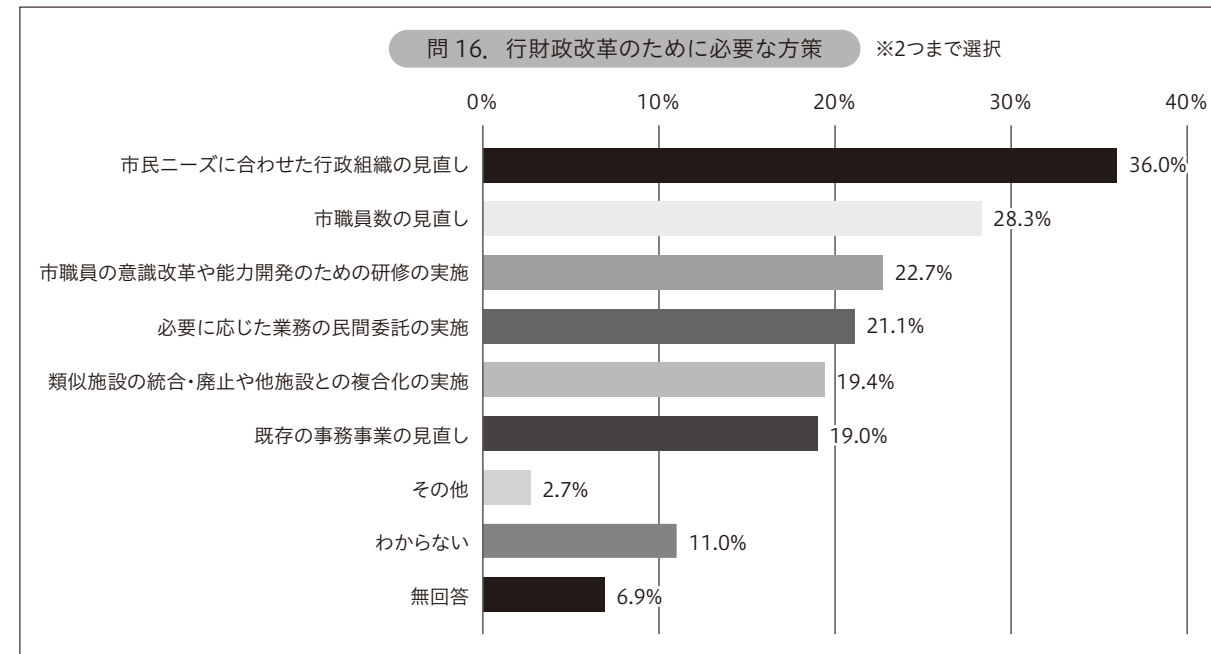
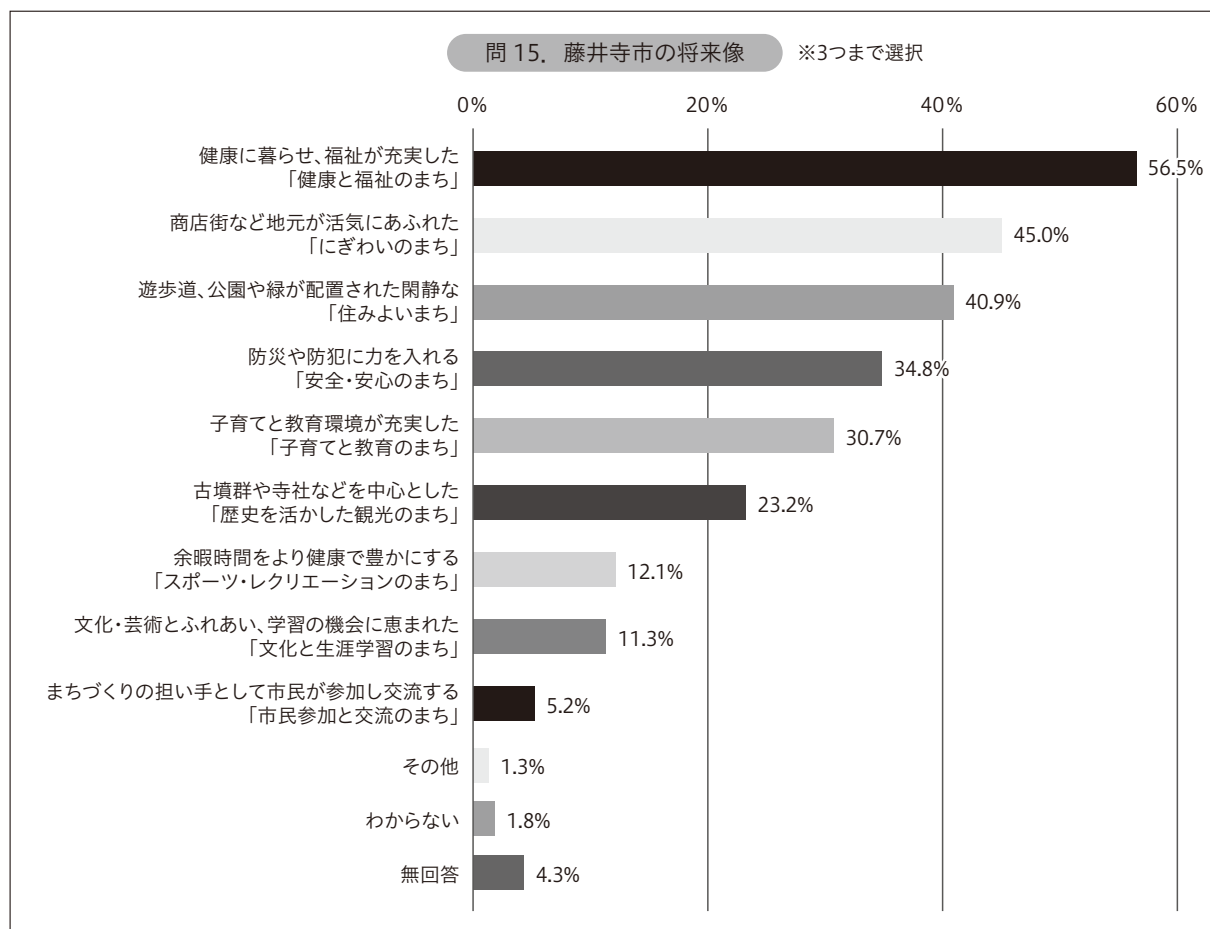
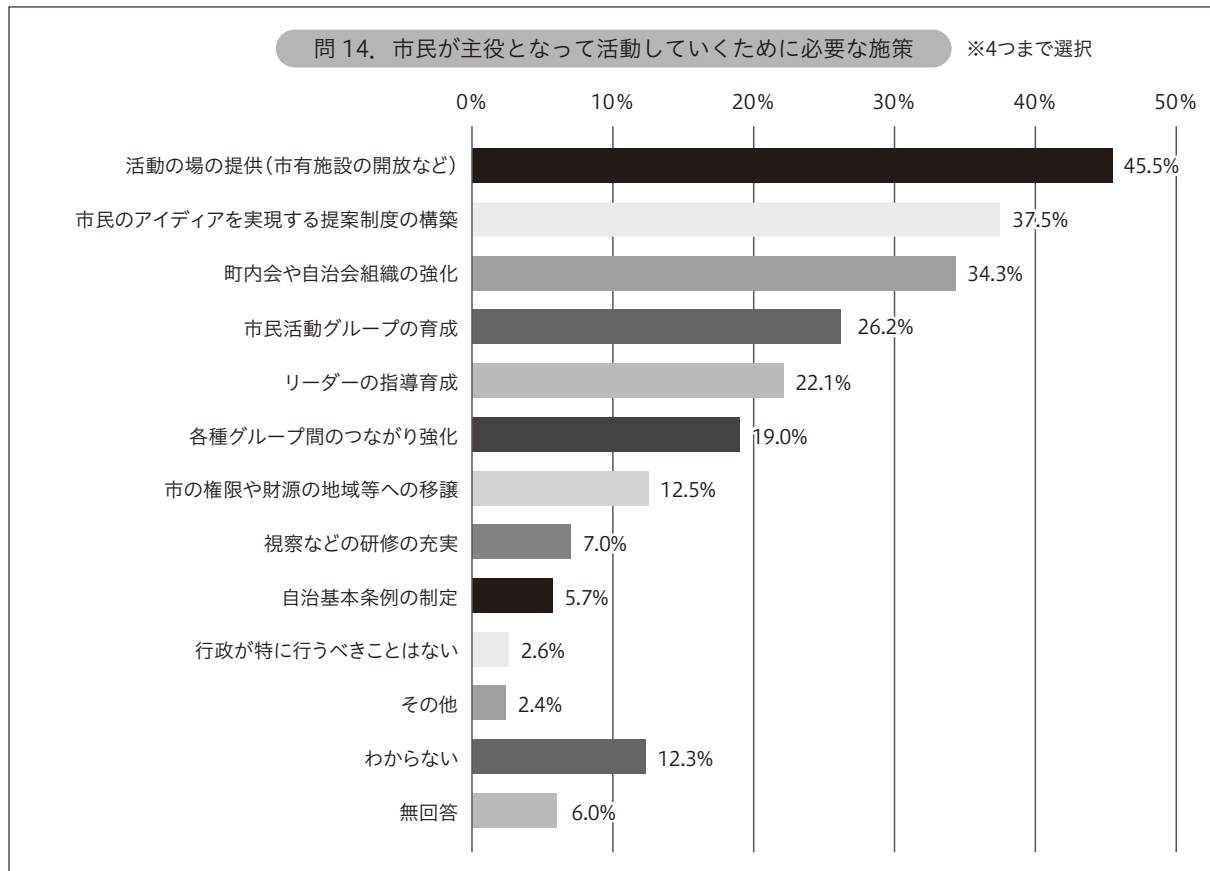




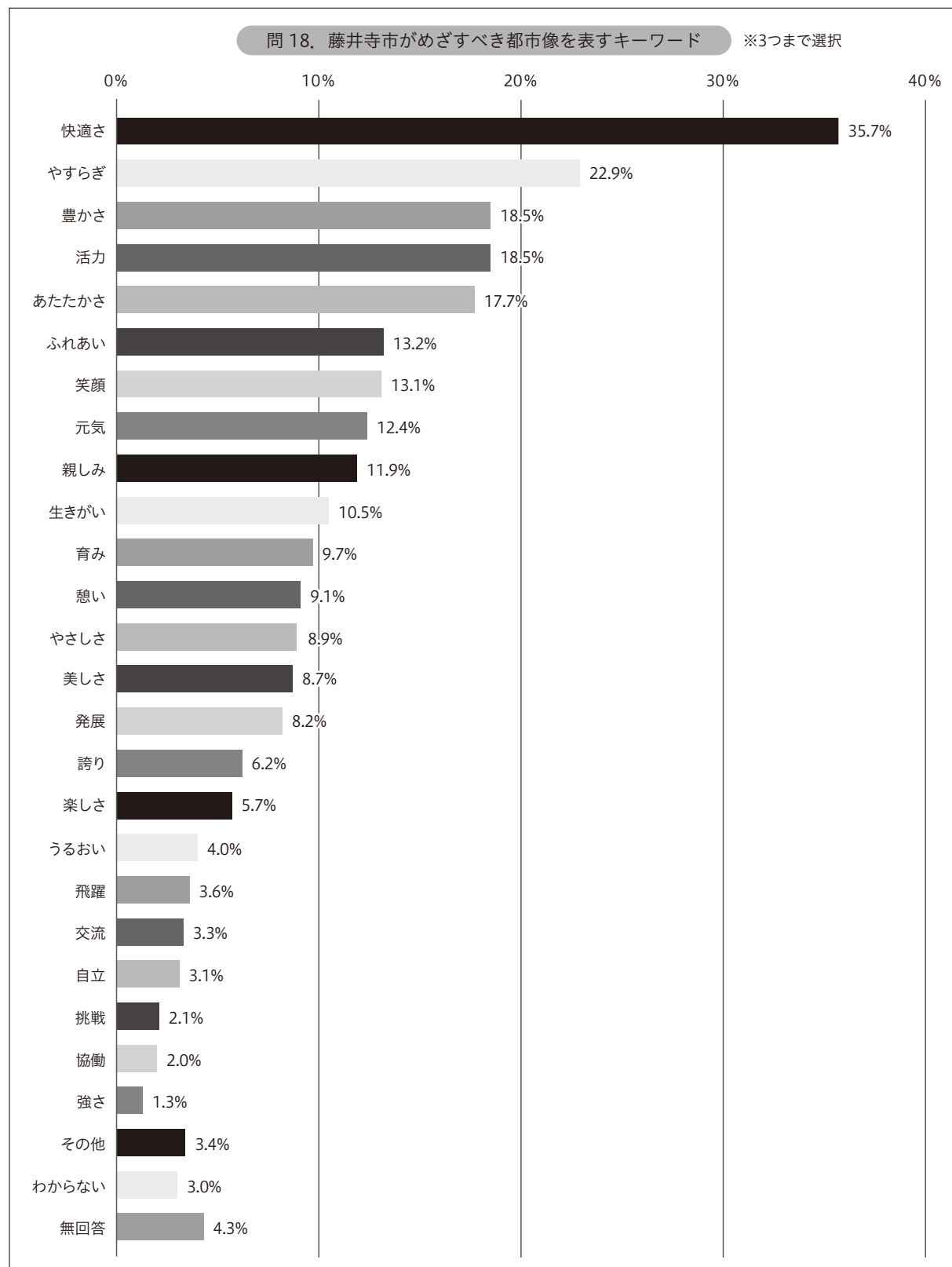
5 市民アンケート調査結果の概要



5 市民アンケート調査結果の概要







## 6 団体アンケート調査結果の概要

### (1) 調査の概要

#### 1 調査の目的

第五次藤井寺市総合計画の策定にあたり、市内で活動される各種団体の活動状況や課題、まちづくりへの提案などについて意見を把握し、これからの方向を定めるための基礎資料として活用することを目的としています。

#### 2 調査項目

- ・団体の活動状況について（活動内容、課題、必要な支援等）
- ・藤井寺市のまちづくりについて

#### 3 調査対象者

市内で活動する各種団体 110 団体

#### 4 調査期間

平成 27 年 5 月下旬～6 月下旬

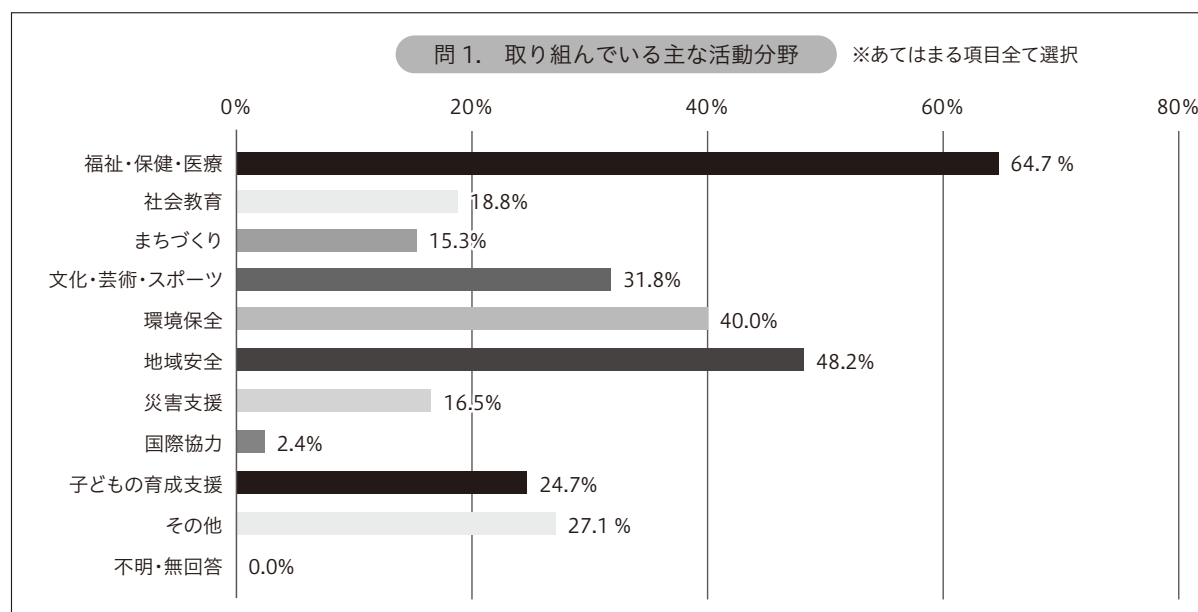
#### 5 調査方法

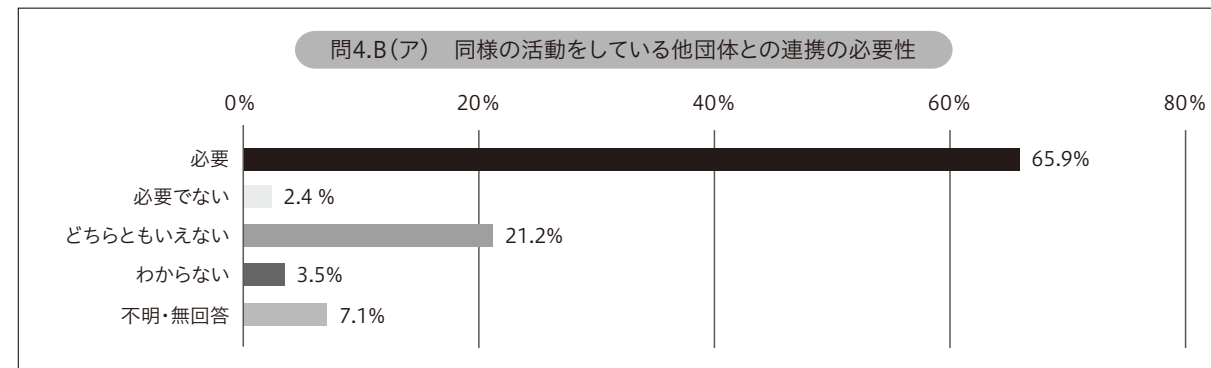
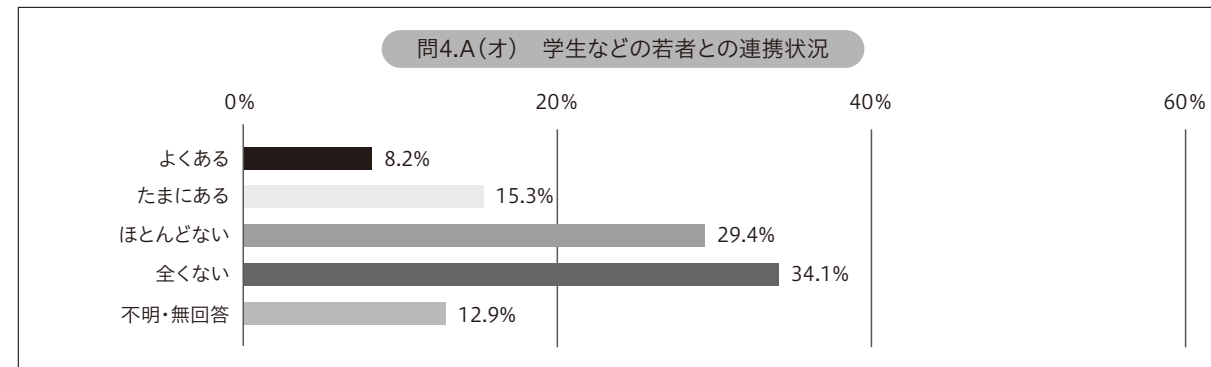
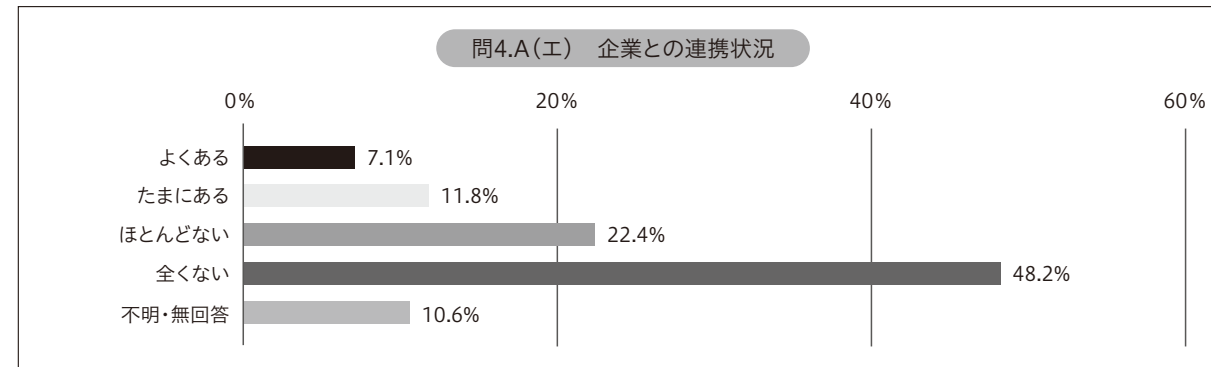
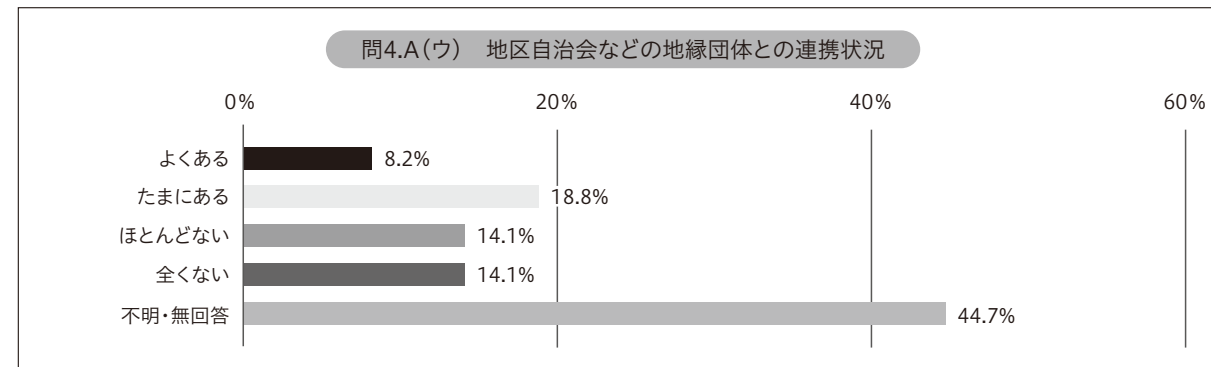
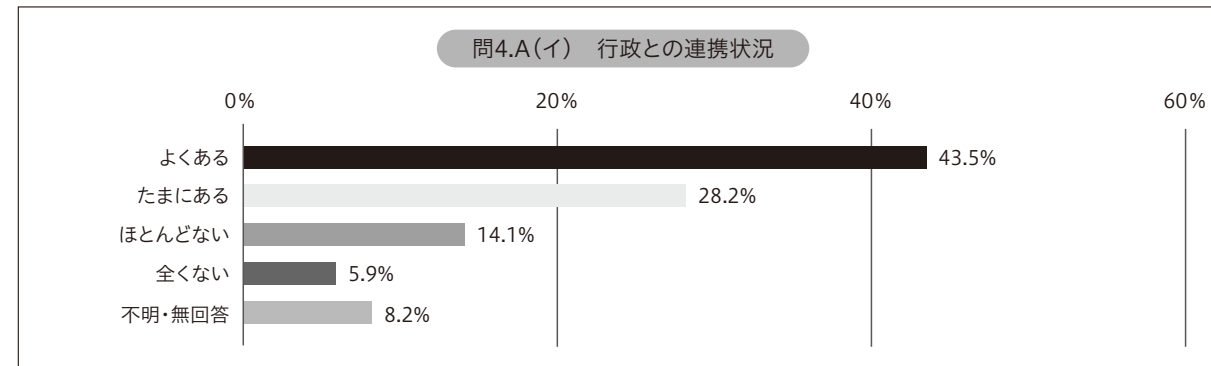
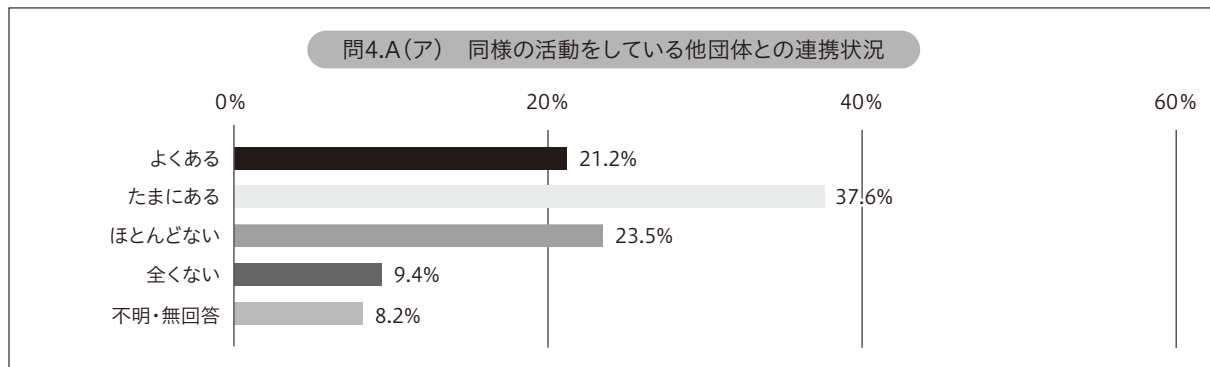
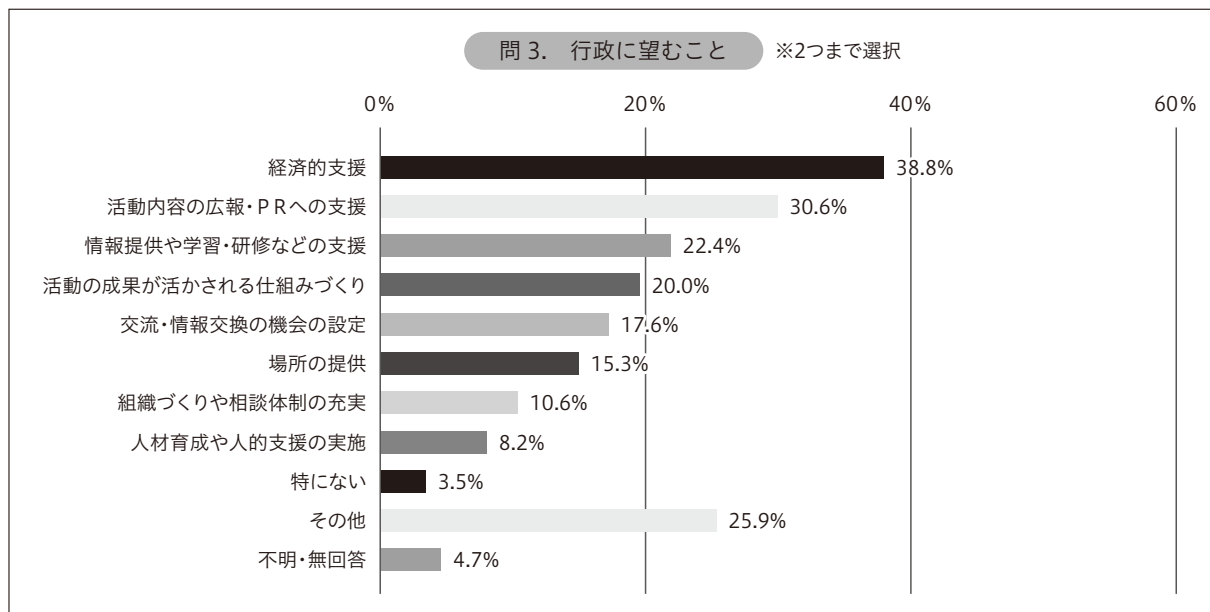
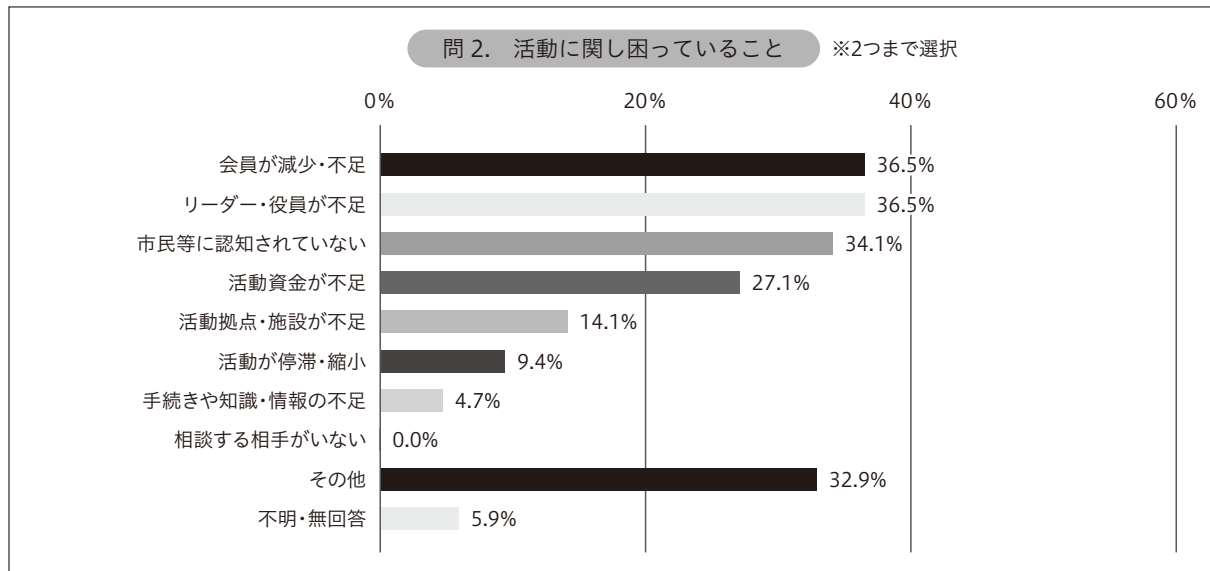
関係課を通して配布・回収（一部郵送による配布・回収）

#### 6 回収結果

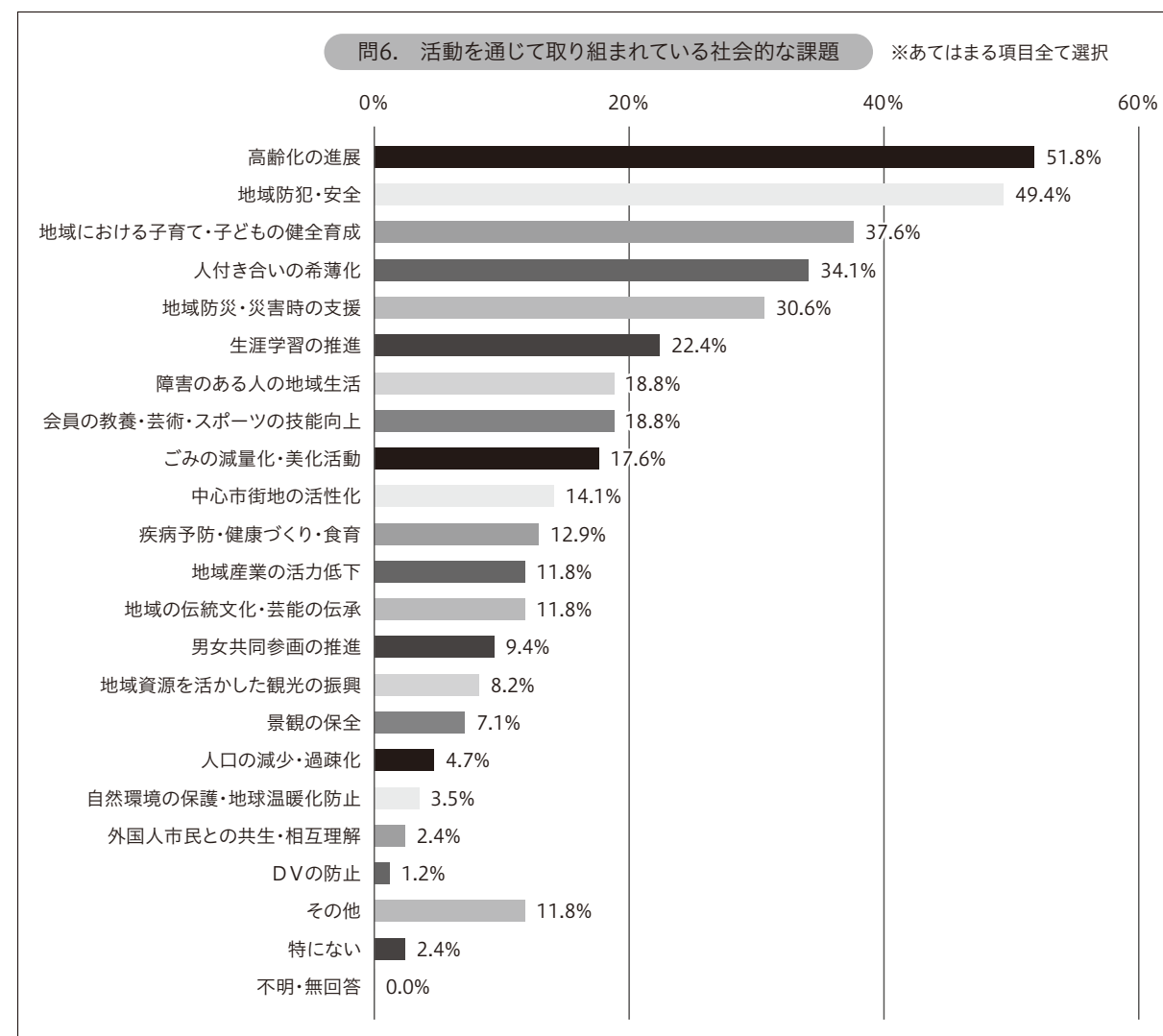
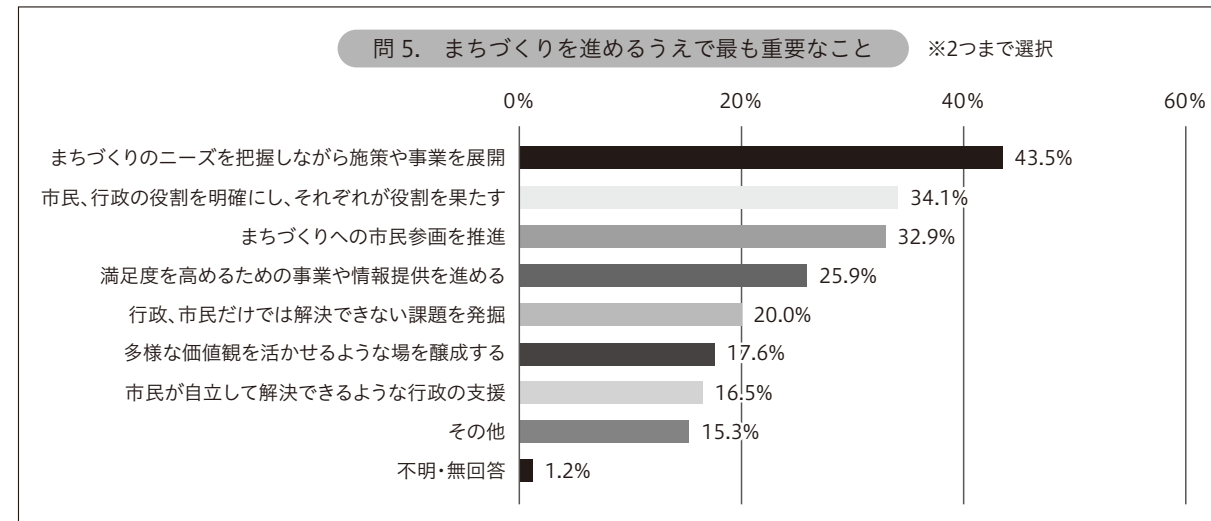
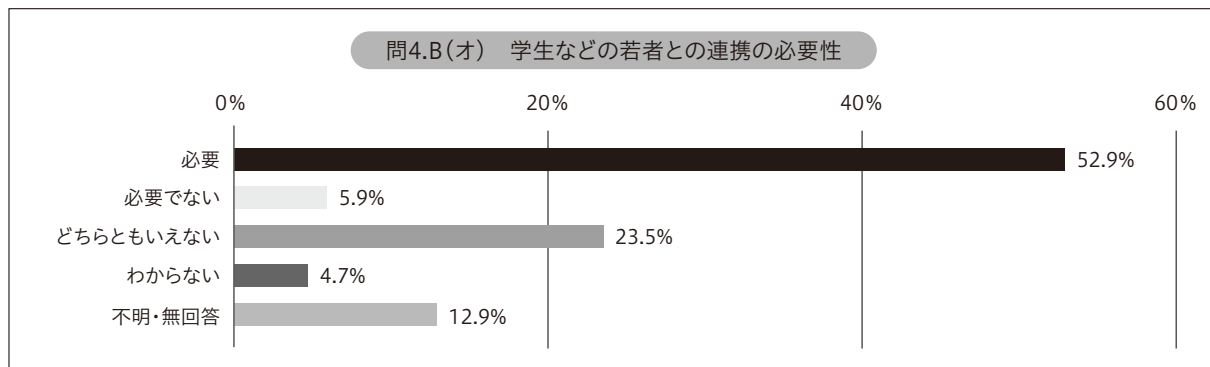
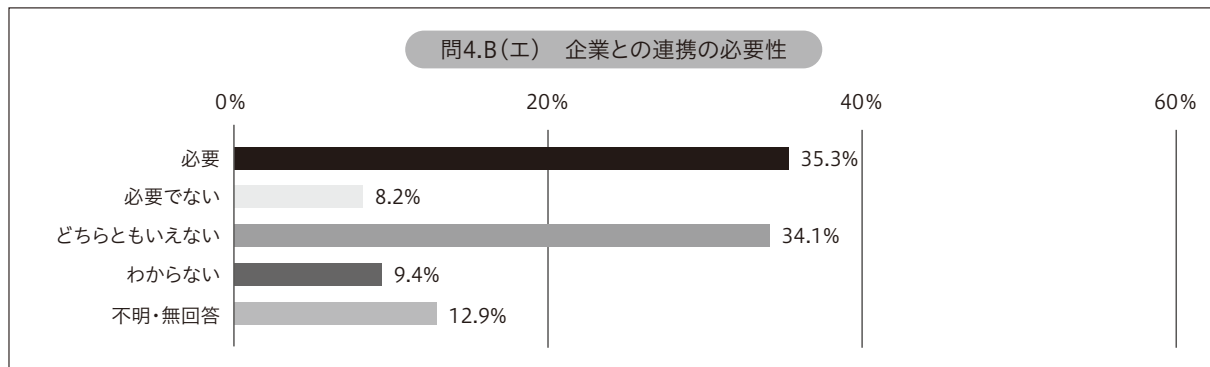
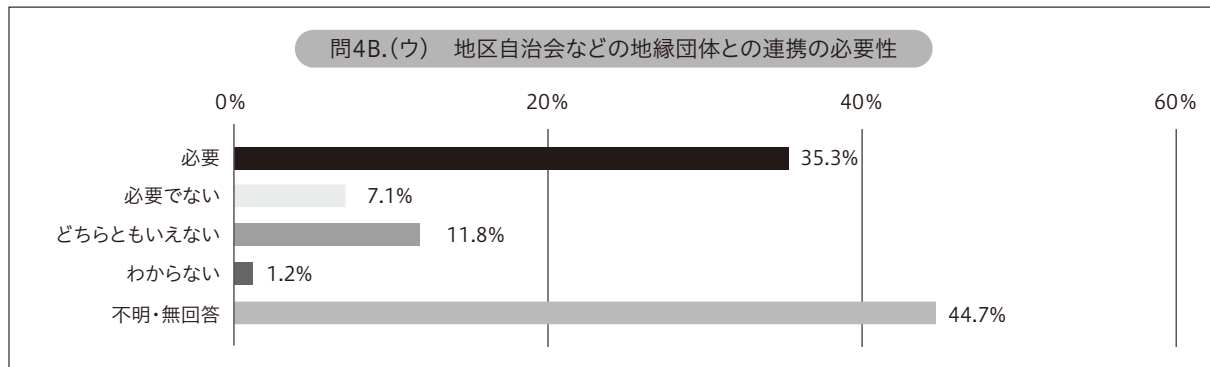
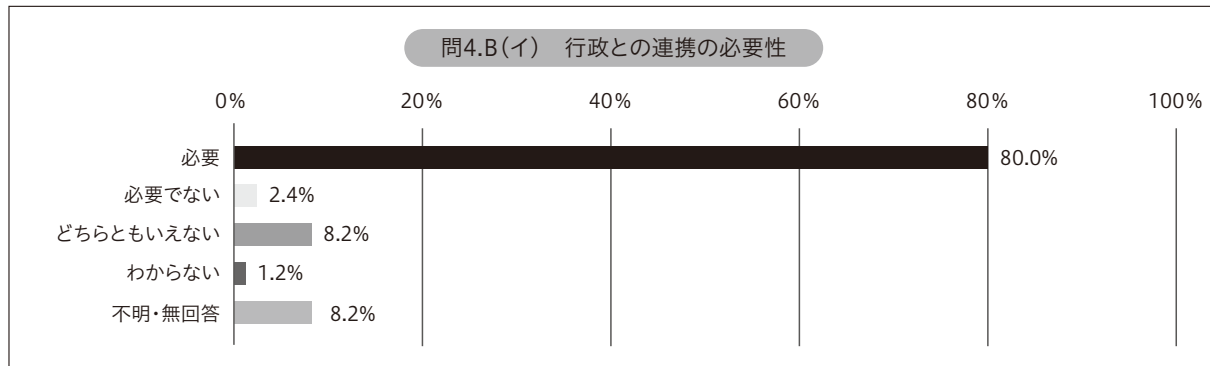
- a. 発送数 110 件
- b. 有効回収数 85 件
- c. 回収率 77.3% (b/a)

### (2) 調査結果

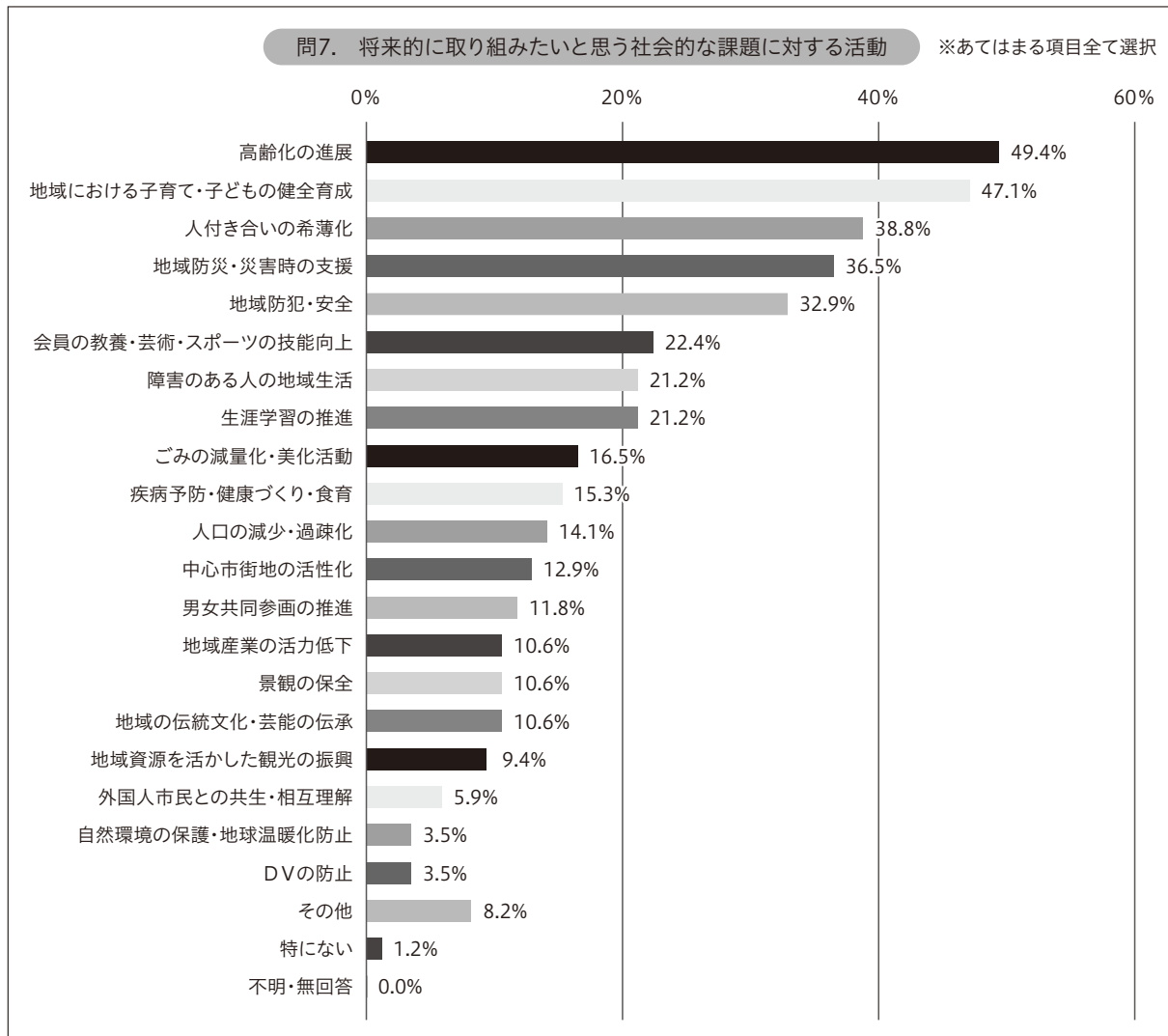




6 団体アンケート調査結果の概要







## 7 転入・転出者アンケート調査結果の概要

### (1) 調査の概要

#### 1 調査の目的

第五次藤井寺市総合計画の策定にあたり、転入・転出者の意向を把握し、これからの定住施策の方向を検討するための基礎資料として活用することを目的としています。

#### 2 調査項目

- ・ 転入・転出の理由について
- ・ 藤井寺市に転入する理由、転出先を選んだ理由 等

#### 3 調査方法

平成 27 年 9 月から 12 月に市民課窓口にて転入・転出手続きをされた方に対し、調査票による直接記入方式により実施

#### 4 回収結果

- ・ 転入者 130 件
- ・ 転出者 70 件

## (2) 調査結果

### 1 転入者調査

問1 性別

No.	項目	件数	(全体)%
1	男性	66	50.8
2	女性	63	48.5
	不明・無回答	1	0.8
	合計(%ベース)	130	100.0

問2 年齢

No.	項目	件数	(全体)%
1	19歳以下	1	0.8
2	20～24歳	25	19.2
3	25～29歳	21	16.2
4	30～34歳	24	18.5
5	35～39歳	14	10.8
6	40～44歳	15	11.5
7	45～49歳	10	7.7
8	50～54歳	7	5.4
9	55～59歳	3	2.3
10	60～64歳	2	1.5
11	65～69歳	3	2.3
12	70歳以上	4	3.1
	不明・無回答	1	0.8
	合計(%ベース)	130	100.0

問3-1 職業

No.	項目	件数	(全体)%
1	会社員	66	50.8
2	無職	21	16.2
3	公務員	9	6.9
4	自営	2	1.5
5	学生	1	0.8
6	団体職員	0	0.0
7	その他	14	10.8
	不明・無回答	17	13.1
	合計(%ベース)	130	100.0

問3-2 業種

No.	項目	件数	(全体)%
1	製造	11	12.1
2	医療、福祉	8	8.8
3	情報通信	6	6.6
4	運輸、郵便	6	6.6
5	建設	5	5.5
6	教育、学習支援	5	5.5
7	その他	18	19.8
	不明・無回答	32	35.2
	合計(%ベース)	91	100.0

問3-3 勤務先

No.	項目	件数	(全体)%
1	藤井寺市内	8	8.8
2	藤井寺市外	56	61.5
	不明・無回答	27	29.7
	合計(%ベース)	91	100.0

◎ 市外勤務者の勤務先(市町村名)

No.	項目	件数	(全体)%
1	大阪市	13	23.2
2	羽曳野市	6	10.7
3	八尾市	4	7.1
4	東大阪市	4	7.1
5	富田林市	3	5.4
6	その他大阪府内	5	8.9
7	他都道府県	1	1.8
	不明・無回答	20	35.7
	合計(%ベース)	56	100.0

問4 転入される方の転入後の家族構成

No.	項目	件数	(全体)%
1	単身	57	43.8
2	夫婦のみ	22	16.9
3	親子(二世帯)	29	22.3
4	親・子・孫(三世帯)	2	1.5
5	その他	4	3.1
	不明・無回答	16	12.3
	合計(%ベース)	130	100.0

問5-1 同居するお子さんの人数(転入後)

No.	項目	件数	(全体)%
1	1人	16	45.7
2	2人	7	20.0
3	3人	1	2.9
4	4人	0	0.0
5	5人以上	0	0.0
	不明・無回答	11	31.4
	合計(%ベース)	35	100.0

問6 転入前のお住まい(市町村)

No.	項目	件数	(全体)%
1	羽曳野市	19	14.6
2	大阪市	17	13.1
3	松原市	14	10.8
4	富田林市	8	6.2
5	堺市	7	5.4
6	八尾市	7	5.4
7	その他大阪府内	21	16.2
8	他都道府県・海外	27	20.8
	不明・無回答	10	7.7
	合計(%ベース)	130	100.0

問7 転入後のお住まいの小学校区

No.	項目	件数	(全体)%
1	藤井寺小学校区	10	7.7
2	藤井寺南小学校区	7	5.4
3	藤井寺西小学校区	7	5.4
4	藤井寺北小学校区	3	2.3
5	道明寺小学校区	8	6.2
6	道明寺東小学校区	3	2.3
7	道明寺南小学校区	5	3.8
	不明・無回答	87	66.9
	合計(%ベース)	130	100.0

問8 転入される理由

No.	項目	件数	(全体)%
1	仕事の都合(就職、転勤、転職、退職など)	31	23.8
2	家族からの独立(結婚、一人暮らしなど)	27	20.8
3	親や子ども、親族などと同居又は近居のため	22	16.9
4	住宅購入、借家、賃貸住宅の借換えなど	21	16.2
5	学校の都合(進学、通学など)	2	1.5
6	病院、福祉施設などへの入居・入所	1	0.8
7	その他	15	11.5
	不明・無回答	11	8.5
	合計(%ベース)	130	100.0

問9 転入先に藤井寺市を選んだ理由 ※あてはまる項目全て選択

No.	項目	件数	(全体)%
1	通勤、通学など交通の便が良い	43	33.1
2	親や子どもなどと一緒に(近くに)住みたかった	31	23.8
3	買い物など日常生活の便が良い	17	13.1
4	住宅の広さ、土地や住宅の価格、家賃などの住宅事情が良い	15	11.5
5	緑が多く自然に恵まれている	10	7.7
6	環境の良い住宅地が整っている	4	3.1
7	病院、医院など医療機関が整っている	3	2.3
8	福祉施設、福祉サービスが充実している	3	2.3
9	子どもを生み育てる環境が整っている	1	0.8
10	教育環境が整っている	1	0.8
11	道路、下水道などの都市基盤が整っている	1	0.8
12	公園、水辺など環境が良い	0	0.0
13	交通事故や犯罪が少ない	0	0.0
14	特になし	18	13.8
15	その他	15	11.5
	不明・無回答	9	6.9
	合計(%ベース)	130	100.0

2 転出者調査

問1 性別

No.	項目	件数	(全体)%
1	男性	32	45.7
2	女性	38	54.3
	合計 (%ベース)	70	100.0

問2 年齢

No.	項目	件数	(全体)%
1	19歳以下	3	4.3
2	20～24歳	6	8.6
3	25～29歳	13	18.6
4	30～34歳	13	18.6
5	35～39歳	9	12.9
6	40～44歳	6	8.6
7	45～49歳	8	11.4
8	50～54歳	2	2.9
9	55～59歳	2	2.9
10	60～64歳	2	2.9
11	65～69歳	3	4.3
12	70歳以上	3	4.3
	合計 (%ベース)	70	100.0

問3-1 職業

No.	項目	件数	(全体)%
1	会社員	40	57.1
2	無職	13	18.6
3	自営	3	4.3
4	公務員	3	4.3
5	団体職員	1	1.4
6	学生	0	0.0
7	その他	2	2.9
	不明・無回答	8	11.4
	合計 (%ベース)	70	100.0

問3-2 業種

No.	項目	件数	(全体)%
1	製造	7	14.3
2	建設	6	12.2
3	情報通信	4	8.2
4	医療、福祉	4	8.2
5	その他	15	30.6
	不明・無回答	13	26.5
	合計 (%ベース)	49	100.0

問3-3 勤務先

No.	項目	件数	(全体)%
1	藤井寺市内	4	8.2
2	藤井寺市外	35	71.4
	不明・無回答	10	20.4
	合計 (%ベース)	49	100.0

◎ 市外勤務者の勤務先 (市町村名)

No.	項目	件数	(全体)%
1	大阪市	13	37.1
2	八尾市	3	8.6
3	柏原市	3	8.6
4	その他大阪府内	5	14.3
5	他都道府県	4	11.4
	不明・無回答	7	20.0
	合計 (%ベース)	35	100.0

問4 転出される方の転出後の家族構成

No.	項目	件数	(全体)%
1	単身	28	40.0
2	夫婦のみ	16	22.9
3	親子 (二世帯)	14	20.0
4	親・子・孫 (三世帯)	0	0.0
5	その他	3	4.3
	不明・無回答	9	12.9
	合計 (%ベース)	70	100.0

問5 同居するお子さんの人数 (転出後)

No.	項目	件数	(全体)%
1	1人	8	47.1
2	2人	1	5.9
3	3人	1	5.9
4	4人	1	5.9
5	5人以上	0	0.0
	不明・無回答	6	35.3
	合計 (%ベース)	17	100.0

問6 転出先 (市町村)

No.	項目	件数	(全体)%
1	大阪市	14	20.0
2	羽曳野市	8	11.4
3	八尾市	5	7.1
4	堺市	4	5.7
5	柏原市	4	5.7
6	その他大阪府内	14	20.0
7	他都道府県	17	24.3
	不明・無回答	4	5.7
	合計 (%ベース)	70	100.0

問7 転出前のお住まいの小学校区

No.	項目	件数	(全体)%
1	藤井寺小学校区	13	18.6
2	藤井寺南小学校区	7	10.0
3	藤井寺西小学校区	3	4.3
4	藤井寺北小学校区	2	2.9
5	道明寺小学校区	10	14.3
6	道明寺東小学校区	1	1.4
7	道明寺南小学校区	3	4.3
	不明・無回答	31	44.3
	合計 (%ベース)	70	100.0

問8 転出される理由

No.	項目	件数	(全体)%
1	仕事の都合 (就職、転勤、転職、退職など)	26	37.1
2	家族からの独立 (結婚、一人暮らしなど)	17	24.3
3	親や子ども、親族など同居又は近居のため	10	14.3
4	住宅購入、借家、賃貸住宅の借換えなど	7	10.0
5	学校の都合 (進学、通学など)	0	0.0
6	病院、福祉施設などへの入居・入所	0	0.0
7	その他	6	8.6
	不明・無回答	4	5.7
	合計 (%ベース)	70	100.0

問9 転出先を選んだ理由 ※あてはまる項目全て選択

No.	項目	件数	(全体)%
1	通勤、通学など交通の便が良い	25	35.7
2	住宅の広さ、土地や住宅の価格、家賃などの住宅事情が良い	10	14.3
3	買い物など日常生活の便が良い	8	11.4
4	子どもを生み育てる環境が整っている	8	11.4
5	親や子どもなどと一緒に (近くに) 住みたかった	6	8.6
6	病院、医院など医療機関が整っている	6	8.6
7	緑が多く自然に恵まれている	4	5.7
8	教育環境が整っている	3	4.3
9	交通事故や犯罪が少ない	3	4.3
10	公園、水辺など環境が良い	1	1.4
11	福祉施設、福祉サービスが充実している	1	1.4
12	道路、下水道などの都市基盤が整っている	1	1.4
13	環境の良い住宅地が整っている	1	1.4
14	特になし	11	15.7
15	その他	9	12.9
	不明・無回答	7	10.0
	合計 (%ベース)	70	100.0

問10 藤井寺市の住み心地の満足度

No.	項目	件数	(全体)%
1	非常に満足していた	25	35.7
2	やや満足していた	33	47.1
3	あまり満足していなかった	3	4.3
4	全く満足していなかった	0	0.0
	不明・無回答	9	12.9
	合計 (%ベース)	70	100.0

# 市民憲章

うるわしい自然と伝統に恵まれた藤井寺市を、より豊かに、より美しく発展させる願いをこめて、わたしたち市民は、共に仲よく手を携えて、古い歴史にとけあった新しい文化のまちをつくるため、この憲章を定めます。

- ・ 人の和で、住みよいまちを、つくりましょう。
- ・ 自然をいかし、歴史遺産を、まもりましょう。
- ・ 近代文化で、伸びゆくまちを、つくりましょう。
- ・ 仕事に誇りをもち、働く喜びに、生きましょう。
- ・ 若い力を養い、夢と希望を、育てましょう。

(昭和48年11月5日制定)

## 市の花 きく



古くから高貴性のある花と尊ばれるとともに、観賞用として親しまれ、広く家庭でも栽培されています。菊を愛し、育て鑑賞することは、情操の育成ともなることから選びました。

## 市章



市内に数多く存在する巨大な前方後円墳と、国府遺跡から出土した、縄文時代の耳かざりをモチーフに、市民が一つの輪になって躍進する藤井寺市をイメージしたものです。

## 市の木 うめ



いち早く春を告げ、気品のある色と香りは、万葉集にも数多く詠まれています。本市にある道明寺・道明寺天満宮ゆかりの菅原道真が梅を愛したことから、これにちなんで知性豊かな木として選びました。

## 第五次藤井寺市総合計画

発行年月：平成28年(2016年)6月  
 発行：藤井寺市  
 編集：政策企画部 政策推進課  
 〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号  
 TEL：072-939-1111 FAX：072-939-1739

# 第五次藤井寺市総合計画

